社会臨床雑誌

創刊号
第1巻第1号　1993年4月1日

『社会臨床雑誌』発刊にあたって……日本社会臨床学会設立準備委員会……（ 1 ）

「社会臨床」に仮託するもの……山下恒男……（ 2 ）
社会臨床論序説－生活における臨床とは何か－……野本三吉……（ 12 ）
社会臨床学からみた部落解放理論……八木晃介……（ 24 ）
「高齢化社会」の反教育学……斎藤　寛……（ 38 ）

厚生省「臨床心理士」国家資格化を批判する……
日本社会臨床学会設立準備委員会……（ 49 ）
資格社会論－資格社会現況　－……佐々木賢……（ 59 ）

自己教育力とカウンセリング（Ⅰ）……中島浩籌……（ 72 ）
精神医療のなかの心理治療……三輪寿二……（ 81 ）

＜「映画と本」で考える＞
「十二人の怒れる男たち」と「Q＆A」を観て……武田秀夫……（ 90 ）
「臨床の知とは何か」を読んで……小沢牧子……（ 93 ）

＜“ここの場所”から＞
三浦高史（96）　中城進（97）　伊藤友宣（98）　渡辺八郎（100）
瀬川三枝子（101）　長安めぐみ（103）　明峰哲夫（104）　拓殖義男（105）

日本社会臨床学会設立総会（1993.4.24～25）へのご案内……（表紙ウラ）
投稿のお願い……（ 108 ）
編集後記……（ 109 ）

日本社会臨床学会編集

日本社会臨床学会設立総会
にご参加下さい

日　時

１９９３年４月２４日（土）午後１時開会
２５日（日）午後５時閉会

会　場

江東区森下文化センター
（東京都江東区森下３－１２－１７　電話03-5600-8666）

参加費

２０００円（全期間。なお交流会参加費は４０００円）

プログラム

４月２４日

◆設立総会◆◆◆

基調報告、運営委員選出、会則承認等

◆記念講演◆◆◆

「詩学としての社会科学－民衆理性からの検証－」
栗原　彬（立教大学・政治学）

４月２５日

◆シンポジウムＩ◆◆◆

「心理臨床から社会臨床へ」をめぐって－社会臨床学会設立のときに－

野本三吉（横浜市立大学）「生活体験から見た臨床」
斎藤　寛（八千代国際大学）「反教育学から見た『臨床』」
山下恒男（茨城大学）「社会臨床への模索」
司会　林　延哉（横浜療育園）

◆シンポジウムＩＩ◆◆◆

生・老・病・死を考える－日々のくらしの中で－

赤松晶子（東京足立病院）「精神医療の現場から」
山田　真（八王子中央診療所）「町の中で医者として」
向井承子（ノンフィクション作家）「都会の中で老いとともに」
木之下孝利（うさぎとかめ保育園）「障害者の立場に生きて」
司会　篠原睦治（和光大学）

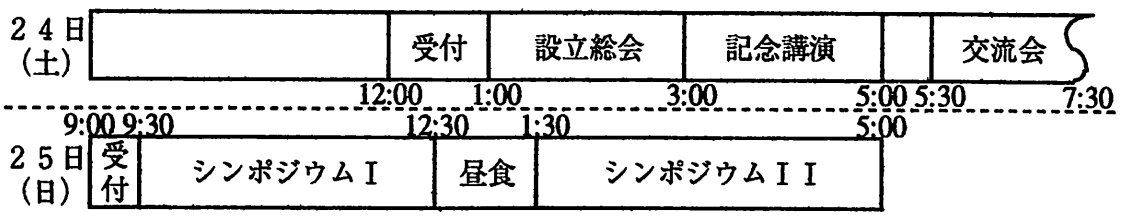

『社会臨床雑誌』発刊にあたって

日本社会臨床学会設立準備委員会

一昨年の秋、第２７回日本臨床心理学会総会は、「心の専門家」の国家資格づくり業務に臨床心理学会が協力するかどうかで採決をとり、これに反対する側が負けました。

私たち、反対する側は、そのときまで、「心の専門家」は必要か、を内外に問いかけ続け、ましてや、その国家認定化を認めるわけにはいかない、という立場と主張を繰り返してきたのですが、ここにいたって、その立場と主張を継承し展開させるために、新しい場を求めて日本社会臨床学会を設立することにしました。

社会臨床学会は、単に「心の専門家」の国家資格化に反対することに留まらず、むしろ、この問題を２０年余にわたって考え続けてきた臨床心理学会学会改革の歴史と課題をこそ大切にしたいと思います。その軸には、“「される側」に学び「される側」と共に”の姿勢や反差別・共生を探る視点やがあり、そのなかで、「する側」の自己点検・相互検証が続いてきたと言えましょう。

確かに、臨床心理学会改革運動は、その歴史的経過や社会的要請・期待から、精神医療や学校教育などの諸問題とかかわって臨床心理学・心理臨床を点検する作業を一つの重要な課題として、進まざるを得ませんでしたが、このたび発足する日本社会臨床学会は、そのことに限定するものではありません。

むしろ、「社会臨床」ということのイメージや定義を試行錯誤的にいろいろに膨らませながら、これまで以上に、さまざまな立場、種々の領域・分野の人びとが一緒に、「社会臨床」をめぐる諸テーマ、諸課題を掘り起こしては表現し、共に考えつづける場にしていきたいと願っています。

その大切なメディアとして、『社会臨床雑誌』を発刊するのですが、このたび、ここに、創刊号をお届けします。本号では、臨床心理学会時代から取り組んできた資格問題など幾つかの継承課題を確認、展開すると同時に、「社会臨床」のイメージとテーマを創り出す試みを行っています。さらに、〈“ここの場所”から〉欄を設けて、臨床現場、職場に限らず、いろんな生活の場からの体験と思索をエッセイ風に書き記してもらいました。こんな欄を通して、「社会臨床」の新鮮で興味深いテーマが早くも飛び込んできています。また、従来の多くの雑誌が書評・映画評を載せてきたのですが、本誌は、当分の間、〈「映画と本」（を評論するのでなく、それら）で考える〉というこだわり方をしてみたいと思っています。

臨床心理学会は『臨床心理学研究』を出してきたのですが、それにならうならば、社会臨床学会は『社会臨床学研究』にしてもよかったのかもしれません。「社会臨床学」をめざすべきか、めざしてはいけないのか、については、軽々に決着をつけることなく、これからじっくり議論を重ねていきたいと願っています。また、「研究」論文中心でよいのか、いろいろな表現スタイルを大切にしたい、という強い思いもあります。こうして、私たちは学会機関誌を『社会臨床雑誌』と呼ぶこととし、「雑誌」ということの多様で雑然としたイメージを大切にすることにしました。

創刊号発刊にあたっては、寄稿してくださった会員の皆さんをはじめ、多くの方々の協力をいただくことが出来ました。有難うございます。また、『社会臨床ニュース』及び『社会臨床雑誌』の題字部分（ロゴ）をデザインして下さった十河雅典さん（茨城大学）と英訳目次の校閲をして下さったロバート・リケットさん（和光大学）に、心から感謝いたします。

創刊号の内容と頁数から察せられるように、内容的にも量的にも、今から年４回発行が可能なのかもしれませんが、予算枠を考慮して、当分の間、年３回発行といたします。ストック原稿が山積みされ、会員も増加するのにともなって、遠くない将来に年４回発行も夢ではなくなると確信しています。

「投稿のお願い」をご参照の上、会員の皆さまのご投稿を心待ちしております。それでは、設立総会での新しい出会い、久しぶりの再会を楽しみに・・・。

「社会臨床」に仮託するもの

山下恒男（茨城大学）

はじめに

どんな「科学的」論文も何らかの政治的意味合いを持たないことはない。「社会臨床」という言葉が生まれたのは、「臨床心理士」の国家資格化をめぐる意見の対立により「日本臨床心理学会（以下、日臨心）」が分裂したことを契機にしている。したがって、これから書く論文も二重、三重の意味で政治的にならざるをえない。

ここで「政治的」というのは、長い間日臨心の運営委員であって、しかもその路線変更にまったく納得できないで、新しい学会を仲間と共につくろうとしている、私の立場性と思惑（今後の方向性）を抜きにした文章は考えようがないからである。つまり、「社会臨床」について考えていくのだが、そこで社会臨床<学会>のあり方も強く意識せざるをえない立場にあるのである。白紙の状態で「社会臨床」について考えるということでは決してないのである。そのことを強く自覚しながら、「社会臨床」ということにどういう想いを託していこうとしているのか私見を述べていきたい。

1　「心理臨床」から「社会臨床」への背景

まず最初に、「社会臨床」であるが、どういう過程を経てこの言葉に辿り着いたのか、この言葉をもってこれから何を目指そうとしているのか、等について（日臨心から社臨という学会レベルでの移行という観点から）論じたい。

はっきりしているのは、日臨心の変質にともなって、「心理臨床（家）」というものの閉鎖性、排他性が浮き彫りになってきたことである。そのことのために、“どなたも自由に”のウソをあげなければならない。たしかに“どなたも”学会に迎え入れはする。しかし、それは会費を払ってくれたり、総会に参加してくれたりして、学会に貢献してくれるからである、と言われても仕方のないことが結果的に示された。

核はあくまでも「心理」であり、しかもその心理の中心は「（病院における）心理臨床業務の従事者」にあったのである。このことは「資格問題」に国家が関与しだした瞬間から明確化され、純化される。

少なくとも「教育、福祉、医療、産業等の諸領域」の人たちは対等であると思われていたのが、最終的には「医療」領域の人たちだけがクローズアップされ、他の人たちの学会における発言権と居場所を奪った（もちろん、こうした流れに反対し、抵抗した「病院の心理」の人たちが少なからず存在したことは事実であり、救いであるが）。

先に「変質」と書いたが、このことの遠因は、会則の「目的」、「会員の規定」にもある。すなわち、“真の臨床心理学を探究することを目的とする”学会であり、会員は“臨床心理学的業務（研究も含む）に従事する者”を中心として、“近接職種の者”、さらには“臨床心理学的業務に関心を持つ者”を含むという構造になっている。いまあらためて気付くのだが、「職種」、「業務」に焦点が合わされ、それによって結び付いていた学会だったのである。

したがって、どんなに「される側」に学んだとしてもその成果は「する側」に還元されるという構造になっていたのである。

もちろん、私たちが<真の>心理臨床ということを唱えて、資格推進派の心理臨床は<真の>ものではな

い、ということを主張し続けるという道もなかったわけではない。分裂した多くの組織がそうであるように＜真の＞をめぐる正当性あるいは本家争いという道を選ばず、「心理臨床」にかわる「社会臨床」という＜新しい皮袋＞の道を選んだということなのである。その中の酒も新しいのか、あるいは古いのかはまた別の問題である。

いずれにせよ、「臨床心理」あるいは「心理臨床」という言葉はそれらの言葉を占有する職能集団の職業的利益に収れんすることが見事に示され、その他の人々は排除された。

さて、これにかわる＜社会臨床＞という言葉には、＜心理＞にはこだわらず、新しい境地を開拓し、イメージを膨らませようという意図と、学会改革以後日臨心がすすめてきた路線を私たちこそが継承していくのだという決意の両方が託されている。

また、＜個人＞臨床から＜社会＞臨床へという捉え方もたしかに存在するし、そこに意義を認めようということも否定できない。しかし、＜個人＞が＜社会＞に置き換わることの実質的意味というものが明らかにされてのことではない。

そういうわけで、「社会臨床」という言葉に対する漠然とした期待あるいは思い入れというものはあるにしても、明確な概念規定、なすべき課題が明示されていたわけではなく、それらが必要かどうかということも含めて今後議論していくべきものであろう。

しかし、日臨心の末期症状を教訓として、あるいは心理臨床学会の方向性など、こうはなりたくないという意味ではいくつかのはっきりしたイメージは存在しているといえる。思いつくままに列記してみると、次のようになる。

○診断（すなわちレッテル貼り）が治療の前提となる。あるいは診断だけでも意味があると考える。
○病因を個人の内的な資質あるいは事情に求める。
○社会的な問題に付随して発生するようにみなされる心理的あるいは医学的な問題だけを切り離してとらえ、それに対して治療・矯正のような働きかけをおこなう。
○クライエントに対して、中立的な第三者意識をもって接する。あるいは、“私のクライエント”というかこいこみを意識的、無意識的に行う。
○臨床行為をシロウトが気軽にできるようなものではないと考える。それを独占する専門家に国家資格等の「資格」を要求する。
○「臨床的出会い」とか「臨床的理解」のような言葉に幻想を持つ。

しかし、いくら否定的な側面を挙げ連ねても、これらはそれがどんなものであれ、「心理臨床」を行うことを前提にしている。私たちが「社会臨床」という言葉を積極的に用いようとするなら、もう少し根源的なところから、考え直さねばならないのではないかと考える。

2　「臨床」をめぐって

「臨床」という概念については保留したまま、「心理臨床」（学会）から「社会臨床」（学会）への背景を見てきた。しかし、社会臨床ということを目指す場合、臨床の語義を避けて通ることはできない。

『広辞苑』には“病床に臨むこと”とある。ここでただちに問題となるのは「病」あるいは「病床」とは何であるのか、そこに“臨む”人間は誰であるのか、ということであろう。後者の問題から考えてみよう。

まず、「病床に臨む」人として、イメージできるのは、家族や近親者あるいは親しい友人たちであろう。しかし、そうした行為は＜臨床＞と呼ばれず、彼らもまた＜臨床家＞と言われることはない。そのことの理由は、彼らが病床にある人間と特別な関係をもち、専門家ではなく、金銭のやり取りもないからであろう。

逆に言えば、臨床家は患者と特別な関係にある人間ではないのである。ところが、特別な関係になくしかも臨床家と呼ばれない人たちもいる。付き添い婦、看護婦と言われる人たちである。彼らがなぜ臨床家と呼ばれないかという理由は、彼らの専門性が低いとみな

されている、ということ以外考え付かない。

つまり、ある時点から臨床家とそうでない人との選別が行われたのである。しかし、“病む人”に付き添う人は、昔から存在していた。

臨床の<誕生>についてはフーコーが書いている。ひとつは、『臨床医学の誕生』(1)であり、もうひとつは『監獄の誕生』(2)である。この二つの本は<臨床>ということのもつ二つの本質をそれぞれ示しているように思える。しかし、フーコーにあってはそれらはその時々の社会の<狂気観>と切り離せないものである。そこで、狂気観の変遷について、簡単に見ておこう。

彼は、『精神疾患と心理学』(3)の中で、「17世紀半ばに、突然、変化がおこった。狂気の世界は疎外の世界となる。」と書いている。それ以前の時代、「・・・狂気は、本質的には、自由な状態で体験されていた。狂気はあたりを歩きまわり、一般の背景や言語の一部をなしていた。それは各人にとって日常的な体験であって、それを抑制するよりは、むしろ大切にしたのである。」という。それが17世紀の半ばに、狂気の支配が終わり、「大きな収容施設が、しかもヨーロッパ全土につくられ、それらはただ狂人用ではなく、互いにひどく異なった人びとを受け入れるためのものであった。(中略)要するにすべて理性、道徳および社会の秩序に関して、『変調』の徴候を示す人たちが閉じこめられた」のである。

しかし、「革命時代と帝政時代に、昔の収容施設が、次第に狂人たちに充てられるようになった。この度は狂人専用である。当時の慈善意識が解放したのは、狂人を除いた、他のすべての人たちだったのである」。かくて、隔離収容に医学的意味も与えられ、新しい局面が展開する(フーコーは臨床医学の誕生をこの時代に対応させて考えている)。

<臨床>において、個人のからだやこころへの積極的な働きかけという側面と、そのことが同時にもつ社会的意味、すなわち、治療や矯正、管理という側面の二面性をもって機能している。教育や福祉等もまた、同じような本質をもっていることは言うまでもないだろう。

臨床の制度化はそれを押しとどめようがない、ある種の必然性をもっていると言える。これは敗北主義ではない。社会全体が制度化(管理化といってもよいだろう)の流れの中にあって、臨床だけが例外ではないという意味においてである。そして、役割分業としての「臨床」を避けてとおれないことを前提としたうえで、そこにどう介入し、変質させることができるかということが問題となる。

それにもかかわらず、「臨床」ということのもつ<個別性>は魅惑的な相貌をしばしばみせる。管理のためのものであっても、クライエントとの1対1の関係は管理社会の「弱点」ともなりうる可能性をもっているかのようにみえる。ところが、どんなに個的で充実した関係が取り結べたかのように思えても、こうした「臨床的出会い」はやはり制度化がもたらしてくれたものだし、クライエントではなく、ほかならぬ臨床家自身が求めていることもしばしばであるからである。

そして、この「臨床」は近代的な合理主義や科学主義などと矛盾せずに共存している。というより、むしろ「臨床」そのものが近代主義が生み出したものなのである。私たちはいまの「臨床」に対応したあれこれの<事実>を過去にさかのぼってみつけ出すべきではないのである。

3 臨床と専門性

「臨床」という業務が現実に存在し、臨床医や心理臨床家が専門家として働いているということを前提にして、次にその「専門性」について考えてみることにしよう。

一般に臨床家の専門性は人間のこころとからだについての知識、それに対して働きかけるための技術の習得が前提にされている。そして、何よりも必要とされるのは臨床<経験>であるということだろう。さらに、もったいをつけるために、臨床家の人間性やモラルのようなものも必要だとされる。

しかし、その専門性の内実が何であろうと、専門性

が認められ、専門家として存在するためには社会的条件が必要とされる。

例えば、原発の安全性（危険性）の問題について、いかに卓越した知識を持っていても、それだけでは専門家とは言われない。そもそも＜卓越性＞の保証というものが検討される＜場＞からして、専門家を作り出すシステムの内に含まれているのだ。さらに、専門的な知識や技術（というよりもそれらについての「情報」）がますます閉鎖的な場でしか流通しなくなっているので、終始システムの外にいる人間、つまり、まったくのシロウトが＜卓越した知識＞をもちにくくなっている。

私が大学院生として在籍していた大学の学部に付属する教育相談所に来所する親子などへの（スーパーバイザーのもとでの）診断と治療は、いま考えればまさに臨床行為そのものなのだが、当時それはほとんど自覚されていなかった。私の周りには、“ふん、ふん”と頷いてクライエントの訴えを＜受容する＞戯画化されたロジャーリアンの姿があった。

最近では、「資格化」のからみもあって、臨床とはもっと厳しいものだとか、研修の必要性などが盛んに言われている。しかし、少なくとも私の中では、一般の心理学と臨床は区別されていなかった。「臨床」と出会うのはその後心理テストなどの作成や実施の過程での体験の中であり、その後、日本臨床心理学会にも入会するのだが、その頃から私は臨床になじめず、違和感をもちつづけた。

心理学者でありながら、臨床の場を持たない人間は多い。それは基礎医学の研究者と臨床医の関係に似ているようでいて、かなり違う。

いま述べた私の場合は、心理学を専攻していて臨床心理学の周辺にいたということだけで、臨床への志向性や同一視を持たず、経験もあまりなくても、その反対の立場の人（つまり、経験はあるが心理学科を卒業していない）に比べて、容易に「専門家」になりうる、そういう構造を照射している。

生越達は、現象学の立場に立ちながら、臨床家による先行研究をも学ぶことにより、《臨床家ではない－わたし－》という立場から、登校拒否児を「理解」しようとする(4)。

彼は、まず、“－わたし－が《臨床家》でないことに基ずく問題点の指摘”を行い、次に“－わたし－が《臨床家》でないことについての批判の克服に向けて”、そして、さらに“《臨床家》であることの内に潜む問題点の指摘”へとすすむ。“《臨床家》であることが研究の全面的な妥当性を保証する”ものではなく、むしろ“《臨床家》であることによって本質的に限界づけられているのではないだろうか。”という提起である。

そこで彼は次の三点を指摘している。

（1）《臨床家》は、当然、自らの経験してきた、そして今経験している《臨床例》の影響を強く受けている。それは、単に《臨床》の対象がある一定の限られた存在であるということに留まらない。経験の仕方そのものが、自らが《臨床家》であることに支配されているのである。

（2）《臨床家》は実践の場に生きている。そして実践という場においては、常に《治療》を再優先しなければならない。

（3）以上の二つの現実的な指摘とも関連することだが、より根源的な問題として、《臨床家》の日常性の問題が浮かび上がってくる。

ここで、二点目の《治療》について、生越は「治」が乱の反対概念であり、「《臨床家》は登校拒否児の反乱をおさめ、そして登校拒否児を安定した整った《世界》へとおさめる」、《臨床家》であることは、それを要求されるのだという認識を示している。

また、三点目の意味だが、彼は“《臨床家》にとって、登校拒否児との出逢いは日常的なものである”という意味において日常性という言葉をもちいており、出逢いの「片面性」を指摘している。

最後に彼は、“《臨床家》であることに潜む本質構造”について論じている。それは「技術としての《臨床》的であるもの」「技術的であること」「臨床的で

あること」より構成されている。ここで彼は、技術というものをある程度肯定しながら、「技術的であること」を超えた「臨床的であること」の境地を追及しようとしている。

以上のように生越は“《臨床家》であること”の問題性について、大変ていねいに論じているのだが、クロウトの「臨床家」への攻撃性があまり感じられないので、シロウトである彼が自分の立場を正当化するために書いた論文だと受けとられる恐れもある。

また、生越が指摘していることの多くはもっともなことであるが、“だからどうなのだ”と居直られれば、それ以上追及できないような性質のものである。例えば、臨床行為にシロウトがかかわっても構わないが、かかわり方の質や内容が違うと言われるかもしれない。

さらに、なぜ彼が指摘しているような構造が存在するのかということへの問いもなされていない。現象学的立場のある種の限界のようにも考えられる。

一方で、彼は次のような認識も示している。

> “そもそも《臨床》という言葉は他者理解という観点からは適当でない差別的な言葉であるし、登校拒否児を《臨床例<Kranken material>》として捉えることのうちに、他者を物化していることがはっきりと示されている。”

たしかにその通りで、生越の言うことに共感できるところは多いが、この文章に即して言えば、なぜ理解しようとするのか、理解しようとすることの<動機>について彼がどのように考えているのか、疑問である。

さらに、<理解>の前提として登校拒否児と出会わなければならない。<シロウトの臨床家>がどのようにして彼らと出会うのであろう（つまり生越もある種のクロウトである）。

以上のように述べてきたからといって、私は専門家や専門性を全面的に否定しているわけではない。専門性とは主観的な<こだわり>であるべきだと私は考えている。

そして、「資格問題」とのからみで専門性を重視する意味は十分あると考えている。しかし、このことについては、すでに別のところでふれているので、ここではこれ以上述べない(5)。

4 「心の専門家」と「臨床の知」

いわゆる「心の専門家」の問題であるが、これについては、以前、「『心の専門家』という虚妄」という論文において少しふれている(6)。特に、専門家の養成の過程において習得されるもの（教育内容）に対する疑問、心理臨床の過程で得られる「経験」の質の問題、さらに最も本質的なものとして、「『専門性』が発揮される場と日常世界との関係」について疑問を出している。ここで、私が言わんとしたことは、「専門性」は“非日常的な場面”でのみ成立している、ということであった。

佐藤昭一はこれに対して、「日常的場への専門性の持ち込み」は珍しいことではない、として次のように述べている(7)。

> 「いかにも臨心家又は臨心学者らしい人」は、一般に、日常的で水平な場の中でも専門性を発揮しているのではないか。（中略）その行きつく先は家族はもちろん己の日常的行動や日常的「心」さえも己の専門性向上の材料として使うことである。

たしかに、佐藤の指摘するようなことはありうるだろう。前述の生越の言う日常性とも通じるものである。しかし、これこそが、現代的な専門性の特質なのである。

今の時代においても、霊媒者はほんの束の間、神の代行をするだけでもからだとこころを痛めるように思える。ところが、臨床家はそのことから<疎外>されている。あるいは自分以外の理論とか技術によって、その問題が見えないような仕組みができ上がってい

る。

河合隼雄は、ある学生の自殺未遂の例をあげ、文学者や哲学者が「まあ、そっとしておいてやるのが・・・」という常識的な判断しかできないのに、カウンセラーは、「その学生に会いにゆき、なぜ死のうとしたのか、次に自殺を企図するおそれがないのかどうかなどを、確かめることができるのである。」(8)と述べている。何という自信だろうかと思う。しかし、彼はそれを「技術」とすることで、「ただ、人間対人間の関係のなかで、死について話し合い、それについて実際的に処理する知識と経験を持ち合わしておるというだけのことである。」とすることですり抜けられるのである。

古来、死をもっぱら扱う人々は聖性と被差別性の二面性を備えていた。いやおうなしに、それらを引き受けさせられていたのである。

ところが、<臨床家>はそうしたものを引き受けることなしに何でもできるのである。私はそういうモンスターのような人間を信じることはできない。

私自身は臨床家でもないし、他人との日常的人間関係も多いほうではない。まして、相談やカウンセリングの真似事をしているわけでもない。

しかし（だからというべきか）、突然未知の人から長文の手紙をもらったりすることがある。また、深夜電話がかかってくることもあるが、それは相談というよりも何かをただ訴えたいためであるような場合が多い。

それらは私がとても受け止めきれないようなものである。

私は長い間、不眠で苦しんできたが、そのことの原因の一部はこうしたことにもあるのではないかと考えている。もちろん、それは私のキャパシティーのなさと、つねに周りに対し防衛的に緊張して生きてきた私の生活スタイルのゆえでもあろう。

ただ、だからそういう人たちの「悩み」や「病い」を受け止め、治療するシステムがまず必要だとは私は考えない。また、そうしたことが有効だとも思わない。そもそも「悩み」や「病む」こと自体について考えてみる必要があるとも思う。

河合隼雄の「心の専門家」の理論武装のために使われているものの一つに、中村雄二郎の「臨床の知」がある。これは、１０年ほど前、『魔女ランダ考』の中で近代科学によって代表される分析的な知とは対照的な<演劇的知>、パトス（情念）の知、それをおしすすめた<臨床の知>として登場している(9)。

これは、中村の近著のなかで、あらためて次のように定義されている(10)。

> さて<臨床の知>は、科学の知の三つの構成原理を先のように端的に、（１）普遍主義、（２）論理主義、（３）客観主義と呼ぶとき、そのそれぞれに対して、（１）コスモロジー、（２）シンボリズム、（３）パフォーマンスと私が呼ぶものを構成原理としている。

中村の図式は明快であり、近代科学に対する批判はその通りだと思う。しかし、彼の論じる対象が現実に近づき、社会性を帯びてくるにしたがって、二つの相対立する知の違い（というより、彼の立場）は不鮮明になってくる。

彼は「脳死と臓器移植の問題」について具体的に取り上げているが、その動機は「わが国において、なぜこんなにも永い間にわたって紛糾しつづけているのであろうか。まずそのことから入って、錯綜した事態のなかから、できるだけ問題点を整理しつつ、私見を示すことにしよう。」というものである。言葉尻をとらえるようだが、「問題点の整理」とは<臨床の知>になじまないのではないか。彼はまた、アメリカや世界をしきりに引いて、「・・・性質上あいまいな部分を残さざるをえない実践的な問題に際して理論的な詰めを必要とする場合には、それらの諸価値があまりにかけ離れ、食い違うために、一向に議論が進展せず、コンセンサス不成立や、慎重論の名のもとに、問題がいたずらに先送りされることになってしまう。」と日本社会に不満をもらしている。

こうした論法は彼が批判する<近代科学の知>その

ものではないかと思う。ここで、私たちは<臨床の知>に裏切られたことに気付く。

医療被害を受けた患者やその家族からのまなざしといったものは、どこにも感じられない。同一視の対象となっているのは（もしそれがあるとすれば、）確立されたプロフェッションである医師たちである（彼は、この本の中で臨床医学については少しばかり論じているが、「心理」臨床についてはまったくふれていない）。そして、本書の最後で医師たちに「思いやり」を求めて「思いやりと信頼は、医療行為における人格的な主体同士の間にはじめて成立するが、・・・」と書いているが、「人格的な主体同士」の現実の関係をどのように考えているのであろうか。

中村がたんなる「知」のレベルで考えているかぎり、問題は顕在化しない。しかし、彼は「知」という切り口そのものに内在している制約というものを無視しているように思える。

中村の関心の対象と立場性の問題である。フーコーの場合には感じられない、特権的な第三者であるような印象が避けられない。彼がやろうとしたことは、「臨床の知」を魔女ランダから収奪し、近代知の中に組み込んだだけのように思われる。それは蝶のコレクターが東南アジアの珍しい蝶を大きなピンで留めて見せたようなものである。

5　社会と臨床

ここでは、社会と関連させて考えるいくつかの<臨床>のイメージについてみてみよう。

<臨床>と<社会>をからめようとした試みに臨床社会心理学の提唱があった。これは『現代人の病理』全五巻の刊行を通じてなされたものであるが、副題は「文化の臨床社会心理学」、「人間関係の・・・」「家族の・・・」「エロスの・・・」と、すべて臨床社会心理学という言葉を用い、第5巻は「臨床社会心理学の基礎」であった(11)。

第5巻の編者は萩野恒一、相場均、南博の三人であるが、そのうちの一人である南が序章で「臨床の場と社会の場－臨床社会心理学へのひとつのアプローチ－」を書いている。これが、実質的な「臨床社会心理学」の提唱の文章となっている。

南は臨床について歴史的な流れを追い、反精神医学にも言及しつつ、「臨床社会心理学」の課題について次のように述べている。

> 社会とか政治の問題を、まともに一市民として受けとめながら、しかも、それを研究者の立場で解いていくという、まことに困難でかつ緊急な課題が、われわれの前に横たわっている。

南はまた、「いずれにせよ診断も治療も専門家の手にまかせておいてよいものではなくて、市民の手に渡さなければならないという意見にも耳を傾けなければならない。」とも述べている。研究者、専門家に同一視しながらも、その射程を広げつつ、社会性を獲得しようとする意図が読み取れる。しかし、少なくともこの時点では、その展望は示されていない。そして、全五巻の内容も多様性に富み、また特に第5巻では、「臨床心理学と社会問題」（戸川行男）、「治療共同体」（鈴木純一）、「反精神医学運動」（村上光彦）などの論文も含まれているが、それぞれがバラバラに書かれており、少なくとも、南の意図なり構想が執筆者の間で共有されているとは言えない。

この臨床社会心理学という流れは、その後どうなったのか、少なくとも私は見聞きすることはない。

次に、栗原彬がいう<政治臨床>という言葉について見てみよう。栗原は篠原睦治の『障害児の教育権思想批判』の書評の中で、次のように書いている(12)。

> ・・・R．D．レインが、E．H．エリクソンが、またR．バルトやジャック・デリダが、いずれも人間の意識を探究するとき、いずれ政治的なものにつき当たらざるを得なかったように、臨床心理は常に臨床社会・臨床政治の領域に踏み込まないですむわけがない、と私は確信している。

ここで、栗原が用いている「臨床社会・臨床政治」という言葉について、彼自身はそれ以上の説明を加えているわけではない。

しかし、栗原はその後の篠原との対談の中で、次のように述べている(13)。

> ぼくは、臨床心理学から臨床社会学へとかあるいは臨床政治学へっていう、何々から何々へっていうふうに、そう単純にはとらえてないんです。ただ、臨床心理学というときの、このサイコ（Psycho)が実体化されてることが、「共生」っていう問題を阻んでいるところがあるんじゃないかと思ってる。

この引用だけからでは、栗原の語ろうとしている意味はわからないであろう。彼は、男と女の関係を例に引いて、ある光景の意味するものについて、“そういうことは、関係の集積として決まってくるわけですよね。そこのところを「心理」は見えないものだから、言葉とか表情とかいろんなしるしを目当てにしながら「リアルに」解釈するわけです。”と語る。そして、解釈が心の病いを直すのではなく、関係が回復されたり修復されたりするのは「むしろ関係それ自体の方から出来上がってくる」、「心理の解釈が実体化して、そこに留まってると、そのことはしばしば関係の修復っていうこと自体を阻害することになる」と考える。

これに対して篠原は、“その関係の有り様を臨床的関係を通して改善しうると考えておられるのかどうか。つまり、この「くろうと－しろうと」関係の中に、関係の集積ということを持ち込みうると考えておられるのかどうか。”と尋ねている。

栗原は「臨床の専門家と患者との共同的、相互的な関係が成り立つことによって、癒やされていく関係っていうのが本来あると思う。」と答えている。そして、石川憲彦の言う「直ること」と「直すこと」の違いに言及しつつ、「体が直るっていうことは、関係が直るっていうことでもある。それは同時に社会が直るっていうことでもある」と述べている。

南らの臨床社会心理学、栗原の臨床社会ということについて、簡単に見てきたが、南らの場合は比較的オーソドックスな専門家の立場にたちながら、<社会>へと関心を拡げようとしている。また栗原の場合、共感できるところもあるが、臨床関係そのものは肯定しているのかという疑問もあり、<対談>を読む限り、曖昧な面も残されている。

さらに、「社会臨床」の語感には“社会を臨床する”というニュアンスもあることにふれておかなければならないだろう。とはいえ、このことの意味するところは曖昧であって、ただ、社会の動きに関心を持つ、社会的問題にかかわる、社会への働きを行う、といったことを言い替えているだけということかもしれない。しかし、これについては、次節であらためて考えてみたい。

6　「社会臨床」への仮託

初めに「社会臨床」という言葉だけがあり、実体はおろか概念規定さえ存在しない、そういう中で、この言葉を冠した学会が新しく発足しようとしている。そういう危うさを覚える人もいると思う。

しかし、明確に言葉で表現されていないにせよ、今まで見てきたように、ある種のイメージなり方向性は確実に存在している。別の言い方をすれば、私たちが「社会臨床」という言葉に託している想いである。

そこで、まず、「私たち」ということについて考えてみよう。「私たち」が臨床業務に従事する人間で独占されることはないことは少なくとも確認できる。

もちろん、このことによって私たちが日臨心の学会改革以来継承する「する側」の自己点検を曖昧にするわけではない。

日臨心の「資格」推進派は、「する側」と「される側」という関係構造から<「される側」の変質>という奇妙な論理で逃亡した。すなわち、次のように述べている(14)。

だが何よりも、現在の心理臨床をめぐる状況は、本学会が学んできた「される側」総体の変質を意味していると考える。都会の真ん中で話し相手を求めている人。ケースワーカーの援助や社会的介入がないまま、“自らの権利”を奪われているおおくの障害者。治療的関係に安心を求めるクライエント。

（中略）

本学会がこのような心理臨床の現況を前にして、これまでと同様に「する側－される側」の対立図式や「する側の自己否定」だけで理論武装していては、この貧困な「心理臨床の現場」を変革することはますます困難になるのではないだろうか。

“心理臨床の現況”についての認識は河合らのそれと驚くほど似ている。そこでは、<される側>の無力性、受け身性だけが強調されている。自分たちの都合はまったくウラに隠されている。

佐藤昭一は「基底資格専門家」になることによって、専門家を超えることを提起して、次のように書いている(15)。

“またその人々が「心に積極的にかかわるしろうと労働者」を志向するなら、「臨資格・臨心学会」ができるかもしれない。この場合の臨心とは「臨床心理」の略ではなく、床と理を削除した文字通りの「臨心」である。”

「する側－される側」という社会的関係を乗り越えるためには、それが存在しないものとして無視するのではなく、それぞれが共通にもちながら、社会的条件の違いや、ラベリングの問題のゆえに表面に現われることの少ないものをみつめることも意味があると思う。「する側」にとって、それは「される側性」とでも仮に言うことができるかもしれない。それは、自分の内にある“病い”を自覚することから始まる。“病んでいない”としたら、なぜ自分は“病むことなしに生きていけるのか”ということを自らに問うことであろう。

もちろん、ここで言う“病い”とはフーコーが、あるいは日臨心などで吉田おさみがとらえかえそうとした意味で用いていることは言うまでもない(16)。

つまり、臨床ということをどのように考えるかは、臨床が対象とする“病い”をどう考えるか、あるいはどのようなものを“病い”と考えるかということと切り離すことはできない。

しかし、すべてが「される側－する側」の関係構造で説明されるわけではない。

もうひとつ、当事者性をめぐる問題が存在する。これは両義性をもっている。つまり、問題の中心から周縁へと距離が仮定されており、中心にあるとされる当事者の<発言権>が尊重されている。したがって、受け皿としての職能団体化や組織をつくらざるをえない状況があることは否定できない。しかし、こうした状況に抗して、<学会>としても<個人>としても介入すべきであろう。

脳死・臓器移植の問題を例にとって考えてみると、「当事者」はまず患者、次いで家族であろう。

ところが、いつのまにか「当事者」として、医師たちがそこにすべりこむ。

当事者性を無視できないものであるにせよ、それは権力関係によっても規定されていることに留意すべきであろう。必要なのは、あらたなる<当事者>として、私たちがそこにかかわることである。

もちろん、だからといって、あらゆる社会的な問題をすべて<社会臨床>ということに流し込むわけにはいかないだろう。人間の生と死、病いや苦しみ、喜びや感激、そうしたなかで結ばれる関係、そうしたものを通じて<社会>を意識しつづけることが必要なのだろう。

最後に、それでも狭義の<臨床>ということは存在するのではないか、ということについて考えてみたい。それは、ある種の“病んでいる状態”というものは必ず存在するものであり、癒し－癒される関係をど

こに求めるのか、ということである。

かつて、60年代末から70年代にかけての反精神医学の世界的潮流の中で、制度化されたそれにかわる、地域的ネットワークのようなものが提唱されてきた。それらはある面では定着し、ある面ではあらたな矛盾を生み出している。

しかし、専門家に<臨床的関係>を取り結ぶためのテクニックなど学んでほしくない。疲れきっている人間、あるいは眠れないでいる人間にどんなに優しい言葉をかけられても、癒されることはない。

そのよってきたる原因を一緒に考えようと言われても、必要なのは休息であり、安心であり、安らかな眠りであり、それによって少しでも余裕を取り戻したときに、はじめて<他者の声>が耳に入り、それに応えることができるのである。

以上、<社会臨床>ということに託すものとして、（1）「する側－される側」という関係構造の認識から出発して、なおそれを相対化させるような“病い”観、“教育”観、等の問い直し、（2）さまざまな社会的問題に<当事者>として介入すること、（3）固定的でない<癒し－癒される>関係を模索し、その社会的条件を追究すること、の三点についてふれた。

<臨床>の問題にこだわるところから考えてきたので、精神医療の枠の中でのみ展望しているように思われるかもしれないが、それは本意ではない。あくまでも、個人的問題と社会的問題をつなげ、行き来することである。

はっきりしていることは、アナクロニズムと言われようと、多数派を目指さないということだ。そして、変に「現実的」になることもない。多数派を目指して「現実的」になり、ミイラ取りがミイラになるよりは、“<社会>的に有意義なことはなにひとつやりたくない”とつぶやいて寝ている方がましかもしれない。

〔註〕

(1)M．フーコー（神谷美恵子訳） 1963（1969）「臨床医学の誕生」 みすず書房

(2)M．フーコー（田村俶訳） 1975（1977） 「監獄の誕生－監視と処罰－」 新潮社

(3)M．フーコー（神谷美恵子訳） 1966（1970） 「精神疾患と心理学」 みすず書房

(4)生越達 1992 「《臨床家》であることと《臨床家》でないこと：－わたし－が研究することに定位して」 『学ぶと教えるの現象学研究』四

(5)山下恒男 1989 「『心の専門家』という虚妄」 『臨床心理学研究』第27巻別冊

(6)前掲論文.

(7)佐藤昭一 1990 「再び『「心の専門家」という虚妄』について」 『臨床心理学研究』第27巻第4号

(8)河合隼雄 1975 「カウンセリングと人間性」 創元社

(9)中村雄二郎 1983 「魔女ランダ考－演劇的知とはなにか－」 岩波書店

(10)中村雄二郎 1992 「臨床の知とは何か」 岩波新書

(11)『現代人の病理』（誠信書房）は1972年から75年にかけて刊行された。編者は全五巻を相場均と南博の二人が、それに各巻に加藤正明、木村駿、滝沢清人、浅井正昭、萩野恒一がそれぞれ加わっている。

(12)栗原彬 1986 「<書評>篠原睦治『「障害児の教育権」思想批判』」 『臨床心理学研究』第24巻第1号

(13)栗原彬・篠原睦治 1988 「<対談>近代社会の「共生」を探る」 『臨床心理学研究』第26巻第2号

(14)資格認定問題検討委員会 1991 「資格認定問題検討委員会からの提言」 『臨床心理学研究』第29巻第2号

(15)前掲論文

(16)吉田おさみについては、『臨床心理学研究』（第23巻第1号、1985）の「<特集>吉田おさみ氏を悼む」を参照されたい。

社会臨床論序説
―生活における臨床とは何か―

野本三吉（横浜市立大学）

1 横浜・寿町で「生活相談員」として

今から、もう20年ほども前の1972年5月、ぼくは個人誌『生活者』の創刊号を出している。

その頃、ぼくは数年間の日本列島放浪の旅を終えて、横浜にある寿町に腰をおちつけ、生活を始めることになった。

全国から、さまざまの理由で家族や職場と離れ、日雇労働者となって生活する寿町には、当時、8千人余りの人々が暮らしていた。

その町のまん中にある「寿生活館」が、ぼくの職場であった。

横浜市の民生局が所管するこの4階建の2階は「生活相談所」となっており、ぼくはここで、他の職員と一緒に、寿町の「生活相談員」としての生活をスタートさせたのであった。

4月1日付の辞令で採用されたぼくは、1ヶ月後に、この町の簡易宿泊所（通称「ドヤ」と呼ぶ）に身を落ちつけることになる。

このドヤの一室で発行しはじめたのが、個人誌『生活者』である。

後に、この『生活者』は合本としてまとめられるのだが、その「まえがき」の中で、ぼくはこう書いている。

「本来なら、人は、ただ生きていればよいのである。何も、自らの行動や心の動きなどを記録し、人に伝えることもない。

ただ生ききってゆくこと、そのことが生の意味なのだと思う。しかし、ぼくのような凡人は、自らの行動を文字化するという作業の中で、もう一度、とらえ直してゆかないと、ズルズルと歴史の大きな流れの中にまきこまれてしまい、どこを向いて自分が生きているのかさえわからなくなってしまうのである。

その意味では、月に一度、原稿用紙に向かうことによって、ぼく自身の原点と向かいあうことができるのである。

さらに、この個人誌を通じて、実に多くの人々と交流がもてるということである。

現実にかかわりあっている現場を越えて、異なった状況の中にいる人から、さまざまな感想をもらったり、その人自身が発行している個人誌をもらうことは、ぼくにとって実に貴重な体験だった。」（『個人誌・生活者』社会評論社、1979、p.4）

個人誌『生活者』は、途中で何度か中断しているが、何とか現在でも続いており、百号を越えたところである。

そして、今も、この時の気持とあまり変わらない思いで発行しつづけている。

日々の生活は、一見、単調なくり返しのように見えて、実にさまざまな出来ごとにぶつかっている。予定していたことが駄目になってしまったり、思わぬ幸運に恵まれたりする。こうして、困難な問題や、解決することが難しい事態に直面した時、さまざまな工夫や努力をして、結局は乗り越えてゆくしかないのだが、そんな動きの渦中にいると、ぼくは、ぼく自身の生き方が、これでよいのかと確かめたくなってしまう。自分の位置や役割が見えなくなると、とても不安で、一体どこに向かっているのかを知りたいという衝動にかられてしまう。

個人誌『生活者』は、そんなぼくにとって一つの羅針盤の役を果たしてくれている。

日々の生活を記録し、客観化してみると、自分自身

の間違いや、生き方が見えてきて、ぼくは自分の行動を修正したり、より一層努力したりすることができる。

しかも、こうした作業を、人との関わりの中で行ってゆくことになるのである。

どこかで、人との関わりの中で自分を確かめてゆく生き方が、ぼくの中で定着してきたような気がする。

「まえがき」にも書いたように、かつては、そうしたことを気にすることもなく、自分の思った通りに生きてゆかれる時代があったにちがいない。

けれども、現代は、ぼくらの予想をはるかに越えて、複雑で重層化した構造になってしまった。まず、ぼくら個人が処理する能力を越えた、膨大な情報の渦の中で、生きねばならなくなった。何を信じ、何を拠り所にすればよいのかがわからなくなっている。

また、ぼくらが帰属する集団も、一つだけではなく、いくつもの集団に属さねば生きてゆけない時代になっている。

集団には一定の価値観があり、中には対立する発想をもつ集団もある。その葛藤やトラブルにまきこまれることもある。

こうした状況の中で、時代の全体像を掴むことは至難の技である。

自分がどこにいて、どこへ向かって行こうとしているのかが見えなくなってしまう時代に、ぼくらは住んでいる。

にもかかわらず、ぼくらは、自分自身の判断力で生きてゆかねばならない。

だとすれば、ぼく自身にとってもっとも確実なもの、つまり、直接的な体験をもとにして、状況を認識し、歩いてゆく方向を見定めるしかない。さらに、ぼく自身が信頼している友人や先輩の助言や意見に耳を傾けつつ進んでゆく他はない。

間接的な情報は、どこかで情報を発信する人に判断を委ねてしまう不安がある。

ぼくにとって「臨床」とは、直接的な体験のことであり、ぼく自身が直接触れ合った関係の中で感じとったものということになる。

寿町での日常的な体験は、その意味で、ぼくにとっては、まさに「臨床体験」であり、その確かな手応えのある体験を、ぼくなりの思いで記録してみるというのは、体験そのものを再構成し、客観化してみるという行為でもあった。

ぼくが寿町で生活したのは、約十年である。この間、ぼくは少しずつ、ぼく自身の寿町への関わり方が変化してゆくのに気づかされていた。それは、ある対象に対する関わりの一つの典型のような気もしているのである。

当然のことではあるが、ぼくの寿町での位置は、「寿生活館」の「生活相談員」というところからスタートする。

ぼくが町の人と出会うのは、いつも相談室であり、そこでぼくは相談員として対応する。そして、町の人も、相談者としてやってくる。相談がすめば、寿町の日雇労働者や住人は、礼を言って帰ってゆく。

よい回答が得られなければ、機嫌悪く退室してゆく。つまり、「相談する人」「相談を受ける人」という、お互いの役割の上でつき合っているということになる。

そうした側面だけの、限定した関わりであった。やがてのぼくは、簡易宿泊所に泊まるようになり、日常生活も寿町の中で展開するようになる。

朝、目がさめれば洗顔もするし食事を作ったり買い物に行ったりする。

洗顔は、ドヤの一室では出来ないので、共同洗面所、炊事場へ出て行くことになる。

ここで、ぼくは町の人と出合う。歯をみがきながら世間話もするし、お互いの身の上を話すこともある。

晴れた日には洗濯をし、布団を干す。

急に曇ってきて、雨でもポツポツ降り出したりすれば、お互いに洗濯物や布団を協力して取り込んだりするようになる。

夕方は、銭湯や演芸場で出合うこともある。こうして、寿の町での生活が始まると、仕事を通しての限定した関わりから、同じ町の住人としての関わりがごく自然に増えてくる。重なりあう部分が多くなり、関わ

りあう領域が拡大する。

ぼくの存在は、寿の町の中で序々に知られるようになってくる。そうすると、今までは「寿生活館」の相談室で、机を間にして行っていた相談活動が、日常生活の中にも持ち込まれてくるようになる。

例えば、銭湯の中で、なにげない話から、生活相談や労災の相談が始まったりする。

また、買い物の途中や、喫茶店や食堂でも、突然に相談が始まってしまったりもする。

つまり、ぼくの相談員としての役割は、いつでもどこでも行われることが当然ということになってしまうのである。

町の人にとってみれば、それは自然なことである。わざわざ生活館に行かなくても、隣りに住んでいるのであれば、夜でもちょっとぼくのドヤに訪ねて相談すればよいのである。その方が気軽で、しかも便利である。

また、相談室にふらりと寄っていって、世間話をするというチャンスも増えてくる。

いわば、それまで明確であった「仕事」と「生活」の境界があいまいになり、すべてが仕事、すべてが生活という形になってしまうのである。

よくぼくは、「あなたは公私混同しているヨ」と言われたことがあるが、この頃のぼくには、「ぼくの仕事場は寿町であり、ぼくそのものが生活館である」という思いが強くしてきていた。

寿町での生活が深くなればなるほど、ぼくは、寿町との関わりの中で、町の人との相互交流、相互浸透が進化し、ぼく個人が寿町そのものと重なってくる部分が多くなってもきていたのである。

数年後には、それまで「寿町と自分」「町の人とぼく」がハッキリと別れ、別々のものであったはずなのに、寿町の中にぼくが入り込み、ぼくの中に寿町が重なりあって、融合しあっているのであった。

寿町は、それほど大きな地域ではない。

いつのまにか、寿の町が、ぼくの身体の中に溶け込み、異和感なく生活が送れるようになってきていた。

もしぼくが、寿町の一人の住人で、日雇労働者であれば、こうした変化は、ごく自然なものだったはずである。

しかし、ぼくには、横浜市の職員、地方公務員としての役割と意味があった。

第一次オイルショックから始まった構造不況が寿町を襲った時、この問題は一挙に重大な意味をもって表面化してきた。

産業予備軍としての日雇労働者には、失業に対する保障がない。企業は、ただ就労を拒否すればいいのである。

また、行政は、失業による生活保護は認定が困難だから出来ないと、これまた拒否するのである。

いったん不況となり、仕事がなくなった時、日雇労働者は、どこからも見捨てられ、放置されてしまう。

日雇労働者にとって、失業とは、即、収入がないということに直結する。

現金収入がなければ、食べ物が手に入らず、泊まることも出来なくなる。いのちに関わる問題なのである。

しかし、今まで同じ住人と思ってきたぼくらは、地方公務員として給料を支給され、生活は守られている。

これは、まぎれもない事実である。

こうした不況下の中で、ぼくらは厳しい日雇労働者の批判をあびることになった。

いつもは親しく声をかけあい、見知っている日雇労働者が、眉を寄せ、厳しい表情でつめよってくる。

「あんたらはいいよな。チャンと給料もらっとるんヤロ。メシも食えるしナァ。

オレ達は、働きたくても仕事アラヘンシヨ。オマンマ食いたくても、銭はないしヨ。

メシも食えんヨ。どーしてくれるんヨ。

あんたらの仕事は、オレ達の生活相談をするんヤロ。そうだったら、何とかしてくれよ。もう三日も食うてねーんヤデ。あの爺さんなんか、もう身体弱っとるワ。死んじまうぜ。

あんたらの仕事ヤロ。何してくれるんヨ。」

寿の町は、失業という現実の中で、生命維持すら出

来なくなっている。

こういう危機存亡の時こそ、「寿生活館」の「生活相談員」の役割を果たしてくれなければ困ると、日雇労働者は叫んでいるのである。

当時、ぼくらも必死だった。職員で資金を出し合い、精一杯食料を買い集め、失業の労働者に手渡しもした。しかし、数千人の失業労働者には焼け石に水であった。

日雇労働者への生活保障、失業保障の具体的な対策を導き出さねばならない。

ぼくらは、横浜市の労働組合の一員として行政との交渉も行った。緊急対応がようやく引き出されたが、一時的なものでしかなかった。なかなか状況は打開できない。

こうした状況の中で、結局は、自分たちの生活、自分たちのいのちは自分たちでしか守れないと主張して「寿日雇労働者組合」が誕生する。

そして、閉鎖されてしまった「寿生活館」のドアーをこじあけ、自主的な労働者管理が行われるようになったのであった。

食料を集め、炊き出しが行われ、布団を借り、百名を越える日雇い労働者が寝泊まりをするようにもなった。

生きるための闘いが開始されたのである。

こうした状況の中で、ぼくら寿生活館の職員は、行政と住民との間に挟まりながら、寿町の人々が生き抜いてゆくために、町の中で相談活動を続けてゆくしかなかった。

一人一人の日雇労働者や住民の具体的な生活を支え、生きてゆくための保障を一つ一つ確保してゆく仕事を続けざるを得なかったのである。

いつ果てるとも知れない長いプロセスを、ぼくらは、寿の人たちと一緒に歩き続けたような気がする。

やがて、行政の方も、寿の町の日雇労働者、住人との話し合いのテーブルに着き、困難な課題を一つ一つ解決し、数年後に話し合いが成立し、閉鎖されていた「寿生活館」も住民の要求通り改修され、再館されることになったのであった。

この間、ぼくは何度も、自問自答している。

そして、個人誌『生活者』に、ぼく自身の悩みを書きつけてきた。

深夜、疲れきった体でペンを走らせながら、一日の具体的な出来ごと、事実を反芻し、次への展望を探し求めてきた。

その中でハッキリしてきたことは、問題の解決、その展望を切り拓くのは、やはり、その問題の当事者であるということであった。

失業という現実、そして生活の保障、生存の保障がされていないという現実の中で、その保障を求めて具体的な行動を起こしたのは寿町の労働者、住民であった。

それは、生きてゆくために当然の行動であり、行政の一員であるぼくらは、生存権を保障し、文化的生活を保障するという憲法の理念を実現させるために、やはり自らの役割を果たすために、当事者として行動しなければならないのであった。

人は生きるために、具体的な行動を起こす。その行動の継続、行動のつみ重ねが歴史なのではないか。

その行動を受けとめ、ぼく自身も何らかの行動を起こす。行動と行動がぶつかりあい、からみあう。この行動の意味を、直接的に触れ合い関わり合う中で考えてゆくのが「臨床体験」なのではないかと思う。

人間の行動化を促すのは、個的なレベルで言えば「欲求」「願望」「必要性」ということである。何かをしたい、欲しい、それがなければ困るといった内的衝動によって人は行動をするのだが、実際の行動をするためには、モデルになるような、あるいは模倣できる見本、あるいは体験が必要である。

こうすればうまくゆく、成功するという見通しがあれば、すぐ行動できるが、全く体験もなく、模倣するモデルもないとなると、仲々行動にうつせない場合もある。

しかし、いったん成功し、うまくゆく体験を持てば、人は同じような行動をくり返すようになる。何度もくり返しているうちに、それは、同じような状況になると常に行うようになり、習慣化する。さらに、こ

の行動パターンが長期化し、肉体化してしまうとすれば、それは、その人の性格（パーソナリティ）になってしまう。つまり、行動は、一定のパターンを自己化すると、その人の生き方そのものにまでなってしまう可能性があるのである。

こうした構造は、一定の集団にもあてはまるような気がする。一人が始めた行動が、多くの人に受け入れられ、模倣され始めると、一種の流行現象となってゆく。これが一時的なものであれば、流行はやがて消えていってしまうのだが、それが持続し支持されてゆけば、その社会集団にとって、一つの伝統文化となり、社会規範をもつくり出してゆくように思われる。

いずれにしても、日々の生活の中で人々は具体的に行動してゆく。その行動は、どこかで模倣を基礎としており、受け入れられてゆく行動であれば次々と拡がり、そうでなければ消えてゆく。個人のレベルでも集団や社会、時代といったレベルでも、この種の模倣と行動はくり返されている。

「臨床」とは、こうした日常に関わりあい、行動に触れ合いながら、その行動が、いったい、どのような衝動や欲求、あるいは社会的規範によって支えられているのかを探り出しながら、その意味を考えてゆくことなのではないだろうか。

日常生活の中には、さまざまな問題があり、解決をしていかなければならない課題も多い。その問題や課題、矛盾をどう乗り越え、解決していったらよいのか。

そのためにとらわれている行動に直接的に関わりつつ、共に展望を探り出す作業。

ぼくには、個人誌『生活者』を書き、読んでもらうという作業をくり返すことが、ぼくにとっての「臨床」作業ではないか、という思いがあるのである。

II　児相のケースワーカーになって

ぼくが、「寿生活館」の生活相談員から、「児童相談所」のケースワーカー（児童福祉司）に変わったのは、1982年4月のことである。

それまで寿町で生活相談に応じていた時には、専門家という意識はなかった。

寿町での相談は、生きていく上でのあらゆる問題について応じなければならず、ぼく自身がすべて知っている筈はなかった。

当然わからないこともあるし、とにかく相談に応じながら一緒に考え、わからなければ調べたり、問い合わせたりして、どうしたらよいかを考えてきた。

つまり、ぼくも勉強させてもらってきたという実感が強かったのである。

しかし、児童相談所という職場は、あきらかに専門家集団のいる場所として世間一般に公認されているところがある。

寿町の人々以上に、児童相談所に来る人には、専門的な対応をしてもらえるという期待がある。

そのことを、赴任してすぐに感じとったぼくは、児童福祉の法制度や、子どもの成長、発達についての勉強を必死ですることになった。

児童相談所を訪ね、相談を依頼してくる家庭は、ほんとうに追いつめられ、せっぱつまって、どうしようもない思いで来られる場合が多い。それだけに深刻である。

また、相談所のような第三の機関に余り入り込んでほしくないと思い、つらいけれどもじっと近隣とも関係を断って閉じこもっている家族もある。

学校や近隣の民生委員さんが心配して、児童相談所に相談に来るという場合もある。

こうなると、閉じこもり、他との関係を拒否している家族や子どもたちに、こちらから近づいて行かねばならない。

ぼくらにとっても厳しい仕事である。

当然のことではあるが、ぼくにとっては、まず、生活に困って孤立している子どもたちや家庭と、どのように関わっていたらよいのかというところに関心が向くようになった。

子どもが手におえなくなったり、対応に困り、いろいろと考えた末、児童相談所に訪ねて来る家族は、もう半分以上、見通しが出てきたと考えてもよかった。

何とかしたい、今の状況を考えたいという思いがあって、他の人の力を借りようとしているのであれば、そこからの新しい活動の可能性があるということである。

意欲やエネルギーがあるということである。しかし、どうしていいかわからないほど追いつめられていても、どこにも相談に行けず、閉じこもっている家族や子ども達もいる。

また、子どもが問題を起こし、警察の取り調べを受け、そのまま児童相談所に連れてこられ「教護院」や「養護施設」へ入れてほしいと強制され、イヤイヤながら児童相談所にやってくる場合もある。

こうした状況にいる人たちや子どもたちにとって、専門機関としての児童相談所や、ケースワーカーというのは、自分たちを言葉巧みに説得し、子どもを「児童施設」に連れて行ってしまうオソロシイモノ、あるいは、自分たちが、駄目な人間で、今までまちがったことをしてきたので、これからは世間一般と同じような生活をしますと誓わされ、そうしなければならないように指導しにくる人達だという認識がある。

しばらくして、ぼくには、そう思われてきたのである。

自分の子どもを、無理やり連れ出し、親から切り離して施設へ入れる人。あるいは、手におえないわが子を、施設へ入れてくれる人というイメージは、親や地域の住人に限らず、教師の中にもある感覚であった。

ぼくには、以前の「寿生活館」での体験があったので、「児童相談所」の建物の中でだけ、子どもたちや家族と会うのはやめようと思っていた。相談に来る人たちにとって、児童相談所は、自分のフィールドではない。

どうしても、自分のペースで話せないし、児童相談所の側の雰囲気にのってしまうことになる。ありのままの自分が表現することが出来ない。そうだとすれば、生活の相談、子どもの相談に見えた人のフィールドに、ぼく自身が行った方が、ずっと本当の気持が聞けるし、話し合えると思ったのである。

こうした考え方で仕事を始めれば、当然のこととして「家庭訪問」が多くなる。しかも、家族が揃う夜に集中する。

しかし、いくら自分のフィールドだといっても、はじめての訪問で、すんなりと自由に語り合うということは難しい。何回か足を運んでいるうちに、子どもたちとも家族とも、かなり深い話が出来るようになるのだが、どの家庭とのつながりでも、実にさまざまのプロセスがあり、同じ経過をたどるということがない。

中学生の男子生徒が集団で非行化しており、何とかしてほしいという相談を地元の中学校の生徒指導の先生から受けたことがある。

生徒指導には熱心な先生方だったので、これまでずいぶんと手をつくし、子どもたちとも関わってきたのだが、限界にきたように思うというのである。

しかも、少年たちの非行集団は、少しずつ増加しはじめており、どこかでこの流れを断ち切らないと、もっと拡大する心配もあるというのであった。少年たちは、昼前後に中学校にやって来る。そして、教室に出たり入ったりして、トイレや廊下、保健室でタバコを吸うというのである。先生方が注意をすると、それを待っていたように集まってきて「何だよう、オレタチの勝手だろ！」と抗議をし、こぜりあいになってしまう。

注意しなければ、ますます大胆になって、廊下に座り込んで、近くの店からパンやジュースを買ってきて、車座になり、カセットを聴きながら歌ったりするというのである。

警察署の防犯少年の担当官も、十四才になれば少年法で「少年鑑別所」「家庭裁判所」に送れるのだが、まだ年令になっていないので、本人や家族への説得が必要で、そのためには児童相談所で対応してほしいと、通告書を送ってくるという状況であった。

この少年たちのたまり場は、中心の役割を果たしている少年のアパートで、ここで一日中、少年たちは集まり、寝泊まりもしていた。

先生方が訪ねても、ドアーの鍵をかけて出てこないし、泊りに行っている少年の親が迎えに行っても、本人の少年が「帰れよ、オレはここにいてえん

だヨー！」とどなられておしまいであった。

家には母親がいるが、飲食店に勤めており、夜はいない。明け方に戻り、午後まで母親は寝ている。何度も学校に母親を呼び、注意したのだが、母親の言うことも聞かないので仕方がないと言われ、学校側では、児童相談所へ相談に行くように勧めたというのである。しかし、母親は、相談に行くことも、施設に入れることも拒否しているという。

児童相談所は、基本的に、本人または家族からの申請、相談にもとづいて相談活動を開始する。家族からの申請がない場合でも、学校や地域の民生委員、警察、福祉事務所などからの依頼がないと相談活動が出来ない。

申請主義というシステムをとっているのである。この少年たちの場合、学校からの相談依頼があり、少年たちをめぐる状況について調査をした後、児童相談所としてどう対応したらよいかを検討する。これを「診断会議」と呼ぶ。担当となったぼくは、まず、中心である少年と母親に会うことにして、何回か、このアパートを訪ねた。

二階建の下が、少年たちのたまり場であった。昼間から窓にカーテンが下ろされ、シーンとしている。何度もノックするが反応がなく、買ってきたミカンの袋を置き、手紙をつけて戻る。夜に行ったこともある。母親が出てきて「悪いけど、そういうところと、話はしたくないんで、お帰り下さい。じゃ」と冷たい対応だった。

育ち盛りの少年たちのことを思い、十数回の空ぶり訪問の度に、ぼくはパンや果物を置き、手紙をつけておいた。手紙には、ぼくの自己紹介、プロフィールを毎回つけておくことにした。少年たちも母親も、かたくなに周囲とは壁をつくり、関係を閉ざしているように思えた。

その日、ぼくは少年のアパートの近くまで家庭訪問に出かけ、アパート近くを通りかかった。すると、すごい人だかりである。

少年のアパートの前に十数人のおとなが集まり、騒いでいる。買い物帰りの主婦も立ちどまって眺めている。

走ってゆくと、少年たちのアパートで、ちょっとしたボヤがあったらしい。

煙が出て、少しカーテンが燃えたようだ。

心配して近所の人が集まり、少年たちをこれから警察へ連れて行くという。

近隣の人達も、これまで火事を心配していたようで、一気に感情が爆発したのであろう。かなり激しくどなっており、少年たちにつかみかかろうとしていた。

ぼくが、中に割って入ると、少年たちが、「アッ、児相だ！」と叫ぶ。ぼくは、まだ少年たちに会っていなかったのだが、ぼくがアパートを何回か訪ねた時、トイレの窓からでも眺めていたのであろう。少年たちは、ぼくを知っていた。

「警察、警察！」と叫ぶ、近隣の方々に、ぼくは、児童相談所の職員であることを話し、一応、この場をまかせてもらうことにした。

少年たちはホッとしたらしく、ぼくをアパートの中に入れてくれた。

この日、ぼくは始めて、少年たちの生活の場の中に入れたことになるのだが、八人ほどいた少年のほとんどが、ぼくのことを知っていたのには驚いた。全員が、ぼくの置き手紙を読んでいたというのである。

部屋の中は、破れた布団が一面に敷かれ、タバコの吸い殻から火がついて、カーテンと壁がこげている。足の踏み場もない。

ぼくも、つみ上げられた布団の上に腰をおろし、少年たちと向かいあうことになった。

少年の一人に、近くでパンとジュースを買ってきてもらい、一緒に食べながらの話になったのだが、少年たちは、既に十四才になったら厳しい状況が待っているということを知っていた。

「オレ、オートバイ無免許で乗って、捕まったことあんです。そんで、マッポウ（警察官）から、十四才になったら、少年院へ行くことになるぞって言われて、ヤバイッと思ってんだけど、マジ、それホントですか。」

ぼくは、ぼく自身が知っている状況について、丁寧に説明することにした。

少年たちは、真剣に聞いている。自分自身のことであり、これから直接身にふりかかってくることなので真剣にならざるをえなかったのだと思う。

少年たちは、「少年法」についてまったく知らなかった。その法律を読みたいとも言う。

とりあえず、ボヤを起こしたので、このアパートを出てほしいと言われるかもしれないという話をすると、少年たちは口をそろえて「それは困るよ。ここなくなったらオレタチ、ユックリスルトコなくなっちまうよ。ここだけだよ。アンシンなの！」と言うのである。

とりあえず、近所の人、大家さんに謝りに行き、部屋も二度と火事の起こらないようにしているという証拠をみせないと厳しいと思う、というぼくの説明に、少年たちも納得して、これから部屋を片づけるという。

「あしたさあ、また来ない。少年法も持ってきてよ。食いものオレタチつくっとくから」

そこで、ぼくは、近所と大家さんに、少年たちが反省しているので、これからも住まわせてほしいと頼みに行くことにし、少年たちには、家の中の整理、片づけ、掃除を頼むことにした。

アパートの二階に、すぐぼくは行ってみた。なんと二階には、八十才の老人が一人で住んでいた。

老人は、さきほどのボヤ騒ぎで、もう駄目かと思ったというのである。

「あたしも、足がこんなでしょ。急いで階段下りられないでしょ。火事が一番こわいのよ。下の子たち、夜中まで騒いでいて、私、いつもこわくて眠れなかったですよ。」

八十才の一人暮らしの老女の話は、ぼくには、実に切実なものとして響いてきた。

ぼくは、すぐ下に行き、さっそく掃除を始めた少年たちに、二階に誰がいるのか知っているのかと聞いてみた。

さすがに、ここの住人であるリーダー少年は、「あっ、婆さんだろ。知ってるよ。時々買い物に行く時会うよ。オレに、正月、おモチとかおハギくれたよ」と言う。

しかし、他の少年たちは、まったく知らなかったという。

事情を話すと、みんなで謝りに行くというので、ゾロゾロと二階へ。

一人ひとりが顔を出し「どうもすいません。これから気をつけます」「ユルシテクダサイ」「今、掃除してます」「体、だいじにして下さい」と、ペコリペコリおじぎをしながら声をかけてゆく。

とてもおかしく、そして嬉しかった。

大家さんや近所の方も、ぼくの話を聞いてくれたが、やはり、母親と子どもたちが、キチンと挨拶に来るべきだとも言う。もっともな話なので、ぼくの方から機会があったら、母親に話してみましょうと約束する。

こうして、何とかボヤ騒ぎはおさまった。

翌日、ぼくは、いつものように多少の果物の入った袋を下げてアパートへ行った。

いつもは固くドアーが閉ざされ、窓にはカーテンがかかっている少年たちのアパートは、この日、玄関が開いていた。

驚いたことに、玄関はキレイに掃かれ、打ち水までまかれていた。

窓も開かれ、ぼくが声をかけると、少年たちの脱色した頭髪とニキビ顔がいっせいにつき出される。

そして、母親が昼間なのに起きていて、出迎えてくれたのである。その日、東京で働いている少年の姉も来ていて、一緒に片づけを手伝ってくれたということで、初対面となった。

ぼくは、母親とユックリ話したいと思っていたのだが、少年たちが「少年法をもってきたか」と騒ぐので、まずコピーしてきた少年法と、ついでにタバコを吸った場合の法律について説明することにした。

難しい法律の文章や漢字がよくわからないなどとボヤきながら、大事なところが読み終わると、少年たちは歓声をあげ「少年法が読めた、少年法が読めた」と

叫ぶのである。

よっぽど嬉しかったのだろうと思う。

母親は、ぼくを近くの喫茶店に誘ってくれた。家では、子どもたちもいて、ユックリ話せないからとのことなので、ぼくも同意した。

落ち着いた静かな喫茶店で、母親は店長とも顔なじみであった。誰もいないガランとした喫茶店の隅のテーブルに着いた母親は、昨日のお礼を述べる。しっかりした口調である。

「うちの子がね、先生のこと、すっかり気に入っちゃったみたいで、急に変わったみたいで、家の中は片づける、二階のおばあさんのところへ行けっていうでしょ。どうしちゃったのかなァって思ったら、ボヤのこと聞きましてね。ホントにビックリしました。」

昨日のことから始まった話は、家庭のこと、母親の故郷のこと、結婚のいきさつへと進み、再び、子どもの話に戻った時、母親は、こらえきれなかったのであろうか、肩をふるわせて泣き出してしまった。

そして、とぎれとぎれ、こう言うのである。

「私だって、好きで、こんな暮らしをしている訳ではない。やりたいこともあったし、今まではうまくいっていた。なのに、いったん離婚したりして、うまくいかなくなると、みんな私のせいでこうなったと言われてしまう。

学校の先生も、私が悪いから、あの子があなったって言うし、私の家に来ている子どもたちの親も、私や家の子が悪い、呼び集めているって言うんです。うちの子は、やさしい子です。少年院なんか行ったら、ほんとに悪くなってしまう。私だって一生懸命やっているし、つらいんですよ。」

周囲の冷たい視線の中で、必死に肩をいからせ耐えてきた母親が、今、目の前でテーブルにつっ伏して泣いている。

そして、ぼくには、母親の思いが、そのつらさが痛いほどに伝わってくる。

こんな時、ぼくはいつも、ぼくが、この母親の立場になったら、同じような生き方をするだろうなァと思ってしまう。

生活の実態、生活史の全体像が見えてくればくるほど、その思いは強くなる。

人間は、それほど本質的には違わないものなのかもしれない。日常的な人との関わりの中で、そうすることでしか自分を守れないとすれば、そうした行動、生き方を続けざるを得ない。続け、その姿勢を守ることでしか生きていけないのである。それを周囲の人は、その人の性格と見る。ああいう性格だから、こうなってしまったと見てしまう。しかし、原因も結果も溶けあって、人間の生活というのは存在しているのである。

こうして、児童相談所のケースワーカーとして、相談者と関わっていると、具体的な関わりの中で、ぼくは、もう一つの「自分史」を体験しているのではないかという思いにとらわれることがある。

それは、実際に起こりえたかもしれない、もう一つのぼくの人生なのかもしれないのである。しかも、同じ時代、同じ地域に生活している人間史であってみれば、可能性としては充分にありうることである。

もし「臨床体験」ということが、もう一つの可能性としての「自分史」「生活史」と触れ合うこと、あるいは体験するということであれば、それは、まぎれもなく、ぼく自身の「生活の拡大」である。もっと言えば「世界の拡大」ということになる。

自分自身の生活は、さまざまな可能性があるとしても、その中の一つのコースしか選ぶことが出来ない。無数の選択肢の中から、人は、常に一つを選び、あるいは選ばされて生きてゆかなければならない。

したがって、そこには、この広い世界の中で、たった一つしかない個有の「自分史」を織りあげてゆくという世界が展開するのである。その個有の「自分史」と「自分史」が出合うこと、それが「臨床」場面なのではあるまいか。

それは、ぼく自身にとっても、もう一つの「自分史」を体験し、生きるという意味で「臨床」体験なのだが、相談を受ける側であった、この少年やその母親にとっても、もう一つの「自分史」と触れ合い、体験する場面でもあったのだと思う。

その「臨床」体験の中で、何かが自分の中で触発されるとすれば、それは広い意味での「模倣」が始まったということかもしれない。触発された何かをもとにして、自分史に少しの変化が起こってくる。

もし、それが、ぼくの方にも、少年たちの方にも起こったとすると、相互の「自分史」が溶けあい、交流しあって、お互いの世界が深まり、拡大したということになる。

ぼくは、児童相談所でのケースワーク活動を通して、たくさんの、しかも個有の「生活史」と出合い、ぼくの中で触発され、呼び醒される快感に身をまかせながら生きてきたような気がする。

人は、とりたてて、このようなことを意識しなくても、深い部分で相互交流を実際には行いながら生きているはずだし、これまでもそうだったのだと思う。

しかし、現代は、こうした個有の「生活史（自分史）」を交流させ、触れ合うことが少なくなってしまっている。

こうした、人との関わり、自然との関わりを自分の中でたえず意識化し、自分自身を見つめようとする行為が「臨床」の最底に、ぼくはあるような気がしてならないのである。

III 大学の生活がはじまって

1991年4月、ぼくは、約十年間の児童相談所の仕事から、大学での生活に変わることになった。「寿生活館」でも「児童相談所」でも、ぼくは、相談員として、つまり相談の専門家として見られてきたし、そうした立場から自由ではなかった。

しばらくの間、こうした役割から離れたことの意味がよくわからないまま過ごしてきたのだが、少しずつ、これまでの仕事史、臨床体験史が見えてくるようになり、自分なりの視点で整理してみたいと思うようになってきている。

おそらく、相談という仕事の中心は「ケースワーク」ということだと思うのだが、このケースワークの基本は何なのだろうか。

ぼくらのように相談活動に従事している人が必要としている本に『ケースワークの原則』（F．P．バイスティック著、誠信書房、1965）がある。ぼくも、この本を何度も読み、そして影響も受けてきた。しかし、学生諸君にケースワークについて説明しながら、何か異和感があるような気がしてならなくなってきていた。

この著書の中でバイスティックは、次のように述べている。

「ケースワーク関係は、クライエントが、自分とその環境の間に、もっともよい適応を達成するように援助する目的をもったケースワーカーとクライエントの間の態度と情緒の力動的相互作用である。」（p.31）

ここで述べられているように、ケースワークの目的は、「環境への適応」ということである。環境、社会、時代、学校との不適応を起こした時、いかに適応していくかを援助する行為が、ケースワークであると考えられている。この時、単純な疑問なのだが、もし「環境」の方に問題があり、ぼく自身と適応しなかった場合、どうなるのかという問題があるような気がする。

この疑問は、バイスティックによる「ケースワークの七原則」の中で、より明確になっているような気がする。

バイスティックは、次のような原則を挙げている。

1．個別化（個人として取り扱われること）
2．意図的な感情の表出
3．統御された情緒関与（問題に対して共感的反応を求めること）
4．受容（価値ある人間として取り扱われること）
5．非審判的態度（審判されないこと）
6．クライエントの自己決定（自分自身で選択と決定をなすこと）
7．秘密保持

どれも重要な指摘なのだが、中でも基本的と思われる「受容」というところから考えてみると、先の少年とその母親との関わりの中で、何が最も重要だったかというと、むしろ少年や母親によって、ケースワーカーであるぼく自身が「受容されたかどうか」であっ

た。ケースワーカーが、相談者に受容されない限り、その後の展開や相互交流は起こりえない。つまり、主体は、相談者（クライエント）の方にあり、ケースワーカーは、受容するのでなく、受容される側であるということである。そして、この「受容」は、相互作用というべきものであって、一方だけでは成立しない。しかも、この「受容関係」というのは、一時的なものでなく、継続的、日常的なものでなくてはならない。

さらに、一つだけの関係では、一種類のものしか食べられない状況と似ており、片寄った栄養しか得られないことになる。

日常生活のあらゆる方向に向かって、この受容関係は開かれていなければならないということになる。

二階の老人とも、近所の人々とも、大家さんや級友、学校の先生、商店の人々とも、こうした関係は開放されていなければならない。そうだとすると、もっともっと、お互いの「生活史（自分史）」が自由に交流されていいはずである。バイスティックの言う、「秘密保持」や「個別化」の原則は、なぜか、ケースワーカーとの関係のみに閉じ込めてしまう方向のようにも感じとれてしまう。

周囲との関係の中で、自分を守るために知られたくないという秘密が出来てしまった故に、孤立し、関係を閉じてしまった訳だから、スタートとしては、この発想は理解できるとしても、その先への見通しから言うと、もう一歩深めてみたい原則のように思えてならない。

さらに、「自己決定」の原則になると、さまざまにある選択肢の中から、自分にとって大切なものを選ぶのはわかるにしても、はじめから限定した選択肢しか与えられていないとすれば、自己決定ではなく、むしろ「自己納得」でしかなくなってしまう。

この母と少年の場合、児童相談所に行って相談を受け、「教護院」へ入所するか、十四才になって「家庭裁判所」に行き、「少年院」へ入るかしかないような状況に置かれていたのである。十四才に満たない少年の場合には、児童相談所に行くか、行かないか、しいて言えばこの選択しかなかった。

そうだとすればツッパって、行かないという選択をするのは、ごく当然のような気がする。

「少年法」を読み、また、児童相談所が、単に施設に入れるだけでなく、少年たちと一緒にこれからどうしたらよいのかを考えてゆくところだと知った時、少年たちは、まず選択肢を探すところからスタート出来るようになったのである。

したがって、現状における「自己決定」ではなく、いかに「情報」を集めるか。

いかなる「可能性」があるのか。さらに、いま、いかなる「状況」にいるのかを知ること。いわば「自己確認・状況認識」をするところから、相談はスタートしなければならないのである。

こう考えてくると、ケースワークという相談の方法論が、「受容」とか「自己決定」「個別化」「秘密保持」などを駆使しながら、社会にいかに適応させてゆくかという、社会の側からの要請として開発されたものであるということが見えてくるように思われる。

「受容」が、現在、社会で生活している一人ひとりを主人公にして考えられ、発想されてゆくのであれば、社会の側が、生活人としての住民を「受容」していくというプロセス、方法論が考えられてよいはずである。

少年と母親、少年のまわりに集まるたくさんの少年たち、その家族を、むしろ「社会が受容する」ための方法論は、どのようにして可能なのか。

そのことが、次に課題になるような気がする。こうした方法論としては、アメリカの女性、メアリー・リッチモンドによる『ソーシャル・ケースワーク』（1979）がある。

ぼくは、このソーシャル・ケースワーク論に心惹かれており、これから勉強したいと思っているところなのだが、リッチモンドには、社会改革への意志があったと考えている。

「社会（環境）」と「個人」との間の矛盾、トラブル、不適応によって、さまざまな問題が露呈されてくるという状況判断の中から、「社会」については、社

会制度やシステムの改革が、また「個人」については「自己の拡大」という視点から、両者の新しい関係性を創造する模索が、リッチモンドによって試みられていたのである。

リッチモンドには、1917年に刊行された『社会的診断論』という著作がある。

まだ日本では翻訳されていないが、ソーシャル・ケースワークを体系づけた最初のものと言われている。

日本で、このメアリー・リッチモンドの研究を手がけてこられた、小松源助氏は、「ソーシャルワークの立場からみた事例研究における方法の研究をめぐって」（『児童相談研究』東洋大学児童相談室、第11号）という文章の中で、ケースワーカー中心の研究から、クライエント中心の立場に立ち、さらに社会的視野を織りこんで、個人と環境との全体の関係性を明確にしながら、エコロジーやシステム論を取り入れたソーシャルワーク活動が展開されてゆく方向を指摘している。

小松氏は、既に「エコマップ」「社会的ネットワークマップ」あるいは「ネットワーク分析」といった手法、方法論を紹介しているが、その中で、イギリスの事例として、次のようなものを紹介している。

「クライエントに一週間位の状況について日誌を書いてもらって、日誌を通して、どういうような課題と結びついておるのか、どういうような関わりをしたのか、その他の生活はどうだったというようなことを確認して、しかも、それを、抽象的な文章にまとめるだけにとどめるのではなく、具体的な図の上に示して、確認していくことが盛りこまれております。」（『児童相談研究』前掲）

ここには、ワーカーとクライエントが一緒になって、ぶつかっている問題についての解決策、基本的な課題は何なのかを探し出している状況が示されている。

相談にのる人、相談にやってきた人という二つの対極の中で片一方が解決してあげるという図式を越えて、共に問題点を発見し、事態を解決してゆく方法を探求してゆく共同作業として、ソーシャルワークを考える時、ここには、単なる個別の課題への対応という発想を越えた、新しい生き方への挑戦が含まれてくるような気がする。

この一年、ぼくは学生諸君と『生活記録の社会学』（ケン・プラマー著、光生館、1984）と、『生活学へのアプローチ』（川添登編、ドメス出版、1991）を読んできた。

そして、ぼく自身が、個人誌『生活者』で追っていたものは、日本の中でも「生活綴り方運動」の中で、かなりの蓄積があること。また、民俗学の方法論や、日記、手紙、口述記録といった個人的な記録、そして、映画、演劇、流行歌、ミニコミ誌などによる多様な表現活動によって生み出されている現代の記録の中で展開されているものが、人と人との関係を模索する「臨床」への試みであり、もう一つの「自分史」を生きる「臨床」体験であり、共通の課題を全体的解決へと押し進めてゆく、社会的受容としての社会改革という「臨床」行為なのではないかという気もしてきたのである。

ともあれ、今のぼくにとって、日常生活のあらゆるものが「臨床」行為に思え、具体的に一つひとつ、事例をあげて、その展開のプロセスを積みあげてみたいという思いが膨らんでいる。そうした、社会臨床の事例研究の中から、新しい「社会臨床」の世界が開かれてくれば、と念じている。

社会臨床学からみた部落解放理論

八木晃介（花園大学）

（1）はじめに

社会臨床学のイメージは定かではない。類似名称の先行分野に臨床社会学があるが、それはその母体である社会病理学の認識論を踏襲している事情に規定され、その構造機能主義的なイデオロギー性について古くから徹底的な批判が展開されてきたことは周知の事実であろう。すなわち、臨床社会学やその水源としての社会病理学は、「病理」を平均性と規範性の社会的基準からの逸脱と把握する理論上の保守的党派性を具現しており、だからこそ、その分野内からさえラベリング・セオリーやソーシャル・ボンド・セオリーといった造反を生み出してきたとも言いうるのだ(1)。

社会臨床学と臨床社会学との決定的な差異は、見てのとおり、名称逆転にある。名称の逆転は、ただちに内実の逆転を示唆する。つまり、社会臨床学は、必ずしも、「病理」、「逸脱」、「偏奇」等を個人と社会にとっての逆機能（負性要因）とは前提しないし、平均性と規範性の社会的スタンダードに準拠的正統性を賦与するものでもない。なぜなら、筆者の想定する社会臨床学は、所与的社会を機能的とみなす伝統的な観点からはもっとも遠いところで構想された新しい学問分野であるからだ。それゆえ、場合によっては、構造機能主義派が伝統的に「病理」、「逸脱」、「偏奇」の用語によって掌握してきた状況や事態を、筆者が想定する社会臨床学では、社会変革をみちびく重要なモメントとして肯定的に高く評価することも十分にありうる。社会臨床学は臨床社会学の保守的党派性は徹底的に批判するが、党派性それ自体は否定しない。筆者の個人的な思い入れとしては、社会臨床学を、ラディカル・ソシオロジーとして体系化したいほどなのだ。

以上、筆者なりに社会臨床学なる新しい分野の定義づけを試みたのだが、学問イメージはなお鮮明から程遠い。抽象的な定義化については学会事務局の手にゆだねることとし、ここでは、筆者が社会学を専攻するものとして長期にわたってかかわりつづけてきた部落問題の領域に限定し、社会臨床学からみえる部落解放理論の現況とはいかなるものであるかを素描する中で、筆者なりに社会臨床学の内実を追求することにしたい。

（2）伝統理論の成果と陥穽

「すでにあったものは今はなく、これからあるものも今まだない」――、このような喪失感と未達成感が、現今の思想・文化の総状況の中に蔓延していると言えるようだ。わけても社会主義世界の崩壊は、社会の編成原理の組み直しをつねに多少とも社会主義的理想に依拠しつつ志向してきた人間に対して、既存の価値観の喪失とオルタナティヴの未達成とを根源的に確認せざるをえなくさせたのであった。

本稿の当面の課題である部落問題についてみても、問題が遭遇している状況は相当に深刻だと言わざるをえない。戦後部落解放理論を特徴づけてきた「三命題」路線にしてからが、完璧にその有効性を喪失したとは言えないまでも、かつての理論的迫力を今に継承しているなどとは到底言えない。「三命題」とは(1)部落差別の本質(2)部落差別の社会的存在意義(3)社会意識としての差別観念――の三要素からなる戦後部落解放理論の骨子であり、部落解放同盟第26回大会（1971年）までに定式化されたものである。差別の本質を「主要な生産関係からの除外」に、差別の機能（存在

意義）を「分割支配の役割」にそれぞれ求め、それらを自明視させる社会意義が「搾取の観念形態」として普遍的に存在することを強調したことで知られているものである。それがそのような状況であることは当然のことであって、主として高度経済成長期以前の理論枠組みが、高度経済成長を通じて構造的な変動を具現した現代の社会システムに適合的であろうはずもないのだ。しからば、「三命題」路線にかわる新たな理論枠組みが提起されているかといえば、それも皆無とはいえないにしても、かつての「三命題」ほどに活力と説得性と有効性をもったものはなお出現していないのが現状ではあるまいか。

しかし、現在が理論的な転換期であることに、おおむね異論はなさそうであり、筆者としてもここでは、このようなまことに混沌たる状況にある部落解放をめぐる理論戦線に一石を投ずるべく、身のほど知らずを承知のうえで、論争に参加していきたいと考えている。ただし、あらかじめことわっておくが、筆者にも明確な結論があるわけではなく、論理的な定式化は、なお今後の課題として横たわっている。

まず、とりあえず最初に、解放の展望からみた差別理論の従来のありようをふりかえり、やや大雑把に類型化しておきたい。

第一の理論パターンは、いうまでもなく、「人権」概念に依拠した問題理解であり、もっとも俗受けするタイプの理論類型とも言えるだろう。18世紀西欧思想の天賦人権論の系譜に属する。この類型においては、個々に具体的な差別の課題を普遍的な「人権」概念のなかに解消する傾向があるほか、そもそもルソー流の発想にあっては、女性は「人権」の主体者としての近代的市民としてカウントされていなかったという根本的な瑕疵があったことを指摘しないではいられない。ここではその点に深入りはしないが、いずれにせよ、この理論類型においては、近代的市民的権利（人権）が不均等にしか配分されていないところに差別が生じるとする論理展開がなされるわけで、したがって、運動論としては「人権の完全保障」をもとめるスタイルをとる。

第二の理論潮流は、「階級」概念に依拠したマルクス主義的な問題接近。階級は、生産手段の所有・非所有によって決定され、生産手段を所有して経済的実権を掌握したものが支配階級として、諸々のソーシャル・パワーを媒介としつつ、決定的な優位にたつ。ここに搾取・被搾取（財の配分の不平等）と、支配・被支配（権力の配分の不平等）を基軸とした階級関係が成立する。こうした社会関係において優位性を獲得した階級が、その優越的なソーシャル・ステータスの永続化のために、被搾取・被支配階級への分断支配を強化するが、この分断固定化装置としての身分政策が「差別」として具現するという次第だ。したがって、運動論としては、階級関係の廃絶が究極的な戦略となり、戦術的には階級闘争への参加をとおして社会主義革命に参画していくという論理展開となる。

これまで述べてきたところから明らかなように、「人権」概念に依拠する理論は、「階級」概念によってたつ理論とほとんど相補的な関係にあるといえる。それというのも、いかに天賦人権を強調してみても、現実の社会システムは人々に地位・威信・富・権力を不均等にしか配分してはいないのだから、そのような社会システムの変革がなければ天賦人権論はまさしく画餅でしかないことになるからだ。これまでは、「人権」概念を組み込んだ「階級」概念が差別問題の理解理論としても解放理論としても主流を形成してきたといってよい。

そこで第三の理論潮流だが、それは近代的な「人権」概念、「階級」概念の乗り越えをはかるもので、いうなればポスト・モダン型の構造主義的な問題理解。そこでは、人々や各社会集団の多様性を積極的に評価する方向が採用される。現実上ないし架空の「差異」そのものを積極的かつ肯定的に評価して、しかも「差異」に価値上の序列をつけない、という考え方だ。もちろん、数あるポスト・モダニストの中には「ポスト・モダン＝プレ・モダン」の図式に便乗する伝統回帰型保守反動派の手合いも相当数まぎれこんでいる事実もある。

ところで、かつての部落解放理論を特徴づけてきた

いわゆる「三命題」路線が、第一の「人権」概念と第二の「階級」概念との相補性を反映していることはいうまでもない。そこで次に、この「三命題」路線の有効性と限界性に焦点を合わせてみることにしよう。

部落問題の現状は、きわめて不透明で、解放モデルを模索・構築しにくい状況にあることは否定できない。こうした現状況も、これまで部落解放理論の主流を形成してきた「三命題」路線の再点検を急がせる主要な要因のひとつであることは間違いない。

部落問題が不透明だという場合にも、その説明の方法と方向には何種類もの課題があると思われるが、ここでは、部落問題ないし部落差別は変化したのかどうか、という領域にフォーカスを合わせることにする。もちろん、この世に存在する森羅万象すべては変化するのであり、変化せざるものはひとつとてありえない。したがって部落問題ないし部落差別も当然、それなりの変化を示しているはずなのだが、問題はそのような変化をとらえて説明づける理論枠があるのかどうか、否、そもそもそのような変化をとらえる理論の構築に努力が傾注されているのかどうか、それこそがまず問われねばならない。

この点、多少とも評論家的な物言いをしてみるならば、部落解放同盟も全国部落解放運動連合会（全解連）も、はたまた政府・自民党・地対協も、それぞれのニュアンスは相当に異なりつつも、捉え方の単純性、皮相性、浅薄性においては共通している。

部落差別の封建遺制性を論拠にした全解連の国民的融合論においては、「差別は解消過程にあり、解決は時間の問題」という手放しの近代化論的楽天主義にたっている。政府・自民党および地対協は用語法こそ日共・全解連とはややことなるものの、「差別」を「格差」という浅薄な概念によって掌握し、「格差は相当程度是正された」と結論づける方法において日共・全解連と大差ない。一方、部落解放同盟は基本認識としては「差別は深刻で以前と比較してほとんど変化なし」というのだが、しかし、実際には、部落差別の現実はそれなりに変化しており、それに、もしまったく事態に変化がなかったのだとすれば、これまでの部落解放運動の評価自体を誤ることにもなるだろう。

結局のところ、それぞれがそれぞれの都合にしたがって、自己に好都合な指標のみをもちいて事態を説明するというアンフェアをおかしているように思われる。ここで重要なことは、別にこと新しげに言うべきほどのことではないのかもしれないが、やはり、差別の本質と現象との関係をもう少し丁寧に分析することではあるまいか。つまり、本質は現象し、あらゆる現象は多少とも本質的であるという場合の「本質」と「現象」をみとどける必要があるのだ（もちろん、本質がそのまま現象することはほとんどありえず、もしそうならば、あらゆる社会科学はまったく無用の長物ということになるだろう）。

そこで、あらためて議論の前提を定めねばならないが、やはり戦後部落解放理論を特徴づけてきた「三命題」路線を俎上にのせねばなるまいし、その再評価から着手せざるをえないだろう。とはいうものの、この「三命題」路線そのものの理解が安定しているともいえない現状があるようにも思われる。部落問題研究に多少ともタッチしてきた人々にとっては、常にほとんど自明視されてきたといってもよい体系なのに、「三命題」にふれたこれまでの論考をつぶさに検討してみると、意外なことに論者によってかなり理解内容がことなっていることに気づかないではいられない。

事態を単純化していえば、要するに、論者によって「三命題」をとらえる時の、力点の置き方がかなり異なるようなのだ。たとえば部落問題における「身分」概念を重視する人でも「三命題」によってたつことはできるし、「階級」概念に依拠する人でも「三命題」に寄り添うことができるという仕儀だ。つまり、「三命題」路線は、「人権」概念も「階級」概念も含みこんでいるために、ある意味で玉虫色を呈している。もちろん運動における戦略（階級的普遍性）と戦術（身分的特殊性）を意識した理論構成だとして理解することもできる。しかし、ここではそうした認識上の問題に論点を限定することなく、「三命題」路線それ自体の、反差別理論としての論理的な整合性といった観点にたって再評価を試み、そのうえに立って、どのよう

な理論転換が現在要請されているのかについて議論をしぼりこんでいきたいと考える。

「三命題」路線それ自体の、反差別理論としての論理的な整合性を再評価するにあたっての、ここでの基本的な関心は、すでに述べたように、運動の「いま・ここ」と、状況総体の現実のありようとの接点をどのような思想的な位相のもとに掌握するかという一点に集約される。とはいえ、この点での総括には膨大な準備作業が必要で、ここでそのすべてについて展開する余裕はない。そこで、筆者の問題関心のごく一部を提出することで、筆者自身のこの問題への関心角度や接近方法を、やや大雑把なイメージとして提起するにとどめるという方向ですすむことにしたい。

いわゆる「三命題」なるものの内実を、部落差別の本質と現象とのかかわりに注目しつつ図式化すれば、おおむね次のようになるだろう。

○差別の本質（差別の社会的存在意義）＝分割支配
○差別の現象
(1)経済的側面＝主要な生産関係からの排除（基幹産業からの排除）
(2)政治的側面＝市民的権利の行政的不完全保障
(3)心理的側面＝社会意識としての差別観念

部落差別の本質として、否、あらゆる差別の本質として「分割支配＝divide and rule」をとらえる視点は完全に正当だ。分割支配ないし分裂支配こそ、すべての権力的支配の根本的な属性であり、いかに政治主義的にすぎるとの批判を受けようとも、この点を欠落させた差別論は、ほとんど社会性をもつことができない。問題は、したがって、このような差別の本質が上に図式化したような現象形態をとっているのかどうか、仮にそのような現象形態をとっているとしても、「三命題」路線がうみだされた時点と「いま・ここ」での時点とで、その具現の仕方が同一であるかどうか、といった点に集約されることになる。そしてまた、こうした路線によってたつ理論が、現実の推移によく適合しているかどうか、つまり理論が現実の解釈枠を提起しているかどうか、さらには未来の展望理論として有意義であるかどうか、といった所も議論の大きな課題になるはずだ。

たとえば、経済的な現象側面について。もちろん、「主要な生産関係からの排除」という言葉遣いが単純なケアレス・ミスであることはいうまでもなく、ここでそれを揚げ足とり的に批判するつもりはない。たとえば、資本主義社会における主要な生産関係とは、資本主義的な生産関係であって、そこにおいては半失業者、完全失業者をもふくめて主要な生産関係の構成要素なのであって、そこから完全に排除されるなどということはありえないわけなのだ。ゆえに「基幹産業からの排除」という概念に置きかえて解釈すべきだが、この問題については、これ以上の深入りは不必要だろう。

筆者の問題意識からすれば、被差別部落民衆が、部落差別によって基幹産業から排除されているという認識自体が、現実状況からみてはずれていると言わざるをえない。この点については、高度経済成長期以降の被差別部落の変貌の指摘をふくめて、後で詳述する予定なので、ここではこれ以上触れない。部落解放運動の指導者は今も、昔と同じような語り口調で被差別部落の「悲惨・貧困」の現状を強調する傾向が強いが、状況の傾向性としては、そのような事態はむしろ減少している、とだけここでは指摘しておきたい。

むしろ、この分野での主要な関心は、差別産生装置としての基幹産業自体の評価がどうなっているのか、という点にこそ集中されるべきであろう。どちらかと言えば、筆者の現在の志向性は、労働の貴賤観念との思想文化闘争こそが根底的に重要ではないかという所にある。それと同時に、従来からも言われてきた「沈め石」としての役割に関する新たな視点に立つ分析も必要だと考える。

第二の領域、つまり政治的側面について。近代的市民的権利が行政的に不十分にしか保障されてこなかったところに差別の本質が現象していると認識するやり方で、ここでは主として(1)職業選択の自由(2)教育の機会均等(3)結婚の自由 ── の三点に限定して、そこから差別の本質にせまっていく従来の方向がもっている問

題性についてすこし集中的に議論してみたい。この領域での筆者なりの結論を先走っていえば、部落解放運動のこれまでの発想法には「対抗性」という点で決定的な欠落があったということになる。

まず、職業選択の自由の問題だが、先の経済的側面との関連でいえば、社会意識としての「良好な雇用機会の稀少性意識」とのかかわりが問題となるだろう(2)。良好な雇用機会とは、ありていにいえば、相対的に高い収入・社会的地位・威信やよい結婚のチャンスにめぐまれやすい雇用機会のことだが、いうまでもなく、「良好性」はどの場合もピラミッド構造になっているから、上部へいくほど稀少度は高まり、かくて人々は猛烈に能力主義競争に自分自身を投企せざるをえなくなる。

余談だが、部落解放同盟のある中執が講演で「能力主義には良いものと悪いものとがある」と発言したことがあるが、まったくもって、困ったものだ。能力主義に良いも悪いもあったものではない。むしろ、こうした能力主義的な競争の抑制こそが労働者の主たる任務であり、極端にいえば、労働組合にはそれ以外の任務はないとさえ言いきれる。

部落解放運動にとって重大なことは、良い能力主義と悪い能力主義とを区別したり、良い競争主義と悪い競争主義とを区別したりすることではなく、すべての能力主義的競争原理の積極的打倒ないし消極的離脱方法を情熱的に考察し実践すること以外にない。

次に、近代的市民的権利の第二の事例として、教育の機会均等の問題をとりあげる。教育の機会均等とは、いうなれば、教育を通じての競争機会の均等を意味しており、その前提には、各社会的カテゴリー間には「能力」差がないという認識が成立しているはずだろう。しかし、実際には、競争参加「機会」の平等化は、必ずしも競争参加「結果」の平等化を意味しはしない。このことは、例の男女雇用「機会」均等法が決して雇用における真の男女平等をもたらさなかったばかりか、かえって女性の間に新たな分断をうみだした事実によっても証明済みだといえるだろう。

つまり、各個人の経済的・社会的・文化的不平等を無視して競争「機会」だけを平準化しても、「結果」の平等にはつながらないというわけなのだ。そのような反省にたって、社会的な被差別者に対する補償教育(head-startおよびfollow-through等々を中心とする)がアメリカでも日本(促進教育という名称で知られる)でも取り組まれるようになったのだが、しかし、周知のように、アメリカでも日本でも所期の成果をあげることはできなかった。

アメリカの場合、補償教育は白人中産階級(WASP)の価値体系をスタンダードとした矯正プログラムを中心に進められた。すなわち、マイノリティ・グループにおける学業不振は、結局のところ、WASPの文化価値モデルからの欠落として評価されてしまったことになる。欠落とは、埋め合わされるべき落差であり、埋め合わせとは、マイノリティ・グループに対する自己否定もしくはマジョリティ・グループへの同調=同和を強制することにならざるをえない。マイノリティ・グループに自己否定を強要するような矯正プログラムが、言葉の真の意味での「解放」と無関係であることはいまさら言うまでもあるまい。アメリカでは、その後、学力格差というのは、とどのつまり、各集団間の文化的差異を意味するだけのことであり、それ以上の意味もそれ以下の意味もないのではないかという議論がむしろ支配的になりつつあるようだ(3)。むしろ、問われるべきは、どのような社会的カテゴリーが、どんな利害関係にたって、どのような学力基準をもうけているのか——、ここにこそ本質的な学力論の出発点があるのではないか、という議論の方が生産性をもちつつあるようにもおもわれる。

さて、日本の場合だが、教育における部落差別を特徴づけていた長期欠席・不就学は60年代を通じて基本的には解決した。被差別部落の人々がとりあえず要求した義務教育修了資格は、70年までにひとまずは獲得されたのだが、しかしながら、それが獲得された時点において、義務教育修了資格は良好な雇用獲得のための資格としての意味を喪失していた。すなわちその時点において、日本は世界に冠たる高学歴社会をつくりあげていたのだ。そこで、どのような事態が発生した

かといえば、単なる高学歴獲得のための営為を「解放教育」とよびならわす思想的堕落だった、といっては酷だろうか。解放子ども会はさながら「学習塾」と化した。そのような子ども会でなければ子どもがあつまらず、親も子どもを行かせたがらなくなったのだ。部落解放運動と部落解放教育運動にとって、焦眉の課題となっているのは、こうした状況の批判的総括であり、「解放の学力」論の再構築であるはずだが、現実には、偏差値競争への参画とその勝利をもって解放教育の成果とよびならわす頽廃が、教師集団においても、部落解放運動においても主流派を形成している。解放の主体形成とは、高学歴者における部落脱走願望の達成によって実現するものだったのであろうか（この点は後述する）。

市民的権利の第三のステージとして、結婚の自由の問題をとりあげる。結婚差別を糾弾するのは、他の差別を糾弾するのと同様、部落解放運動としては当然の営為だろう。しかし、差別によって結婚できなかったことのみを糾弾すればよいのか。現行の結婚制度、戸籍制度、天皇制をこそ撃つべきではないのか。差別によって結婚できなかったことのみを撃つのであれば、逆に、糾弾の意図とは別に、未婚の母への差別や婚外子への差別を助長することにもなりうるということに、運動家は想像力を発揮すべきだろう。

以上、主として部落差別の政治的側面に関するこれまでの部落解放運動の理論と現実的な営為について、はなはだ粗雑ながら批判的に考察してきたが、言いたいことは、一体全体、運動とその理論が、時代の支配的な価値観や文化に意義を申し立てる批判主体の形成にあずかって力を発揮してきたかどうか、という問題なのだ。むしろ、場合によっては、支配的な価値観や文化の補完的な役割を果たしてきたのではないかという問題だ。ここから、すべての議論はもう一度出直すべきではないか、というのがさしあたりの提案だ。

（3）対象としての「部落の人」とは誰か

部落解放を説明する理論がきわめて混沌としていること、現在のところ単一理論ではとても歯がたちそうにないこと、のみならず解放運動の社会的対抗性を具現する理論体系にもなりえていないこと、そして、そうした対抗理論の構築に理論家や運動家が魅力を感じているかどうかもはなはだ疑わしいこと――、こうした状況から再出発せざるをえない現状にあることを寂しくとも認めないわけにはいかないだろう。

早い話が、「部落の人」というのは誰のことなのか、といったもっとも初歩的な疑問にさえ明確な解答をあたえることは相当に困難だ。行政的には、1871年の賤民「解放」令の対象になった地域とされた所に今も居住している人々を「部落の人」と認識し、「同和」行政の対象にしているように思われる。しかし、それならば被差別部落を出て、一般地域に住んでいる人々は「部落の人」なのか「部落の人」ではないのか。すでに被差別部落を出て外部に居住しているが部落差別を受けている人々はどうなのか。被差別部落に流入してくる部落外の人々はどうなるのか――。こうした疑問は、答えるに簡単なようで、実は、相当に複雑な問題を含んでいると言えるだろう。

あるいは、こういう疑問もなお全面的には解決されていないように思われる。いったい差別されるのは「身分」なのか、「階級」なのか、それとも「地域」なのか――。身分・職業・地域を包む三位一体説という議論もあるにはあるが、しかし、何が決定的な差別の要因なのか、ということになると、現状においてはいっこうに定かではない。さらに、被差別部落から流出する人々の一部はパスできるのに、大部分の人々はパスできない（もしくは、しない）のは何故なのか、それはその人々の経済力、文化性、パーソナリティなど、その人特有の個別的な属性によるのか、それとも社会的な定義過程によるのか、といった点も実際のところはまるで解明されていない。行政的な「属地属人主義」（被差別部落に居住する被差別部落関係者）によって「同和」対策事業の対象となる人々が「部落の人」だという定義では、実のところ、何も言っていないに等しいのだ(4)。

こうした理論的な困難の実在を承知のうえで、次

に、すこし視点を変えつつ、しかし、同様の理論的な問題点をいくつか指摘しておきたい。ここで考えたい問題は、従来の部落解放理論と部落解放運動にとって部落問題理解の主流を形成してきたといってもよい「部落＝貧困産生装置」認識の当否、もしくはその意味変換の評価という領域。

従来、貧困は被差別部落を特徴づけるもっとも妥当性の高い概念であったが、高度経済成長以後の社会変動は確実に被差別部落にも波及し、従来のままの概念適用では、到底、現実の被差別部落をとらえることができなくなっている。

貧困という概念自体、よくよく検討しなければならないものであることは言うまでもない。常識的には、生活維持手段の欠乏、および、それのもたらす精神的肉体的荒廃をふくむ生活状態とする理解が一般的であり、そこでは富の蓄積のもとでの欠乏・荒廃状態が生じるとされ、低所得と直接相関してあらわれる貨幣量の欠乏状態として貧困がとらえられる。マルクスが、資本の蓄積運動によって必然的に生みだされる相対的過剰人口＝産業予備軍と、さらにその最底辺に沈澱する被救恤的窮民層の存在の仕方の中に、階級問題としての貧困・窮乏化の構造を分析して大いなる説得性をもったことは周知。これまでの部落問題認識においても、このマルクス主義的な問題理解が主流をしめ、階級問題としての貧困を部落問題研究に適用し、こうした貧困が差別に起因するところに部落問題がある、とする理解が中心だったといってよい。

だが、田中義久もいうように、貧困は「単なる“所得の過小”としての“まずしさ”や単なる“貨幣量の欠乏”としての“みじめさ”ではない」（『社会学辞典』、弘文堂）。少なくとも、人間と外的自然、人間と人間、人間と内的自然という三層の関係性への視点を欠いた所での貧困概念は、唯物論どころではなく、まさにタダモノ論的な貧困概念に堕するにちがいない。言いたいことは、現代の貧困は、単に量的な生活水準の外的な保障によって癒されるものではなく、もっと質的な本質的な「癒し」を要請するようなものとしてあるにちがいないということなのだ。

「部落の人」を経済学的に定義する時に、かつて（高度経済成長以前）は、「停滞的過剰人口」という概念がまことに便利であった。例の同和対策審議会答申（同対審答申・1965年）も、伝統的な被差別部落観、つまり「停滞性」によって被差別部落を定義するという観点に立っていた。実際、答申の核心部分には、「同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業に導入することにより、生活の安定と地位の向上をはかることが、問題解決の中心課題」と記述されていた。

停滞的過剰人口とは、いうまでもなく相対的過剰人口の第三形態であり、その就業が非常に不規則で停滞的なものを意味する。就業していても労働時間がながく、低賃金で、生活水準は労働者の平均を大幅に下回っている。主として家内労働として存在し、たえず大工業、大農業、手工業などから流入してくる。実際、高度経済成長以前においては、被差別部落の労働力の存在形態を説明するに際して、この停滞的過剰人口という概念はきわめて有効であった。

1955年からおよそ18年間つづいた高度経済成長は、日本の産業構造、経済構造を根本的に変動させ、日本人の生活様式をも一変させた。この高度経済成長期を通じて、所得が過小だという「まずしさ」と、お金が欠乏している「みじめさ」とによって理解できた貧困は、いわゆる生活水準の上昇（生活の質の上昇では必ずしもない）によって、相当程度に変化したといってよいだろう。この変化は部落内であろうと部落外であろうと、本質的には変わりなかった。もちろん、誤解のないように付言しておかねばならないが、「誰よりも不況の影響ははやく到来し、誰よりも好況の影響はおそく到来する」という被差別部落のおかれた差別的な特殊性には重々注意しておく必要があるのだが。

たとえば住宅。かつての住宅問題は、端的に言って「住む家がない」という問題であった。現在は「同和」対策事業の一定の前進などもあり、ともかく「住む家」に困窮しているという事態はほとんど解決している。しかし、住宅というものは、単に人間の容器で

はないのであって、住めればよいというものではなく、やはり人間の住居にふさわしいアメニティとしての内実がなければなるまい。人間の容器としての住宅が「改良」住宅と呼ばれている状況をこそ、現在にあっては「住宅の貧困」と呼ぶべきなのだ。

また、たとえば仕事。かつて高度経済成長以前の被差別部落の仕事といえば、土木作業員、仲仕、行商、履物直し、屑拾いといった雑業的で不安定な、それこそ停滞的過剰人口の滞留を彷彿させる職種が被差別部落を特徴づけていた。筆者が部落問題にかかわりはじめた1960年代中期においても、やはりこの傾向はなおきわめて顕著であった。しかし、高度経済成長以後、労働力需要の増加と被差別部落における高校進学率の上昇とがあいまって、常雇労働者が非常に増加した。たとえば、部落解放同盟京都府連の1984年調査によると、若年労働力の常雇率はほぼ8割の水準に達しており、かつての被差別部落を特徴づけた臨時雇は高年齢層に集中しつつあることが示されている(5)。

もちろん、問題がないわけではない。公務員としての就職が部落外に比してかなり多いという点だ。被差別部落の労働力人口の30~50%が公務員だという被差別部落もないわけではない。かつては民間企業における就職差別の壁が厚く、やむをえず行政が雇用機会を創出したという説明がある程度まで合理性をもったが、現状においては、この説明は必ずしも的を射たものだとは言えなくなっている。解放運動の指導者の話などを総合すると、被差別部落の人々が民間企業での競争を嫌って、比較的安易に公務員への道を求めるという傾向が強まっているらしいのだ。確かに競争を嫌う心性は悪くはないが、しかし、一定の社会的カテゴリー内の職業構造があまりに偏りすぎるというのは問題であり、場合によっては、新たな差別意識の産生要因にならないとも限らない。

先に、若年労働力の常雇化が進み、臨時雇は高年齢層に集中しつつあると述べたが、この点をもう少し詳しくみておきたい。

山本尚友によると、京都市内九地区で、1959年から84年の25年間に、6,085人（30.5%）の人口減少がみられたという(6)。この間、多分、被差別部落においても、部落外と同様、一定の出生率の低下がみられただろうが、それをさしひいても、やはり相当数の人々が部落内から部落外に流出したものとおもわれる。しかも、大卒者の半数が部落外に流出しており、それが平均的な部落外流出率よりも高いところから、山本は「明らかに流出者に階層性がある」と指摘している(7)。

以上、簡単にみたように、被差別部落を旧来のように、「悲惨と貧困」という通俗的な概念でとらえることは浅薄にすぎることが明らかになりつつあると言えるだろう。貧困の意味それ自体が変換されつつあり、旧来の概念でいう貧困は部落のある一定の社会層に集中しつつあるというべきなのかもしれない。つまり、部落の学歴がなく経済力もない高年齢層にのみ旧来の貧困概念が妥当しつつあるわけなのだ。ここから、もう一度、解放理論の組み直しをはかる必要がある。

（4）自由と解放の社会臨床

これまでの行論において、従来の一般的な解放理論（とくに戦後部落解放理論）について、いくつかの局面に限定したうえで批判的に検討してきたが、ここからは、若干雰囲気を変えて、人間の「自由」と「解放」というものへの、筆者なりのユートピア的な想念を提出していきたい。

マルクスが考察した「自由」の内容に筆者なりの修飾を加えて整理すると、おおむね次のようになる。

第一は自主管理と自主経営に関するもので、要するに、私的所有を廃止して、直接生産者が生産手段を共有するという局面。第二は自由時間の増大にかかわるもので、端的にいえば労働から解放される時間を確保するという局面。そのためには、社会の内部に蓄積され、公共福祉に活用できる生産力を確保する必要があるとされるが、しかし、「生産力」理論が重要な意味をもつ点で、筆者としては若干賛同を留保したくなる局面ではある。第三は、筆者がもっとも注目するところであって、要するに、個々人の個性の自由な開花を

担保するという局面だ。筆者のかねてからの主張との関連で言えば、現代の支配的な価値観（たとえば，金銭文化、競争文化、統合文化など）から離脱した異質な、対抗性にあふれた文化性を重視するという局面でもある(8)。

こうしたマルクスの「自由」にかかわる言説を前提としつつ、部落問題とのかかわりの中で筆者が考えた「自由」と「解放」との関係は（と大袈裟に言いたてるほどのオリジナリティにはさしたるものもないが）、簡潔にいえば次のようになる。つまり、「自由」とは、自分で選択し、自分で決定し、自分で責任を負う主体の保障のことであり、したがって、「解放」とは、そのような意味での「自由」を妨害する社会的諸矛盾と闘争して実現する過程のことなのだ。ここで、ことさら強調しておきたいことは、解放とは、達成された未来の「理想状態」なのではなく、それをもとめて悪戦苦闘をつづける「いま・ここ」のプロセスの中にこそありうるという点だ。この過程こそが、筆者における社会臨床学の主たる対象になるとの見込みをもっている。

さて、「自由」と「解放」についての筆者のユートピア的な目論見を開陳するにあたって、柴谷篤弘著『反差別論 ── 無根拠性の逆説』（明石書店、1989年）をテキストとして使用することをあらかじめことわっておきたい。この書は、ここ数年の間に筆者が目にしたものの中では、栗林輝夫著『荊冠の神学 ── 被差別部落解放とキリスト教』（新教出版社、1991年）とならんで、もっとも刺激的なものであった。

柴谷の思想的な位置は、本人の言を借りれば、リバータリアン・ソシアリズム（絶対自由主義的社会主義）であり、それを柴谷はネオ・アナキズムともよんでいる。その内実は「最善のものを求めるというよりは、個々の人々の状況にあわせておのおのが自分の生き方を自分で選ぶこと。そのようにして達成される、異なった人々の異なった自己発見が社会の関心の中心になるべきだ」との記述に端的に示される(9)。

筆者は以前、自己の思想的立場を厚顔無恥にも「ロマンチック・アナキズム」として定式化を試みたが、それがいわば美学的独断の域を出るものではなかったにもかかわらず、感覚的な次元でいえば、柴谷のいうリバータリアン・ソシアリズム（ネオ・アナキズム）と結果的には非常に重なるところ多いものであったことを思い出す(10)。

筆者の観点は、きわめて単純だ。要するに、自己が変われば社会が変わる、という信念にもとづいている。自己にとっての社会とは、具体的には自己の関係世界なのであって、それ以上でも以下でもない。自己の思想性や文化性が変化し、あるいは、そうした変化の要因としての自己の関係世界が変化するならば、あきらかに自己にとっての社会は変化したことになる。こうした単純な認識をベースにして、筆者としては、たえず自由を求める自由な人々の自由なあつまり、そうした関係性の社会を求めるわけなのであって、その点では、夏目漱石のいう「自己本位」を機軸にした個人主義的アナキズムにもつながるものがあるように思われる(11)。こうした関係性のありようについて、柴谷は、「自分の生き方を自分で選ぶ人々の、異質性を尊重しあったゆるやかなネットワーク」と表現しており(12)、筆者は筆者自身の言葉として、「いっさいの権威・権力関係を媒介させない人間関係」ないし「他者を手段にも目的にも見立てない交わり」と表現したのであった。

こうした関係世界にあって、必須の価値観は、「結果」ではなく「過程」を決定的に重視する所で成立する。柴谷は、フランス国籍のギリシャ人哲学者・カストリアディスの言説を引用しつつ、次のように描写していた。

「解放はいつか手に入る未来の理想状況のもとで初めて達成されるものではなく、むしろ、そのような理想状況をめざす運動の現在において、すでに種々の形での実現をめざしてゆかねばならぬ」(13)。

まさにマルクスの著書『哲学の貧困』を想起させる文脈ではないか。この時期のマルクスは「我々にとって共産主義とは、招来せられるべき状態でもなければ、現実が指向すべき理想でもない。我々にとって、それは、現状を廃絶しようとする運動である」、すな

わち、やはりある時期のマルクスも「達成状態」ではなく「運動過程」を決定的に重視していたことがわかる。

そこで、こうした諸々の主張内容を、多少の論理的重複を覚悟のうえで、筆者の現在の思想的な傾向性から再度とらえかえしてみたい。

まず、第一に主張したいことは、人間の疎外や差別とたたかうものの方法は、徹して反疎外的、反差別的なものでなければならない、ということだ。つまり、「粗野で野蛮な共産主義」は共産主義ではない。

たとえば、部落差別の政治的・行政的側面にかんする一般的言説について。「部落民衆は差別によって近代的市民的権利を行政的に不十分にしか保障されていない」というわけだが、しかし、この言説はどこまで近代的「人権」概念がもつ陥穽に自覚的であるのか。早い話が、ルソーに代表される18世紀西欧人権概念には、女性はふくまれてはいなかったのだ。部落解放運動において、人間解放の闘いが行政闘争に矮小化された結果（手段が目的視された結果）、運動の一部にモノトリ傾向という深刻な歪曲化が生じたことなどは、この範疇に属する問題だということができるだろう。

あるいは、反天皇制運動において、スター運動家が運動内部において「小天皇」を演じて恥じることがないなどの現状も、同様の問題を含んでいるといってよい。

また、部落解放教育運動における理念の変容という問題も、ここでの問題提起にふさわしいかもしれない。つまり、解放学力（差別と闘って生きるための学力）が偏差値型の学校学力に矮小化されている事態がそれだ。なるほど、補償教育（促進教育）は、かつての各教科にわたる30～40点の差を10点差程度にまで縮小するという実績をあげてきた。だがしかし、考えてもみよ。解放教育はもともと、このような意味での点数差を問題にしない学力観の樹立をめざしていたのではなかったか。

実際、さまざまな反（非）体制運動が、その運動内部において、権力構造を生みだす光景はありふれている。筆者自身の過去をふりかえってみても、個人的な日常生活世界のレベルから、いろいろな運動の内部にいたるまで、さまざまな局面で、筆者自身、少なくとも主観的にはまったく欲しない権力関係を生みだしたり、あるいは客観的に存在する権力関係に気づかないまま、その不在を信じるという、まことにぬきさしならない過ちを数多くおかしてきたことを、今にして、反省しないではいられない。筆者は、「自由」と「解放」を、至上の価値と考え、それに全面的に準拠して、その時々の意見や態度や行動を決めてきたつもりなのに、ここで、このような反省に冷汗を流さないではいられない事実に、愕然とせざるをえないのだ。

筆者の問題の立て方自体に問題があったのでは、たぶん、ない、と思う。問題の立て方には問題はおそらくなかったのだが、あまりにも漱石の「自己本位」に拘泥しすぎたかもしれない。または、自分自身の社会化のやり直しを不十分なままに放置しておきながら、想定した価値観の実現に性急でありすぎたのかもしれない。

詳細な自己省察は、今後とも筆者自身の課題として残っているが、ここではとりあえず論点をもとにもどすことにしたい。つまり、自己が変われば社会が変わる、という認識論の問題。

自由と解放が、すべからく結果としての獲得であるよりは過程における実感であるとするならば、当然のことに、スタティックな「解放モデル」などというものは存在しない。「解放への過程を歩む自覚」について、筆者はそのすべての著書、論文において、絶えざる呪縛の自己意識化というステージを提起しつづけてきたし、この主張にはおそらく大きな誤りは含まれていないと考えている。換言すれば、人間の呪縛要因としてのイデオロギー（同調や同化や融和をせまる現代の支配的な価値観・文化の総体）との、非常に自覚的な闘争を、筆者はひとまず、解放への道程を歩む過程としてとらえてきたのだった。たとえば金銭至上主義文化、たとえば市場主義的競争文化、たとえば天皇制型の統合文化、そうした呪縛要因との絶えざるイデオロギー闘争の過程の中において、瞬時、垣間見えるかもしれない、あるかなきかの一条の光芒、それが「い

ま・ここの解放」というものではないか、と主張してきたのだ。この考えは、現時点においても訂正の要がないと思う。

柴谷は、部落解放にかかわる基本志向として“「同和」から「異叛」へ”をよびかけている(14)。

筆者自身は、単なる概念としても「同和」なる用語の使用にはいつも反吐が出る思いだったし、その点だけでも柴谷の「同和」概念の廃絶にむけた提案に全面的に賛成したいと考えている。

それは、「部落差別に差別の根拠はない」という、差別の無根拠性に依拠した解放運動は意味をなさない、とする柴谷の観点に賛同するからだ。部落差別の無根拠性を強調すればするほど、他の、それなりに根拠があるとされる差別、たとえば性差別、障害者差別、老人差別、黒人差別などにかかわる反差別・解放運動の取り組みに水をさし、妨害し、切り捨てることにもつながりかねない。一つの差別に反対する運動が、他の差別を是認したり、その解放運動に妨害的になるなどは問題にもなるまい。さらに、柴谷が言うように、差別が構造的にセットされた装置だとすれば、その構造自体はいつも無根拠に成立しているのだから、根拠の有無を闘いの根拠とするのは誤りだ、ということにもなるにちがいない。早い話が、白人が黒人を差別するのは、黒人の皮膚の色が黒いからなのではない。そうではなくて、白人が黒人を差別するに際して、さらにその差別を合理化するに際して、黒人の色が黒かったことが好都合だっただけのことなのだ。その意味では、やはり、黒人差別にも差別の根拠などというものはありえないのであって、そこに厳然として存在するのは支配－被支配、搾取－被搾取の構造的な暴力だけなのだ。

柴谷の「“同和”から“異叛”へ」のよびかけは、以上のような文脈の上に成立する。部落解放運動の理論的な方向性は、したがって、次のような異質な理解の二者択一を僕たちにせまってくるにちがいない。すなわち、(1)「人権」運動の中に部落解放運動を普遍化し解消する(2)被差別部落の帰属意識に準拠し、その非普遍性を十全に前面に押し出すこと ―― 、この二者だ。そして、当然のことに、後者の理論的な方向性を重視する立場を選択すべきなのだ。

この立場は、たしかに理論的にはかなり明澄だが、問題がまったくないわけではない。たとえば、「被差別部落の非普遍性」とは何なのか、そもそも、そのようなものがありうるのか ―― 、この点には十分な考察をとどかせておかねばなるまい。なぜなら、被差別部落の帰属意識に準拠し、その非普遍性を前面に押し出すという場合、この論理は被差別部落の民衆が、部落外の人々とアイデンティティを異にする実在であることを理論的な前提とするものであるからだ。

まずは部落解放運動それ自体から異論がでてくる可能性が高い。それというのも、部落解放運動はこの間、行政闘争を機軸にしつつ「格差是正」に基づく「近代市民化」を運動の達成目標としてきたかにみえるからだ。一般的な近代市民への同化をもって「解放」ととらえる近代主義的なイデオロギーの立場に立ってきたと言っては言いすぎだろうか。しかし、どうやら、言いすぎではないように思われる。たとえば、すでに紹介した栗林輝夫は次のように指摘している。

「“解放”の用語を私たちが採用するということは、市民的“平等”とか“発展”というリベラルなカテゴリーと訣別することを意味している。押しつけられた価値ではなく、被差別民自身の価値から一切の解放事業が出発しなければならないのは、彼らの間にこそ現在の支配的システムと価値が根底から覆される根拠が存在するからである」(15)。つまり「解放」とは、繰り返していえば、一般的近代的市民への同化の中で展望されるものではなく、それらを否定的に乗り越えた、まったく新たな人間パターンの創造過程の中に展望されるべきものなのだ。もしそうだとすれば、「被差別部落の非普遍性」という概念に仮に部落解放運動が異議を提出するようなことがあるとすれば、それは「解放」運動ではなく「同化」運動の文脈においてであるに違いないことが予測されよう。

ゆえに、被差別部落の人々が運動の過程において頻度高く使用する「踏まれた者の痛みは踏まれた者にし

か分からない」というキーワードにしても、それは以上のような文脈においてのみ意味を発揮するのだ。ところが、実際には、「同化」促進型の行政闘争のステージで頻発される傾向があり、きびしく言えば、それは用語の誤用ということになるだろう。

「踏まれた者の痛みは踏まれた者にしか分からない」という事態は、次のような両義的な内実を含んでいるだろう。半分は正しく、半分は正しくない、そのような両義性だ。たとえば、筆者自身は被差別部落の人々が部落差別によって感じさせられる痛みを完全無欠に理解することは残念ながらできない。しかし、逆に、理解できるところが皆無だというわけでもない。本当の所は分かってはいないかもしれないが、ある程度のところまで、想像力が差別の痛みの追体験を可能にするのだ。

この文脈にかかわって言えば、筆者自身は、かねてから強調しているように、『水平社宣言』における「吾々がエタであることを誇り得る時がきたのだ」というステートメントに注目したい。ここでの誇りの根源には、同じ『水平社宣言』内の文言にいう「吾々がこの血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあうたのだ」という言説が照応することはいうまでもない。この際、「この血を享けて」という用語法にも着目したい。決して自らの境涯を「受忍」したのではなく、「享受」したのであり、その積極性には、黒人解放運動における"Black is beautiful"なる言説におけるそれに匹敵するものがあること、いまさら言うまでもあるまい。キリスト教的にいえば、神は福音（よき日の知らせ）を伝える存在だ。初期水平社の人々は、人間が神になりかわりえない自明理を承知のうえで、なお自ら（部落の人々）が神になりかわって、ないしは神の代理人（栗林はその著において、いみじくも"神的代理人"なる文言を用いている）となって、福音（つまり、人間は憐れむべき存在ではなく、尊敬すべき存在であることの相互承認のうえに現出する解放のよき日の知らせ）を伝える主体であるとして自らをアイデンティファイしたのであって、まさにそのことの中にこそ被差別者のもつ「栄光」性の根拠があると初期水平社の人々は考えたにちがいない。

柴谷は、「踏まれた者の痛み」を知る者と、それを知らない者との違いを重視し、「踏まれた者の痛み」を知る人は、それを知らない人とは異なる「独特の宇宙観（コスモロジー）をもっている」という(16)。生きるリアリティが異なっているからこそ、「踏まれた痛み」にもとづいて、この差別社会に異議を申立てやすいのだ。

部落解放運動における目標の転換（解放理論におけるパラダイム変換）。被差別者における「同和・同化」を拒否するアンデンティティの確立（柴谷はそのような位相にたいして"異叛"と命名した）。

ここでの次なる問題は、"同和"を拒否した"異叛"者の受け皿としての多数者のありようだ。多数者がこれまでどおりの多数者でありつづけるかぎり、"異叛"を宣言した少数者とつながることはない。柴谷は、差別問題の認識主体としての「私」の位置をどこにおくのかと問題を立て、さしあたっての回答として、「自分自身を少数者として規定できるような、新しいアイデンティティを発見すること」とする(17)。多数者の帰属意識の変換であり、そうした変換が可能であれば、少数者として自立できた多数者は、すでにある被差別少数者と対等な関係を樹立することができるというわけなのだ。

柴谷論理の整合性に筆者は異議をもたないが、一般に多数派の価値観や文化性への過剰同調に自足しているかにみえる多数派の人々が、どうすれば少数者として自己を定義することができるようになるのか。柴谷のこの点に関する論証はなお完璧ではない。筆者にも完全なパースペクティヴがあるとはいえないが、一応の感性的な見通しのみをここでは提起しておく。

筆者の個人的体験を提出する以外にないのだが、要するに、魅力ある部落解放運動と、それを真の意味でになっている魅力ある少数の人々を見いだして、その人々と同行することによって、自分自身を少数派として自立させることに、筆者は個人的にある程度まで成功したような気がする。思想の世界でもっとも重要な問題は、そこでどのような他者を見いだすか、という

ことだ。もちろん、筆者の他者発見が常に誤謬を含まないものであったなどと強弁するつもりは毛頭なく、いわば関係性の組み替えを余儀なくされることの連続であったとも言えるのだが、しかし、筆者がそれを恐れることはなかったと思う。筆者にとっての「重要な意味のある他者＝significant others」は、しばしば入れ替わったが、それは、たぶん、筆者の思想的な変化に照応していたし、その逆もまたしかりであったようにも思われるのだ。思想変化と関係性の変化の相関性に視点をすえて、それなりにおちついて少数派への道をあゆみつづけてきたように思う。

柴谷や栗林の、熱意にあふれる解放理論のパラダイム変換にかかわる問題提起は、しかし、おそらくは現在の部落解放運動の多数派によって理解されることはないだろう。筆者自身にしたところで、少数派を志向した結果、皮肉にも少数派の中の少数派の位置にたちいたっている。どうやら本稿のオチがついたようであり、筆者自身の、部落問題をとおしての、社会臨床学のアウトラインを描出しえたようでもある。

〔注記〕

(1)逸脱行動の認識において、逸脱行動それ自体ではなく、逸脱行動者への社会的レッテル貼り過程を重視する逸脱理論。逸脱を社会的定義過程の所産とする認識論は、差別問題理解についても有効性をもつ。たとえば、Becker, H. S. 1963 "Outsiders : Studies in the Sociology of Deviance." New York : Free Press（村上直之訳『アウトサイダーズ』新泉社、1978年）。また、ソーシャル・ボンド・セオリーにおいては、「人々はなぜ逸脱に走るのか」から「人々はなぜ逸脱に走らないのか」への認識論的な変換がおこなわれる。「過剰同調≒逸脱」という筆者好みの図式にちかい発想もあり、好感がもてる。たとえば、Hirschi, T. 1969 "Causes of Delinquency." Univ. of California Press

(2)「良好な雇用機会の稀少性意識」は、労働経済学者・神代和欣の造語的概念。現代労働者の主要な意識構造を階級意識としての労働者意識からではなく、この概念によって説明すべきだと主張している。『日本の労使関係 ── 危機を克服した柔構造』有斐閣、1983年。

(3)黒崎勲の綿密な研究に注目したい。有名な「コールマン報告」（1966.7）は、「同じ能力のものは社会のどのグループに属しているかに関係なく、同じ教育の効果を得る」という目標の実現を求めるものだったが、その後の論争経過は注目に値する。黒崎勲『教育と不平等 ── 現代アメリカ教育制度研究』新曜社、1989

(4)最近の都市型被差別部落では、非常にダイナミックな人口入替え現象が進行している。筆者の比較的新しい実証研究によっても、来住人口が増加しているにもかかわらず被差別部落の人口総体は激減していることが証明された。詳細は、拙稿「被差別部落の人口動態にみる"貧困産生装置"の意味転換」（花園大学社会福祉学部紀要創刊号、1993年3月）を参照されたい。

(5)部落解放同盟京都府連合会編『京都府部落解放実態調査報告書・1984』部落解放同盟京都府連合会、1985年、pp.39-46

(6)山本尚友「部落＝貧困の再検討」（こぺる編集部編『部落の過去・現在・そして ── 』阿吽社、1991年）p.38　なお、京都市内最大の被差別部落・七条では、ピーク時の1960年には9,132人いた人口が、30年後の1990年には3分の1の3,162人に激減している（部落解放同盟京都府連七条支部調査）。

(7)山本、前掲論文、p.39　なお、筆者自身が大阪市南部の浅香地区を対象に調査したところでは、19.8%の人々が部落外への脱出を希望していた。本調査以前に、すでに相当数人々が部落から転出しており、なお2割の人々が転出を希望している事実は部落解放運動それ自体の存立基盤を根底からゆるがすものだといわざるをえない。詳細については、拙稿「被差別部落民衆のアイデンティティ状況 ── 社会学的見地から」（花園大学人権教育研究室紀要『人権教

育研究』創刊号、花園大学人権教育研究室、1993年3月）を参照されたい。

(8)拙著『「生きるための解放」論 ── 反差別の対抗文化』三一書房、1989年。あるいは同『関係の世界を遊ぶ ── 身体と関係の社会学』批評社、1992年。筆者は、これらの著書によって、文化的対抗性確保の理論づけに全力を投入したつもりだ。

(9)柴谷篤弘『反差別論 ── 無根拠性の逆説』明石書店、1989年、p.64

(10)拙稿「ロマンチック・アナキズム ── 自他の“花”を求めて」（雑誌『差別とたたかう文化』差別とたたかう文化会議、1991年春号）

(11)夏目漱石『私の個人主義』講談社学術文庫版

(12)柴谷、前掲書、p.201

(13)柴谷、前掲書、p.65

(14)柴谷、前掲書、p.187以降。

(15)栗林輝夫『荊冠の神学 ── 被差別部落解放とキリスト教』新教出版社、1991年、p.143

(16)柴谷、前掲書、p.188

(17)柴谷、前掲書、p.199

「高齢化社会」の反教育学

斎藤寛（八千代国際大学）

［０］はじめに

「高齢化社会」「老後の問題」等々という言葉を聞かない日はないくらい、現在この国では＜老い＞の問題にひとびとの関心が集まっている。しかし、その関心のありようはなお、もっぱら、老いゆくことへの「不安」や福祉サービスの供給のありかたへの「不満」という、受動的な心性を発条とするものにとどまっていることが多いように見受けられる。種々の情報が飛びかってはいるが、それらを聞けば聞くほど「不安」や「不満」が増幅される、というような事態は、あまり愉快なことではない。先ずひとたびは、そうした情報の内実にメスを入れてみることが、求められていよう。

私は、近代公教育制度ないしは近代学校に対する歴史的な批判という問題関心から、「障害児」教育をめぐっての、「どの子も地域の普通学級でともに」というテーマに集約されるような動きに惹かれ、そこに、近代の「教育」主義（析出された「教育」関係を善きものとみなしひたすらそれを尊重する精神）から身をはずして生きてゆく可能性とその方法への示唆を見出すことができるのではないか、と考えてきている。こうした観点から、「高齢化社会」への政策動向や、それをめぐる諸論議を見るならば、そこにはどのような問題ないしは課題の所在が感知されるだろうか。「ともに」論（もとより“初めに「論」があった”わけではなく、「論」というよりは関係世界のイメージと言った方が適切かも知れないが、以下便宜のためこのように称することにする）はそこで何を問われ、また何を問い返すことになるだろうか。「教育」主義からはずれることは、教育学批判という課題につらなることでもあったはずだが、＜老い＞をめぐる問題は、この教育学批判という課題とどのようにかかわりあうことになるだろうか。以下、そうした諸点について考えてみることにしたい。

’９０年代に入ってのこの国の社会福祉行政は、「施設」収容一辺倒ではなく「在宅」福祉サービスをも重視するのだという新たな方向を示しているように見える。「ノーマライゼーション」という言葉も世に流通するようになってきている。では、果たしてそれは、「ともに」という関係世界がひらかれてゆくことに通じるものだと評してよいのか。そこでの「在宅」の内実は何であるのか。あるいはそれら諸問題は、いわゆる福祉先進国を鏡とするような、より良い福祉政策を要求する議論によって、一件落着する態のものであるのか。さらには、＜老い＞を問うというテーマは「福祉」という問題に回収され得るものなのか。そうしたことどもが問われねばならないだろう、と私は考える。

［１］’９０年代社会福祉行政の動向と問題の所在

消費税導入を契機として策定されたゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略、１９９０年度～１９９９年度）および福祉諸法改訂（１９９０年）以降、在宅福祉サービスの重視ということが、行政サイドから言われるようになってきた。ゴールドプランは、一方で特別養護老人ホームの増「床」など施設収容の緊急整備の目標を掲げながらも、他方、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイなど在宅福祉サービスの拡充という目標をも掲げ、それぞれについて’９９年度に達成されるべき数値を示している。福

祉諸法の改訂も、「在宅」重視の方向性に連なるとともに、福祉行政の主体としての市町村の権限と行政責任を明確に位置づけようとするものであり、この行政改革によって、'93年度より各市町村はそれぞれ老人保健福祉計画を策定することとなった。かくて、この国の社会福祉行政は、'90年代に入ってひとつの転換点を経過しつつある。

とは言いながらも、厚生省の老人保健福祉部長自らが、ゴールドプランの実現のためには「なにか別の財政の仕組みを考え出さなくてはならないだろう」と語る(1)ような、財源の不備、市町村財政の圧迫、'99年度達成目標数値の提示のしかた自体の行政サイドとしての無責任性等々の問題は、まずもって指摘しておかねばならない。また、「在宅」重視と言われながら、福祉行政の基本枠も、掲げられた目標数値自体も、在宅福祉をこそ中心とする行政のあり方への画期的な転換などと評するにはほど遠いものであり、「厚生省にとっても、高齢者が増加するのにつれて現在程度の在宅生活の比率を維持するためにさえ、『十ヵ年戦略』のような在宅サービスの供給を拡充しなくてはならないのであり、それを越えて在宅で暮らす人の割合を高めることなど予想もしていない」(2)という次第であるから、およそ“ないものねだり”の期待はできないと言わねばならない。老人保健施設('86年創設)の位置づけの曖昧さ(3)に見られるように、そこでは「理念、哲学は不明確」であり、結局のところ「家族に対して介護を押しつけるものでしかない」、「医療費削減を目的にしているとしか思えない」とする批判(4)が投じられるゆえんである。(「家族」の問題は次項で改めてとりあげることとしたい。)

しかし、まがりなりにでも「在宅」福祉サービスの重視という目標が行政サイドから掲げられ、「在宅元年」などと宣されるような事態をめぐっては、かつての養護学校の義務化(1979年)という「障害児」の隔離・別学化への政策とその是非を問う論議の対立点の明白性に比して、いま少しその評価は複雑な様相を呈している。少なくとも目的別施設収容のみを推進することの延長上に「ノーマライゼーション」は望見され得ないのであってみれば、今回の政策の方位を、「ノーマライゼーション理念の普及は政府=厚生省をして在宅福祉のための施策実施へと重い腰を上げさせることにな」ったのであり、例えば「『身体障害者福祉法』の改正」によって「従来の施設一辺倒の方向から、ホームヘルプサービスなど在宅福祉が打ち出されたことは高く評価でき」る(5)等々、その基本線においては肯定的に評価しようとする意見も聞かれるのである。

おそらく、しかし、ここでの私たちにとっての問題は、政策の評価をめぐっての、いわば辛口の立場と甘口の立場の対立というような点に絞られるのではなく、そのもう少し先に大事なテーマがあるのではないか、と思われる。けだし、何ら難点の見出されない“ベストの政策”なるものはおよそ架空の理想像としてしか存在し得ないものであろうし、「上からの」「体制側の」政策を批判するというポジションに立てば、このゴールドプランや福祉諸法の改訂も、なお限りなく批判され得るものであることはたしかである。だが、それによっては尽くされない問題——政策批判をなす者自身が、状況総体のなかでの「政策」の位置をどのように相対化して定位したうえで、当の状況のどこに問題を見出し、何を変えたいと欲しているのか、という問題こそが問われなければならないだろう。

私にとって、さしあたっての端的な問いは、施設収容に比して「在宅」重視という方位が少なくともベターな政策であり「ノーマライゼーション」に通じ得るものだと判断するとき、その前提とされているはずの、「自宅で家族とともに暮らすことは良いことであり望ましいことである」という考えは、もはやそれ以上問い返される必要のないことだろうか?「ともに」論もまたそのような考えに連なるものであったのだろうか?ということである。そして、在宅福祉の存在意義を“公認”する政策動向もまた、こうした問いが切実な距離に引きよせられてくるような状況の一環をなすものであった、と言うことはできるだろう。

[2]「在宅」と「ともに」のはざまで

「ともに」論は、つづめて言えば、「障害」を理由に“分ける”ことの問題性という、その一点に終始こだわって発想されてきたものだと言えよう。私も、公教育批判ないしは「教育」主義批判という文脈で、そのたぐいのことを考えてきた経緯がある。では、その「ともに」の立場から、「在宅」はどのようにとらえられることになるだろうか。そこでは、ただ、「在宅」重視と称される政策もなお多分に建前にすぎないというような批判以上のことは言われる必要がないのか。あるいは、「ともに」の立場から、改めて「在宅」の内実が、“良い政策”に託せば済むというわけにはゆかない域の問題として、再考されるべきなのか。従来、「ともに」論において、この点は必ずしも重要なテーマとして意識されてきたとは言い難いのではないだろうか。

例えば石毛鉄子は、「近年、福祉は、入所施設から在宅や地域福祉へと施策の比重が移ってきている」ことにふれながらも、なおこの国の社会福祉への批判的問題意識の基調を「分離主義」の批判という点に置いており、「共に生きる生活関係を奪う日本の社会福祉の分離主義は、変えられなければならない」と述べている(6)。果たしてそれでは、「近年」の比重の変化は、少なくとも「共に生きる生活関係」への接近であり得るものとみなしてよいのか。あるいは、「在宅や地域福祉」を貫いて「分離主義」は別様の形で出現しかねないことが批判されねばならないのか。こうした問いが、そこではさらに問われなければならなかったのではないか。ところが、石毛のゴールドプラン批評の論稿(7)においては、各論の次元での不備（「痴呆」の高齢者の処遇が不明であることなど）の批判はなされていても、基本的な方向について異をはさむ物言いはなされていないように思われる。むしろ、’93年度からスタートする市町村老人保健福祉計画の策定に「私たちの側」が積極的に参画・介入してゆこうというポジティヴな提言で、その稿は結ばれている。

一方で、女性解放論 ── 性別役割分業批判の論議のなかでは、事態は別個の問題意識の角度からとらえられてきた。例えば、広瀬裕子(8)は次のように発言している。「医療は病院療養よりも自宅療養の方が人間的であるとか、あるいは、高齢者は公的施設で生活するよりも、家族とともに暮らす方を望んでいる、といったことはいくらでも語ってくれて構わない。けれども、いつも忘れられているのは、家庭でそれらの人びとの介護に当たるのはいったい誰かという問題だ。」現在この国において流通する「在宅」という言葉のなかには、すでに家庭において「介護・看護すべき役割」を負う者としての女性（「主婦」・「嫁」）の存在が暗黙のうちに繰り込まれており、在宅福祉サービスもそれを前提とした「経済的」なものと見なされやすいという問題があるのにもかかわらず、施設収容か在宅福祉かというような議論は、その問題を焦点化せずにすむような枠組みを前提としてしまっているのではないか。性別役割分業批判の観点からは、当然このことが問い返されることになる。この広瀬の発言はさらに、「何といっても公的サービスを量的に拡大することが真っ先」であり、「女も男も、老いも若きも、みんなで在宅医療や高齢化社会に取り組むという、社会の質を問題にする構想は、とりあえずその次の段階だ」と続くのであるが、しかし事態はすでに、「量」から「質」への“戦略段階論”（?）によっては追いつかず、いやおうなしにすべての問題が、いま同時的に問われているのではないか、と私は思う。そして、その諸問題群中において、性別役割の固定化と、それにからむ「家族」という場のありようを改めて問い返してゆくことは、ぜひ必要なこととなってくるだろう。

「ともに」論において、性別役割分業や「家族」のありようが必ずしも問題化されてこなかったのは、ひとつにはそこでの「ともに」の場が、「普通学級」という、もとをただせば公権力によって制度化された公共空間（においていかなる者をも排除せず、その空間の意味を変えること）を中心に考えられてきたということがあるだろう。また、いまひとつには、それが「親の願い」に触発され、そこに思い入れてもきたと

いう経過によるところも大きいのではないだろうか。＜親－子＞関係に内在する問題は、そこではいまだパスされやすかった、あるいはパスしてしまうことができたし、また、「親」というとき、それが多くの場合「父親」よりも「母親」であることも、なかば当然視されてしまいやすかったように思う。「普通学級でともに・・・」という話のなかで、「登・下校には母親がつきそっている」ことが案外疑問とされることなく述べられ、また聞き流されてしまうようなシーンを、私もいくつか思い返すことができる。したがってそこでは、「家族」という場は制度化されたものとして意識されにくく、なかば「自然」な共同性の場とみなされるような通念に、なおゆだねられることが多かったのではないか。“分ける家族”などというものはない、家族は当初より“分けない”空間であり、それが人間のあたりまえの在り方なのだというような文脈で、眼前の家族のありようがまるごと肯定されてゆく傾きを、いわばある種の死角として「ともに」論は負ってきたところがあるのではないかと思う。

だが一方で、家と施設を出て暮らす「障害者」の生活にそくして問われているように、生まれ育った家族のもとでの＜親－子＞関係が、保護する－保護されるというベクトルに絞りあげられてしまうなら、そこには規範化された「愛惰」に束縛され、「愛する」者も「愛される」者も過剰な関係意識にとりこまれてゆくような生きにくい世界が現出してしまうという問題がある(9)。どんなに「良い施設」であっても、そこに収容される当事者にとって、あくまでも保護されるべき「弱者」という役割認識を受容しなければならないこと自体が、施設という場の生きにくさをもたらすのだとすれば(10)、同様にして、「在宅」者が、いわば“家族という施設”に凝縮化された生きにくさの世界を強要されるという問題もまた存在するのではないか。そのように考えることができるなら、家族を問い返すという課題意識は、「ともに」論の文脈からも、施設収容によって“分ける”ことへの批判意識のある種のつきつめ方の展開上に生じ得たはずなのではないか、と思われる。

このような問題が、例えば“老親を家族（ないしは親族）で看る”ことをめぐっても存在しているのは、ほとんど「周知の」ことであろう。そこでは「在宅」の内実は、あまりにも過剰な愛憎の意味世界に縛いつかれたものとして語られるところとなる。家族という“ゲマインシャフト”の地獄は、市民社会という地獄よりもはるかに凄惨なものであることがあり得る。介護という営みが女性の性別役割として固定化されることの問題は、ここに出立すると言えよう。そのことの含意は、ひとつには、介護という営みそれ自体が、本来的に生きにくさを引きこんでしまう“苦役”であるかのように思いなすと判断を誤るのではないかということ(11)、いまひとつには、仮りに、個々の家族内で男女が対等にその役割を“乗り入れ”たとしても、それだけでは問題はなお解消しないだろうということ、である。

江原由美子は、規範的な性別役割分業のもとで「女性の老いが、家族、家庭の内に閉じこめられていること」、「高齢者女性を家族内存在として規定すること」自体を問題化すべきだ、と論じている(12)。ここでの私の問題関心からすれば、この家族内への“閉じこめ”という問題は、介護という営みを介して、男性の高齢者をも含めて、「看る者」と「看られる者」の双方を巻きこむものとして存在している、ということになると思う。

少し長い射程で、かつ、いささか“上空飛翔的”な言い方をすれば、「生活手段の生産」の系が近代市民社会という広がりつくした分業と交通の場を展開したこの時代において、「人間の生産・再生産」（いわゆる「生活」）にかかわる共同性の圏は、それとは対照的にいわゆる核家族（近代市民家族）の場にまで切り縮められた。したがって、近代市民家族という場は、もともと、社会的存在としての人間の生きる場のすべてを占め得る位置には存在していない。家族内への“閉じこめ”は、まずもってそのこと自体が、人間存在の社会性にかかわる次元の諸欲求の抑圧を伴わざるを得ないがゆえに、問題とされねばならないのである。

ところで、よく言われるように、日本の（ないしはアジア的な）社会意識においては、老親世代が子や孫との同居を望む傾向が強く、高齢者が介護を要する状態になったとき、まず（福祉サービスに先んじて）家族が介護をするべきだという意識も、根強く残っている。以上の記述においても、家族の介護の存在を前提として、「在宅」という問題を考えてみたのだが、してみれば、こうした社会意識をそのまま肯定し、そこに乗るようなかたちで「ともに」の関係世界がイメージされるわけには決してゆかないということも、また明らかであろう。

一方で、例えば袖井孝子は、当の老親世代の人々が我が身のこととしては「老後は子どもに頼らない」と表明する傾向が強くなっていることをとりあげ、その内実は「家族に迷惑をかけたくない」という自己抑制にほかならないのにもかかわらず、昨今のこの国の福祉論議のシーンは、それを「自立」の名のもとに老親世代に強いているのではないか、「欧米男性型の自立を強いることが、果たして彼らの幸せにつながるだろうか」という問いを、新自由主義批判という論点をもからめて提示している(13)。袖井はそこで、現在この国の老親世代の人々が時代の大きな変容のなかで生きてきた人生に寄り添ってものを考えようではないかということだけを述べているのか、あるいは日本的（ないしアジア的）な共同性の感覚にこころひかれる地点から、「欧米男性型自立」論の批判を述べようとしているのか、いまひとつ明らかではないが、いづれにせよ、その「自己抑制」による単身の在宅においても、一切が惰性的に進む限り、もたらされるのは「孤立」という閉塞的な事態であろう。

かくて、一方では、「在宅」の名のもとに家族内に“閉じこめ”られる高齢者の像が結ばれる。他方では、「迷惑をかけない」ために孤立を甘受する高齢者の像が結ばれる。在宅福祉サービスの対象とされる人々のありようの多くは、さしあたってはこのようなものであろう。こんな「在宅」なら施設の方がまだましだ、というような声もしばしば聞かれるゆえんである。そのはざまに、家族という共同性の狭さを超えて、少しでも“風通しをよくする”ことによって、お互いに楽になれるような関係の創出への＜動き＞――「迷惑をかけない」などという理不尽な規範に自縛されることなく、いづれ迷惑をかけあうのなら、そのかけあいかたをくみかえてゆくような＜動き＞が、いま求められているのだと思う。「ともに」という関係世界は、その意味では、ここではなお未見の域にあるのだと言うべきだろう。

「在宅」とは、以上のような問題ないしは課題を引きつれてくるものであった。“施設収容ではないこと”は、ただちに「ともに」の世界をもたらすわけではない。それはさしあたっては“「在宅」という問題”をもたらすものである。そして、私たちがその問題を共有してゆく条件が与えられるということの限りにおいて、やはり、施設収容からの解放は、まずもって必要とされるのだと言うべきだろう。「ともに」論は“「在宅」という問題”につきあたって、とりわけて「家族」の認識をめぐってその枠組みが問い返されることとなったが、しかし、その問い返しは、そこでの施設収容批判の観点をつきつめることによって可能となるはずのものでもあったのである。

［3］「より良い福祉」論を問い返す

現在この国の「高齢化社会」論議の大半は、真に充実した「良い福祉」を希求することを基調として論じられている。そこでは、「国はお年寄りに対してやるべきことをやっていない」というようなこの国の福祉政策の貧困さへの批判が論じられ、一方で、めざすべき「良い福祉」のあり方のイメージとしては、デンマーク、スウェーデンなどいわゆる福祉先進諸国の政策モデルが示されたうえで、この国の福祉行政もそのようなモデルへ転換することによって「良い福祉」が実現されるべきことが説かれる、といった論調が多くの場面でくり返し聞かれるのである。そこには、いわゆる福祉先進諸国のあり方を鏡とし、もって、現在私たちがつきあたっている諸問題を解決してゆくための“処方箋”はこれしかない、と見なしてゆくような

“国民的合意”づくりへの世論誘導のみちすじがつくられているようにさえ見受けられる。

私たちは、“「在宅」という問題”の所在を看取しつつ、そこに何らかの<動き>の創出されるべきことへの予感についてもふれてきた。その場所から、こうした「高齢化社会」論議――「より良い福祉」を希求するといったトーンの議論に接するとき、それはどのような位相にあるものとして見えてくるだろうか。率直に言って、私はそうした議論にどうしても違和感を抱いてしまうところがある。それはいったい何であるのか。以下、それを三つの問題に分節して記してみたい。なお、この場面では、「ともに」論の境位は（「家族」認識が問い返された場合とは異なって）改めて「より良い福祉」論議の基調を点検しなおそうとする際の光源を提供してくれるものとなるように思う。そして、それはいわゆる先進諸国において提示されてきた「ノーマライゼーション」に比して、「ともに」論がさらに深い地層を感知していた局面(14)にかかわることなのではないか、とも思われるのである。

まず第一に、前提的な問題として、「より良い福祉」論が、結局のところ「より良い福祉政策」論に収斂してゆく傾向自体を、問題として指摘しておきたい。この点で、素朴に“良い政策”要求を発する場所からずれ出してきたところに、「教育」主義をはずすというテーマが見出されてきたという「ともに」論の経過が、改めて想起されてよいのではないだろうか。そのずれ出した地点から、新たに“政策要求”を限定的に定位する視野もひらかれてきた、とも言えるだろう。

例えば、「より良い福祉」論議のなかでは、必要とされる福祉サービスをすべて公共部門で“保障”できるような財政構造（いわゆる「高福祉・高負担」）が、望ましいシステムとして紹介され宣揚されることが多い(15)。なるほどそれは、一般論のお話として聞く限り、多くの人々が良いシステムのあり方だと賛嘆するだろう。しかし、それをいま直ちに“わがこと”として問われたならどうだろうか。相応の<動き>の生じないところに、財政構造の転換やそれに伴う税に対する感覚や意識の転換というような事態は（それがいま何よりも目ざされるべきものだと仮定したとしても）、およそ期待することができないと言うべきだろう。だからこそさらに“啓蒙”が必要なのではなく、むしろ“啓蒙”の限界の自覚こそが必要なのだと私は思う。そして、言うまでもないことながら、当のいわゆる福祉先進諸国の政策自体、「上から」舞い降りるようにもたらされたものではなく、何らかの<動き>を通じてひらかれてきたものであった(16)。その事実の意味こそが、まず第一に汲みとられるべきことだったのではないだろうか。

ここから私たちが問題として抽出すべきことは、「より良い福祉」論においては、そのメッセージの受信者はなお受動的・惰性的な諸個人の相にとどめられているのではないか、ということである。関心の焦点は福祉サービスの量と質にのみ向けられており、当の「高齢者」はあくまでもその「対象」として、いわゆる「弱者」としてしか位置づけられていないように見える。したがってそこでは、当の高齢者像、さらにはその前提としての「人間観」そのものが、今この社会において流通する“常識”におのずと依拠したものになっており、その限りで「安心」して聞ける「わかりやすい」議論であると同時に、そのことゆえの限界を必然的に帯びてしまっているのではないか、という問題が伏在しているように思う。第二の問題としてこのことが問われねばならない。いまそれを、「有用性」および「能力」の問題に絞って検討してみよう。

「より良い福祉」が語られるとき、誰がどこでと特定する以前に、いわばある種の決まり文句のようによく言われる言葉として、「こんなに国（あるいは社会）のために貢献してきたお年寄りに対して、国はもっと手厚く報いるべきではないか、日本の福祉はあまりに冷たいではないか・・・」という類の意見がある。そこではひとは「国民」と見なされたうえで、「国」に「貢献」してきたこと、役立ってきたことが、「国民」としての高齢者の存在の証しであるかのように考えられていることになる。野本三吉も述べているように(17)、老人福祉法第2条にいう「多年にわ

たり社会の進展に寄与してきた者として」の「老人」という観点も、まさしくこのような思想にほかならない。「より良い福祉」論が「より良い福祉政策」論にスムーズに帰結してゆくことを可能にする前提としての、このような「人間観」こそが、改めて問い返されなければならないだろう。

言うまでもなく、「ともに」論のポジションからすれば、老人福祉法に言う「社会の進展」への「寄与」とは何かということは、ただちに問題とされるべきことがらとなる。それは、「寄与」する者・「寄与」しない者の選別や、その選別基準を問い返すことなく「寄与」することを素朴に価値化してしまう観念等々を当然引きつれてくるものであり、厳密（?）に「生産的」な存在とまでは言わないとしても、国ないし社会に対して有用な存在であったことが、そこで与えられている基準なのだということになるだろう。私たちは、人間存在をその基底においてこのように見なす立場をとることができない。「ともに」という関係世界からひらかれてきたのは、基準化された「有用性」を問い返すこと、さらには、およそいかなる「有用性」にも先んじて、「ただ在る」ことに定位することだったのではないかと私は考える(18)。

このような「人間観」の問題性は、それが「個人」へのまなざしへ転回して語り始められたとき、より鮮明なものとしてあらわれてくることになるだろう。例えば、大熊由紀子はその著書のなかで、厚生省の介護対策検討委員会のために自ら作成したというチャート（「介護が充実した社会かどうかでどう違ってくるか」）を示している(19)。そこでは「より良い福祉」論が暗黙のうちに前提としている「人間観」が、「個人」の位相に即した形で端的に示されているように思う。いわく、「介護の質と量に問題がある社会」ではひとは「寝かせきり」にされるがゆえに「ぼけの世界」に至り、一方「介護の質も量も充実している社会」では「起きる・寝るのリズム」が生じ「シモの世話にならずにすむ」ので「誇りを保てる」等々の理由により「ふつうの人」でいられる・・・というのである。

それでもなお「シモの世話になる」ことによって生きているひとからすれば、あゝ私は「ふつうの人」ではないのだ、と観念させられてしまいかねないような話なのだが、この「ふつうの人」という無思慮な言葉づかいは、まさしく、そこで前提とされている「人間観」の問題性に由来するものだ。すなわち、ここで大熊は、「より良い福祉」の証しをひとえに“「個人」が「～できること」”の集積に見ようとしており、その行き着く地点に「ふつうの人」と称される人、つまり自律する「個人」の像が結ばれることとなっている。人間相互の関係世界の広がりは、あくまでもこの「ふつうの人」がいかに「ふつう」かを記述する一環としてしか扱われない。ここで私たちは、「教育」論議のシーンにおいて再三聞かされてきたような「発達のまなざし」「能力のことば」(20)に、再び出会っているわけである。

そして、このような「人間観」を基本とする限りにおいて、「より良い福祉」論は現実的な政策展開へ、何ら齟齬をきたすことなく接続し寄与するものとして働くことができると言うべきだろう。思うにこの大熊の問題提起をはじめ、当の厚生省の研究報告とそれに続く（先のゴールドプランの一環としての）「寝たきり老人ゼロ作戦」の提唱(21)など、このところの「高齢者問題」への政策的アプローチが、いわゆる「寝たきり」をめぐる論議（「寝たきり老人」というものは本来存在しない、この国の貧困な福祉政策が「寝かせきり」を生み出しているのだ、云々）に焦点化されてきた事情も、こうした「発達のまなざし」「能力のことば」のバイアスがかけられた場にある限りは必然的なことであったと了解することができよう。「個人」をあくまでもその関係において（関係の広がりやつくりかえにおいて）見てゆく方位を封じたままで、さしあたっての「希望」を見出そうとすれば、それは「～できること」の視点へどこまでも限定されてゆかざるを得ない。そしてこの視点は、ＡＤＬ（日常生活動作）の能力評価のスケールや、あるいはＡＤＬからＱＯＬ（生活の質あるいは「生命の品質」）へ・・・というような、既存の「医療」「福祉」の専門職のまな

ざしに、そのまま接続してゆくことができる。

「どうして人々は点数といった一本の数量的評価軸で老人を選別したがるのだろうか」と三好春樹が批判の念をこめて紹介しているように(22)、「長谷川式痴呆スケール」というような判定基準に拠れば「痴呆」度はテストによって点数化されランク化されることができ、「痴呆性老人」という“科学的”な括られ方が可能になるのだという。この構図は「障害」児・者に対する「発達診断」の場面と同様のものだ。一方で「より良い福祉」論議をもふくめて、なお当の高齢者は「～できること」の視点から客体としての「個人」として定位されたままであり、その視点は専門職のまなざしにそのまま連なり得るものであるという事態がある(23)。他方、まがりなりの「在宅」化とさらには諸「施設」とに、高齢者の“居場所”が多様化されてきた状況がある。そのとき、そこでは必然的に「能力のことば」による選別、“居場所”の振り分けが（たとえ先ず当人の意思を尊重する等々と言われながらも）進行してゆくことになるだろう。「より良い福祉」論は、この状況総体を批判的に問題化してゆく視点を示すことができない位置にあると言わねばならない。

もとより、私はいわゆる「寝かせきり」の状態を批判すること自体を否定したいのではない。そうではなくて、その批判のしかたが、そしてそれが福祉政策の拡充を求める議論へつらなってゆくみちすじの基調が、「能力のことば」で語られる高齢者像を前提としてしまっているという、おそらく少し長いレンジで考えたときには相当に深刻な問題状況が、いま諸々の「高齢化社会」論議を通じて生起しつつあるのではないか、ということをこそ問題化したいのである。

「より良い福祉」論の文脈において、良い福祉サービスによって「～できる」ようになる云々と語られるとき、そこでは「～できないこと」への忌避・嫌悪の感覚、あるいは「～できなくなること」の悲哀という感覚 ── これまた「わかりやすい」話にはちがいない ── がそれ以上問い返されることなく前提とされていることになる。ところで、しかし、どんなに良い福祉サービスが供給されたとしても、「能力のことば」に固執する限りは、＜老いる＞ことの実存は、多かれ少なかれ「～できなくな」ってゆくという傾向性を持つ過程として避け難く感知されるものなのではないだろうか。とすれば、＜老い＞を問うというテーマが「より良い福祉」論に回収されてしまう限り、そこでは、実のところ、＜老い＞やその彼方に必ずやってくる＜死＞をわがこととして正視しようとはしない精神に、ひとはからめとられてしまうことになるのではないか。「より良い福祉」論をめぐる第三の、あるいは“最後の”問いとして、どうしてもこのことが指摘されねばならない、と私は思う。

あるいは、そこでは＜老い＞は「すこやかに老いる」「美しく老いる」などという教育学風の麗しい言葉に変換されてあらわれ、＜死＞もまた、「生涯学習」の最後の「発達課題」として「死の受容」を「学習」する、というような構図に位置づけられてしまうのかも知れない。およそそうしたこと自体が、＜生・老・病・死＞への問いをなるべく却けようとする、この時代の支配的な精神の所在をよく示すものなのではないだろうか。

他方で、「能力のことば」による高齢者像が、自律する「個人」のモデルのもとに、糞尿たれ流すような“恍惚”をあくまでもマイナスのイメージで、人間としての尊厳に悖るものであるかのように見なすとすれば、その存在感覚は、例えば「見苦しく死にたくない」と欲するような感覚、尊厳死の権利、自らの死を設計するというような発想に親しいものであることは、見やすいところだろう。そして、総じてそのような存在感覚は、人間存在の自然性の次元を忌避し、その露呈をおそれることに根ざすものである限りにおいて、“差別する身体”の奥底の問題に通じているはずである。

このように問うとき、「福祉」サイドからのあり得べき応答は次のようなものだろう。福祉サービスの拡充という課題は、あくまでも「外的」な条件整備であり、人間の「内面」の問題にまで立ち入るわけにはゆかない、後者は個々人がそれぞれに追求するべきこと

だ・・・、と(24)。教育学における「内・外区別論」の福祉版とでも言うべき発想であるが、かくてここでも「客観」と「主観」は二分されることになる。その場合、「外的」な条件整備は、およそ一切の“価値観”から自由なものとして存在するかのように言われながら、実はそのような「客観」自体が、自律的「個人」モデルの“価値観”と親しいものとして成り立っているのだと言うべきだろう。こうした二分法を越えるものがあり得るとすれば、それはほかならぬ<老い>の当事者たちが何らかの<動き>をつくり出してゆくこと以外ではないのではないか。「政策」論議は、ほんとうはそのような<動き>の一環に相対化されて定位されるべきものだろうと私は思う。

“「在宅」という問題”につきあたって、諸問題の解決への“処方箋”であるかのように論じられている「より良い福祉」論議は、しかしなおそうした<動き>へつらなる位相にあるものとは言い難いことが見えてきた。「ともに」という関係世界がひらかれてゆくみちすじは、もとより相応の福祉サービスの「政策」要求という課題をも定位しながら、なおその問題次元には回収され得ないテーマを、「客観」と「主観」の二分を超えて追求してゆくという課題を負うものとして、見通されてゆかなければならないだろう。

[4] <老い>の反教育学へ

「老人問題」をテーマにしたドキュメンタリー映画のつくられ方にも、なお私たちのかかえる「不安」や「不満」のありようを、どのように<動き>としてポジティヴな世界へ転回してゆけるのか、その肝心なテーマがよく見えてこないもどかしさが感じられてしまうことが多い。例えば『痴呆性老人の世界』『安心して老いるために』（羽田澄子監督）は施設収容の日常に分け入って撮られながら、啓蒙的意図も明瞭に込められた作品だが、あくまでもカメラは介護する側の視線に寄り添ってしまっている。これは「安心して老いる」というよりは「安心して老いさせる」という話なのではないか、あるいは、「老いる」こと、生きることは、単に「不安」に対する「安心」というキーワードで括れるものなのだろうか、などと少し皮肉な反問をしたくもなってしまう。また、『病院はきらいだ』（時枝俊江監督）は「在宅」ケア・システムづくりの先駆的な試みとして知られる佐久総合病院の地域医療をテーマとしたものであり、老いの当事者の言葉をタイトルとしたものである。時枝監督自身、「ノーマライゼーション」という言葉を頻用してもいるのだが、そこでもなお医療・福祉関係者によるシステムづくりの側が焦点化されてしまう傾きは否めない。

これは単に映画評の話なのではなく、まさしく現在この国の<老い>をめぐる状況自体が正確に表出されていると言うべき問題であろう。介護「する」側のあり方、政策のあり方への関心に比して、老いの当事者の発言、あるいはその思いを受信する者の発言、老いてゆくであろう者としての当事者の発言、そこでのひととひととのかかわりあいのつくられかた、ひらかれかた等々は、なお前面に現れ出ることなく、惰性的・受動的な域にとどまっているように思われる。問題は、まずもって当事者たち自身が、どのような<動き>を創出してゆくことができるのか、ということにかかっているはずだ。「ともに」論が切り結ぶことのできる地平もそこにこそ見出されるだろう。

ひとたび、当事者に内在して発想するなら、ひとが育ちあうことのすべてを「教育」へ還元することなどできないのと同様に、老いるということのすべてが「福祉」の問題へ還元されるわけにはゆかず、また、死というテーマが「医療」のあり方をめぐる議論に回収されてしまうわけにもゆかないだろう。そこにおいて、<生・老・病・死>への問いの場も、はじめてひらかれることになるだろう。

例えばいま私たちは明らかに「老いる」ことにマイナスの、「若い」ことにプラスの価値を見出すようなコードが支配的な社会に生息している。その基底をなす人間観、自然観、時間意識は何であるのか。あるいは一方で「老賢者」などとも言われる場合、何故それは男性のイメージを伴うのか(25)。そこにあらわれる性別役割・性別意識の問題とは何であるのか。また、

そうしたことどもは、“差別する身体”の問題にいかようにつらなっているのか・・・等々、少し見まわしてみたとき、重要なテーマが極く身近な“常識”を改めて問題化するなかから立ち現れてくる。私も、今後少しずつ考え継いでゆきながら、自らの身のありようを問い直してゆきたいと思う。

ところで、以上に見てきた諸問題は、教育学批判という課題とどのようにかかわりあうものであっただろうか。

「施設」ではなく「在宅」と言われるとき、そこには、<家族>のありよう ── 近代市民家族という共同性の狭さとそこに閉塞された際に生じる愛憎的関係が改めて問題として提示されることになった。また、「より良い福祉」が論じられるときになお前提とされてしまう「人間観」 ── 関係性への視点ではなく能力の視点に定位してしまうことの問題性、およびそれゆえにそれは本来問い返されるべき政策論へそのまま回収され得てしまうこと自体が問題とされることになったのであった。およそこうした諸問題は、従来、教育学が“常識”として説いてきた家族像や人間観に対する疑念や批判の方位に、よく通じ合うものである。あるいはまた、「福祉」論議の枠組みから身をはずしたところにはじめて<老い>や<死>を正視するというテーマがあらわれ得ることにもふれてきたが、そもそもそうしたテーマ自体が、教育学に対する痛烈な批評ないしは皮肉をなすものだ。

このように<老い>の問題をめぐって、教育学批判に通底する主題が示されてくることとなったのは、しかしよく考えてみるなら別段不思議なことでもないはずだ。「教育」と「福祉」というような眼前の専門分化の枠をいったんカッコに入れてみれば、ここで私たちが見ているのは、この近代社会総体の再生産のなかに「人間の生産・再生産」の系がどのように位置づけられ、組み込まれようとしているのか、そこにはどのような問題が生じているのか、ということにほかならないだろうからである。とすれば、さしあたって近代の「教育」主義から身をはずして生きてゆく関係世界としてイメージされてきたこともまた、より大きな広がりをもってあらわれてくることになるだろう。

[注]

(1)『朝日』１９９１．５．１７（「検証・ゴールドプラン（７）」）

(2)大谷強「自治体の政策に依存する予算案－１９９０年度厚生省予算案分析」（『福祉労働』４７号、現代書館、１９９０）ｐ．１７１

(3)病院から在宅への「通過」施設と称されながら、長期滞留者の増加、医療機関への逆戻りの増加などの実態が、厚生省の調査によっても明らかにされている。

(4)笹尾達朗「地域医療を考える」（『連帯』１９９１．１２．３１、現代通信社）

(5)「ノーマライゼーション研究会１９９２年度基調」（『共生の理論』４号、ノーマライゼーション研究会、１９９２）

(6)石毛鍈子「障害児と社会福祉」（子どもの権利条約の趣旨を徹底する研究会編『子どもの権利条約と障害児』現代書館、１９９２）

(7)石毛鍈子「ゴールドプランで『見える』もの」（『女子教育もんだい』５０号、労働教育センター、１９９２）

(8)広瀬裕子「家庭介護」（金井淑子編『ワードマップ・家族』新曜社、１９８８）

(9)岡原正幸「制度としての愛情－脱家族とは」（『生の技法－家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店、１９９０）

(10)尾中文哉「施設の外で生きる－福祉の空間からの脱出」（同前書所収）

(11)北欧のいわゆる福祉先進国の状況においても、例えばデンマークにおいて、老人施設や病院で働くひとのほとんどが女性であること、その理由は給与の低さにあると言われることなどが報告されている（窪田静「進んだ国の男女の“教養” ── デンマーク居候生活で思うことなど」＝『あごら』１７５号、ＢＯＣ出版部、１９９２）。ここでは「介護・看護」という営みが賃労働化した次元での、性別役割分業

の新たな存在形態が現れていると言えよう。「介護・看護」は“苦役”と名指されこそしないものの、「周辺」の労働として位置づけられ女性労働者にふりあてられていることになる。この位置づけは、「分配の実質的平等」化政策のもとではなおその変革に触れられることのない資本制という「生活手段の生産」の編成様式から来るものであり、資本制の拠って立つ市民社会の「平等」理念の徹底化のみによっては解決され得ない問題なのではないだろうか。それは、「生活手段の生産」と「人間の生産・再生産」のかかわりあいの歴史的なありよう自体を問うという大きなテーマにつらなってくる問題なのではないかと私は考える。

(12)江原由美子「男性の老い、女性の老い」（多田富雄・今村仁司編『老いの様式』誠信書房、１９８７）ｐ．２６９、２７６付点原文。

(13)袖井孝子「高齢者の自立」（前掲［注７］誌所収）

(14)拙稿「差別批判と『統合』の位相」（『響鳴』１号、公教育研究会、１９８１）

(15)例えば、映画『安心して老いるために』（羽田澄子監督）、大熊由紀子『「寝たきり老人」のいる国いない国』ぶどう社、１９９０、ｐ．１３９以下

(16)例えば山井和則は、スウェーデンの福祉モデルが獲得された原動力としての、男女平等化を推進した女性運動についてふれている。（山井『体験ルポ・世界の高齢者福祉』岩波新書、１９９１、ｐ．１３８以下）

(17)野本三吉「世代継承としての介護」（『老いと「生い」』藤原書店、１９９２）ｐ．３１５

(18)竹内章郎は、人間存在を「有用性」において見ることができるかという問いに対して、教育における「能力」の問題への問い返しから、有用性の基準の固定化を打破し、「有用な能力」のありようを限りなく広げる（例えば普通学級に入級した「障害児」が人間関係づくりにおいて示す「有用な能力」、「痴呆性老人」の示す言語以前のコミュニケーションの「有用な能力」等々）ことによって、いわゆる「教育」にとらわれたひとびとを「人間存在にはすべて価値がある」という境位へ導くことができると論じている（竹内「能力の『共同性』と『有用性』」＝『競争の教育から共同の教育へ』青木書店、１９８８）。そこに言う「有用性」の無限の拡張は、すでに、法の言葉としての「社会の進展への寄与」というような固定化されたものではないことは言うまでもない。しかしなお、竹内がそうまでして「有用な能力」にこだわるのは、何らかの「目的－手段連関」のもとでの「有用性」として他者を意味づける「功利主義的共同性」は、人間の生の根本的な存在様式に内在するという判断に拠っている。果たして私たちは、その目的論の系のもとにおいてしか他者の存在を認知することができないのだろうか。「役立ち」に先んじて「ただ在る」こと、ただ「共に在る」ことの否応なしの承認を、「ともに」論は見ようとしていたのではないか、と私は考える。

(19)大熊由紀子・前掲［注１５］書、ｐ．６２

(20)「能力のことば」という言い方は、中西新太郎に因るものである。（中西「学校的知識からコミュナルな知へ」＝前掲［注１８］『競争の教育から共同の教育へ』）

(21)厚生省大臣官房老人保健福祉部老人保健課監修『寝たきりゼロをめざして』中央法規出版、１９８９

(22)三好春樹「この国では老いが呆けと呼ばれ始めた」（『アエラ』’８９．９．１５、朝日新聞社）

(23)「在宅」が家族内への閉塞または孤立化に帰結するような状況に対しても、この視点からは、ホームヘルパーの専門職化というような方位（中村秀一「厚生省はこう考える」＝大熊一夫・大熊由紀子編『ほんとうの長寿社会をもとめて』ぶどう社、１９９２、ｐ．１５１）が示されている。

(24)山井和則・前掲［注１６］書、ｐ．１３４－１３５参照。「在宅サービスは、ケアを受ける人間の中に強さを見出だせない限り非常にむずかしい」（木下康仁『福祉社会スウェーデンと老人ケア』勁草書房、１９９２、ｐ．７５）とよく言われるが、その「強さ」なるものも、この二分法のもとで強いられる「内面」の謂なのではないだろうか。

(25)江原由美子・前掲［注１２］書、ｐ．２６９

厚生省「臨床心理士」国家資格化を批判する

日本社会臨床学会設立準備委員会

はじめに

最初に経過について述べておくことにする。

’９１年１０月に、当時、日本臨床心理学会（以下「日臨心」と略）の運営委員及び会員であった仲間が、「『臨床心理士』国家資格化に反対する会」という有志の会として、論文「厚生省『臨床心理士』資格化を批判する」（『臨床心理学研究』２９巻２号、p.88-103）でその意志を表明した。

その背景となった状況の一方は、厚生省の動きであった。厚生省は、’９０年１２月に「臨床心理技術者業務資格制度検討会」を発足させ、翌’９１年４月からはその名称を「臨床心理士業務資格制度検討会」と修正し、委員をそれまでの医師のみの構成に看護・心理も加えて、資格化はほぼ最終的な段階にまで進展してきていた。

そしてまた、資格化によって影響を受ける日臨心を含むあらゆる組織等から、公的に国家資格化反対の声が上がらなかった。日臨心運営委員会も、国家資格化に批判的な会員が少なからず存在しているにもかかわらず、運営委員会内部の対立によって、厚生省の動きに対して反対の意志表明すらできないでいた。

したがって昨年の「『臨床心理士』国家資格化に反対する会」の意志表明は、そのような状況を背景に、厚生省「臨床心理士（技術者）業務資格制度検討会」の動向と内容に対しての批判を中心に、日臨心の内外の人々に向けて公開したものであった。

それから１年を経て、国家資格制度は未だに成立していない。しかしこのことは、国家資格化に反対する人々によって進展が遅れた、というものではない。国家資格化を進めている側の厚生省や関係諸団体の利害関係の調整 ── とくに、当初から予想されたとおり、日本心理臨床学会の「日本臨床心理士資格認定協会」の立場のあつかい ── に費やしているのである。

厚生省「臨床心理士業務資格検討会」は、’９１年６月より１年以上に渡り中断し、水面下での動きとなっている。

しかし、’９１年度より同「検討会」の新委員になった中の、斉藤慶子（武蔵野赤十字病院）、桜井素子（神奈川県立精神保健センター）、手林佳正（三枚橋病院）の３氏が中心となって、同「検討会」が中断された直後に「臨床心理士の役割について ── 医療・保健・福祉の領域について」という研究班が設置された。それは、厚生省の厚生科学研究「精神科入院医療及び処遇のあり方に関する研究」（主任研究者：道下忠蔵）の分担研究の一環として位置づけられた。

その「臨床心理士の役割について」研究班は、設置後まもなくから「厚生省臨床心理士業務資格制度検討会の動きについて、資格の当事者になるであろう人々（に）・・・説明会を」全国各地で精力的に行なっている。そして’９２年春に研究結果として「医療・保健・福祉領域にいる臨床心理士の職能団体の結成が急務である」などと結論づけ、報告している。

さらに、厚生科学研究の’９１年度の柱として「今後の精神医療のあり方に関する研究」（森山公夫分担研究）があり、その報告書は、医療経済及び病院経営の視点を中心に据えて、単科精神病院（病棟）の再編の具体策について述べている。その文脈の中でも「（精神科）医療ソーシャルワーカー及び臨床心理士に関する国家資格制度の早期の創設」についても言及し、求めている。

このような動きの中で、厚生省の精神医療の（広く

とらえれば、医療・保健・福祉の）再編の中で位置づけられた「臨床心理士」国家資格化と、この状況下でより多くの分配を得ようとする関係諸団体などの揺らぎが透けて見えてくる。

ひるがえってみれば、日本の行政官僚が委嘱する「検討会」や「研究」が、独自の見地や考え方を求められているのではないことに、あらためて気づかされる。行政の意図や枠組みと、「業界」の利害の調整とをある程度公的に重ね会わせる場として、「検討会」や「研究」などといったものがあるということである。そのことによって「業界」側は一定の結論を「自主的に」提案したかのような形式を踏むことで、組織内部をまとめていくリーダー機能が確保されていく。行政は、公開された提案を、より広範な領域の団体や行政の人々とのそれなりの整合性を見い出す調整の契機にしていくのである。

先の2つの研究報告は、厚生省の意図そのものではなくとも、厚生省の期待を色濃く反映しているものと考えても間違いではないであろう。

したがってこの研究報告の中から、厚生省の「臨床心理士」国家資格化の動向の一端を見い出すことができるし、厚生省と関係団体の間に働いているメカニズムに翻弄されている「資格」の現実の姿に気づくことができるのである。

私たちは、'92年2月から日本社会臨床学会準備会として活動を開始している。日臨心の活動の中で蓄積してきた資格に関しての営みを堅持しつつも、心理の領域に囚われずにさらに広い地平から、今回の国家資格化について批判したいと考える。これから見ていくのであるが、病院などの心理職の日常「業務」を資格化し制度化するのではなく、「制度化」された業務と人材を再編構造の中に位置づけるための「資格」なのである。「制度化」していく動きの中の軸にある「される」側との関係のあり方も見えてくる。このような問題は、「資格の当事者になるであろう人々」だけでは負えない課題を含んでいると言える。そして「職能団体」的に、自らの利害損得に終始するならば、課題の問題性すら明らかにできないであろう。

私たちは、「される」側に学び、「共に地域で」生きる、ということは何を指し示しているのかを、大胆に追究していきたいと考えている。そしてその道筋の中に、この国家資格化批判を位置づけ、今後につないでいきたいと考えるのである。

1．厚生科学研究「今後の精神医療のあり方研究」から見えてくる枠組み

まず「今後の精神医療のあり方研究」（以下「あり方研究」と略）から検討していく。「あり方研究」は3つの骨子に整理することができる。以下順次見ていき、「臨床心理士の役割について」で強調される「チーム医療」がどのような文脈の中で導き出されてくるのかを、この章の最後でとらえていくことにする。

厚生省の「医療・保健・福祉再編」の中で位置づけている「あり方研究」

「あり方研究」の「地域」に関する言及が、この間の厚生省の方針にまったく一致していることを指摘しなければならない。このことは「あり方研究」全体の性格づけに関係するからである。「あり方研究」で「地域」に関して述べていることを要約すれば、以下のようになる。

── 三次医療圏（県レベル）において、医療・保健・福祉を包括した計画を立てることのできる機関や機能を求めており、そこには行政だけではなくて、関係者・団体の関与を想定している。精神保健領域については、入院及び地域の両方に関しての、知事の法的に整備された権限を求めている ──

── 二次医療圏においても地域精神保健・医療・福祉に関する計画を策定しうる機関や機能を求めているが、県レベルの計画をどのように展開し実現していくのか、というところに力点がおかれている。そしてその際に保健所が、企画活動や情報機能を持ち、関係者・団体のネットワークを形成し、拠点となる、とい

う構図を描いている ―

一方今までの厚生省の動きを振り返ると、次のとおりである。

'８０年代に入り厚生省は、公的医療費抑制策を一貫して続けてきた。部分的な抑制策から、「医療制度全般にわたる改革」を打ち出して、入院医療費抑制のための病院の類型化再編と、それを補完するための「地域」と位置づけたのが、'８７年６月の厚生省「国民医療総合対策本部『中間報告』」の「地域ケアシステム」の提起であった。それを受ける形で、保健所の再編強化、情報センター化を提起してきたのは、'８９年６月地域保健将来構想報告書「保健所の在り方を中心として」であった。そして病院医療の外側に、地域医療・保健・福祉を統合再編する機関と機能をつくり出したのが、'８７年６月の厚生省健康政策局・保健医療局・社会局の三局長通知「高齢者サービス総合調整推進会議について」と、翌７月の健康政策局長通知「保健所・保健福祉サービス調整推進会議について」であった。

'９０年の福祉８法の改正、今年の医療法改正と法的な整備も進み、いよいよ具体的な、そして自治体レベルの変化が表面化してきているのが現在である。

このような現状を、分析することなく無批判に「既成のもの」と受け止めて、厚生省行政に沿っているところに悲喜劇が生まれている。「あり方研究」の中心は、入院医療に関してであるにもかかわらず、「地域」に関して既にある動向や枠組みを構造的に受け止めているところが見えないままに沿った形になっているのは、同じ轍を踏んでいるといえる。

逆に表現するなら、「地域」に関する言及は新たな提起ということではなくて、先行している再編全般の枠組みを追認しつつ、その枠組みの中で、次に述べていく「精神病院（病棟）の類型化」を整合的に提起して方向づけるという形をとり、そうしておいて枠組みを補強している、と言えよう。さらに別の見方からすれば、「あり方研究」の社会的役割の限界を、特徴的に示した部分であるとも呼べる。

病院企業体を、経済・経営の視点から類型化する

現在の精神病院を、「一般精神科病棟」と「精神療養型病棟」に類型化しながら、その進行状況にあわせて経済的な手当を提起している点が、「あり方研究」の大きな柱である。

「一般精神病棟」は、医師数を現行の患者４８人に対して１人から、３２人に１人まで増加し、一般病棟の半分の水準にまで引き上げる。看護は、患者６人に１人以上（現行と同様）とし、その他作業療法士、臨床心理士、精神科ソーシャルワーカー、介護者、生活指導員なども含めて、総従事者が入院患者数の２５％となるように配置をすれば、一般病院並みの「人数」になるという。そして、「急性期病状活動期における精神医学的治療を充実する」ことを目的とする、というのである。

「精神療養型病棟」は、医師数は現行通りで、看護婦の患者９人に対して１人以上を含めて、医師以外の総従事者が患者６人に対して１人以上とする。そして「医療行為の基本的部分については包括的な診療報酬上の評価を行」う。つまり通常の出来高に応じた診療報酬ではなく、一床月額２５万円とかいった定額にするということである。

このための財源と人材を生み出すためにも、「５～１０年の期間で約９万床削減」するという。精神医療の総医療費と総従事者のうち、削減された病床の部分から、「一般精神病棟」へと積み上げていくというのが基本的な戦略である。

しかしこの戦略もはなはだ怪しいのであるが、それはこの削減とは別枠で「老人性痴呆疾患専門病棟」が「今後１０年間に約１３．５万床必要である」としているところである。おそらくこれは「高齢化社会対策」の一環に位置づけ、一般精神医療と一定切り離した方が予算要求しやすいといった事情や、民間精神病院経営者への「経営転換」の一方法を示唆しているのでもあろう。少なくとも、精神科入院医療を細分化し段差をつくり、なお全体として病床を増加していくのは間違いない。

以上の全体の「経営転換」がマクロ的に順調に運ぶ

ように、手当やペナルティーについても触れられている。「一床当たり医療単価を一般病院と同水準に」する。「入院以外の地域医療（費）の割合を高め」、そのうえで「削減の半数の（患者を）病院デイケア」でつないで、収入を回収する。行政や関係団体が一体となった組織が、病院の再編を順調に進展させるように「二次及び三次医療圏の計画」を策定し、評価するし、そこに従う病院企業体には「施設改善の補助対象の拡大」が適用されるかもしれない。病院経営の利益のために情報収集に躍起となり、その結果情報操作されている現状をさらに拡大した近未来が見えてくるようである。

それと、先の「老人性痴呆疾患専門病棟」の他にも、「あり方研究」はいろいろな「専門病棟」を提示していることにも触れておかねばならない。「身体合併症」「アルコール依存症」「薬物中毒」「精神遅滞」「児童思春期精神障害」などとあり、この「専門病棟」の必要性を述べている文脈で、最後に次の文章が続いている。

「・・・措置入院指定病院のあり方も見直す必要があると同時に、措置入院が患者にとって十分に治療的でありうるために、二次・三次医療圏内部での各指定病院間の機能的連携の体制も検討される必要がある」

「専門病棟」全体の問題については別に検討されねばならないが、この最後の部分は、’９１年７月の公衆衛生審議会「処遇困難患者対策に関する中間意見」に沿ったものであることをここで押さえておかねばならない。二次・三次医療圏それぞれのレベルに、「施設・設備やマンパワーの充実」した“重症措置病棟”をつくり、入退院の決定については「知事に必要な権限を与える法的措置を」求めることで、「中間意見」の懸案事項をクリアしようとしているように見える。ここにおいても「あり方研究」が、厚生省の動向にぴったりと沿っていることが見て取れると同時に、「治療的」「専門的」という言葉と概念によって、患者がいかに病院の経営戦略上で便宜的に取り扱われているかを知ることができる。

さて、以上の「精神病棟」の類型化の提案全体は、患者の立場や視点からの改革ではない。それとは全く異なった視点からのものであって、おおむね二つの方向軸が重なり合ったものであるといえよう。

ひとつは、経済的な見地に立った「改革」であって、国家レベルの医療経済と病院経営者レベルの企業経営の両方の問題の所在と解決方向をアンサンブルしたものである。公的総医療費の支出の急増に抑制をかけつつ、民間病院経営にも根底的な支障が起きないように、調整機関もつくりながら、「病棟」の削減・変更を行なおうとしている。

そして第２は、その経済的な見地を基礎にしながら、改正医療法との整合性を計りつつ、「看護婦不足」を前提にした従事者の人数合わせを行なうというものである。「改革」がこの案のとおりなされたとしても、一般医療と精神医療の制度上の差別状況は、温存するのである。「看護婦不足」を前提とした「改革」というのも矛盾である。制度上の差別状況の解消や「看護婦不足」の原因の把握と解決方向の提示がないままで、一歩前進の「改革」であるかのように装うのは、矛盾を糊塗していると言わざるを得ない。

しかもそうして、’９１年１２月の国連総会決議「精神病者擁護及びメンタルヘルスケア改善のための原則」の１４「精神保健施設は、他の保健施設と同一の水準の資源・・・を有する」を「クリア」しようとしている。「役割について」の方でもこの「原則」が持ち出され、国家資格が必然であるかのように表現されている。「原則」は、精神保健ケアと施設のあり方を社会的に制限していき、特殊化を解消していくことが「精神病者擁護」になるという戦略に立っている。その是非や問題については置くとしても、その戦略の文脈を無視して、「あり方研究」や「役割について」の基本方向の「正当性」に利用していることは指摘できる。「外圧」を利用して一定の「改革」をする、「よくある手」であると言わざるを得ない。

精神医療の抜本的な改革をめざしているわけではない。経済問題に直結した精神医療のあり方、制度上の差別、民間資本への依存 ── このような基本構造はそのままで、むしろ強化している側面すらある。

こういった基本構造は、治療者－被治療者関係に一定の枠を与えることになる。収入源としての患者、差別されるべき患者、国家の中枢から最も遠ざけられるべき患者、という徹底した否定的な枠の中で、「治療」も「治療関係」も色づけられ、位置づけられる。その「治療」や「治療関係」のおかしさに気づき、否定的な枠と接触するようになるや、この基本構造と直接的に対峙することになった。それがこの20余年の相継ぐ告発であり、闘争の必然であった。

この根幹の基本構造にさらに重石を置いて、否定的な枠をしっかりと締めておいて、その内側で＜医療ニーズに対応した高度の専門治療サービスの提供＞という幻想で、「治療」「治療関係」の問題性を覆い隠すように使われているのが、次に述べる「専門分業」を前提とした「チーム医療」なのである。

「チーム医療」の2つの使い分け

「あり方研究」の骨子の3点目が、この「チーム医療」をめぐっての言及である。

精神医療において、ハード面とソフト面に簡単に分離させて考えるのは適切でないが、「あり方研究」の中でソフト的な面での提起になっているのがこの「チーム医療」についてである。しかし、その意味しているところは明確ではない。

「医師、看護婦、准看護婦、作業療法士、臨床心理士、精神科ソーシャルワーカー、介護者、生活指導員等をも含めた各専門職を尊重したチーム医療の推進を図るため、精神病床の従事者の基準について見直しを行うことが、精神医療の向上と人権への配慮のために必要である」

先に述べた内容で総従事者をやや増加させるための、何らかの根拠として、このように「チーム医療」が語られているだけである。

そしてその一方で、「一般精神病棟」やおそらく「重症措置病棟」を指しているところでは、「強化されたマンパワー」「マンパワーの充実」と言い、「アルコール依存症専門病棟」等には「専門的スタッフを配置」するという言い方をしている。

このことから「チーム医療」は二つの意味で用いていると思える。一つは、「看護婦不足」を補うために、あらゆる職種をまるめ込み、「チーム医療」と称して看護婦以外のスタッフを増加させよう、という意図の中での用い方である。そしてもう一つが、「専門病棟」などを意味づけ、「専門的・濃厚な治療」を支えるための「チーム医療」という言葉の使用法である。

前者と後者では、「チーム」の構成員の各職種に対する重心のかけ方が異なり、後者の場合は、介護者・生活指導員は背景におしやられ、「臨床心理士」と精神科ソーシャルワーカーが特に意識されていると思える。後者の用い方が＜医療ニーズに対応した高度の専門的治療サービスの提供＞という幻想を支え、同時に介護者・生活指導員など患者の生活に寄り添うべき職種の人々との距離をより広げてもいくのである。

この後者の「チーム医療」の使い方は、それを支えるための国家資格化と業務分担体制の見直しの問題にとつながっていっている。このことを「臨床心理士の役割について」の検討の中で見ていく。

2．「臨床心理士の役割について」の役割と問題

「役割について」研究は、最初に述べた中心的な3人の他、宮脇稔（浅香山病院）、田中勝博（神奈川県中央児童相談所）、井口由子（日本児童手当協会こどもの城）の3氏を含めた6人で構成された研究班によって報告されている。

報告は、その「研究」の意図についてまず次のように述べ、明らかにしている。

「包括医療・チーム医療を前提とした実務者の積極的在り方を明確にする作業であり、厚生省による国家資格化の策定に必要な情報を提供し、今後の検討課題を提起するものである」

「研究」は「精神保健分野」においてなされたものであるが、それは「医療・保健・福祉の領域を統合する」分野であるから、という強引な飛躍によって、「研究」の副題として「医療・保健・福祉の領域につ

いて」とつけられている。

このようなところから「研究」が多様な領域に対して、政治的なアプローチをしていることがわかってくる。そのことについて触れていく。

「研究」その3つの領域

研究班は、重なっているが中心軸の異なっている小・中・大の領域について、活動・検討し、報告していると言える。

もっとも中心的な領域は、「臨床心理士業務資格制度検討会」の動向に連動・平行している領域である。「検討会」は諸団体・グループレベルでの合意形成をめざしたものであるが、研究班は、「医療・保健（・福祉）の臨床心理士」当事者集団の「意見反映」の道（それはすなわち厚生省からみれば「行政対象の確定」）をめざしたものである。研究班が核になり、「研究」の過程の中で行なった全国各地の「説明会」をさらにおし進め、「職能団体の結成」を早急にめざすという具体的行動となってあらわれてくるのであろう。

次に広い領域は「包括医療、チーム医療」という概念（?）を支持して、医療・保健（特に精神医療・保健）の再編の進行に、積極的な接点を求めている領域である。

「包括医療」とは捉えがたい考え方である。包括的治療でもなければ、予防・治療・ケアを包括した医療体系のことでもない。「役割について」の報告の中の図式によると、患者の「生物次元・心理次元・社会次元・存在（倫理）次元」のすべてに医療対象を求めていく、ということを指すらしい。「病気」といわれるものへのアプローチを“包括”するのでも、「患者」と言われる人の状態や時間の流れへの接近全体を“包括”するのでもない。「患者」個人の中に介入すること、個人のあらゆる領域に侵入を可能にする「正当性」を与えるために個人全体を“包括”し、対象化するというのである。そして、倫理・哲学・宗教などといわれる領域＝「存在次元」が、狭い意味の医療の領分＝「生物次元」の上に立っているものであって、その全体が「包括医療」として独立しているかのように描いている。

この「包括医療」の、治療的役割分業の一環として、「専門教育」を受け「国家資格制度」によって認定され「国家医療制度」によって経済的に裏打ちされた「専門家」が、また「専門技術」を提供する「チーム医療」が必要となると導き出している。

「包括医療」という概念は、医療が内包している拡張主義、肥大化傾向をさらに促進し強化する働きをし、社会の中の一部でしかないはずの医療に、逆転させた位置を与えようとするものである。「包括医療」の持つ傲慢さに、「チーム医療」という言葉が醸しだす“専門”“民主主義性”“合理”で装わせることで、伸縮自在の便利な概念（!）を生み出すことになる。それは矛盾に満ちた再編の動向の中で、基礎的で有力な武器として使用されるであろう。

「役割について」が対象としている3つの領域で最も広いのが、「医療・保健・福祉」全体の領域である。厚生省の進めている医療・保健・福祉を一体とした再編の動向の中にあって、その全体の領域において使用可能な資格ができる可能性を、「役割について」は求めているのである。

遡れば、’91年1月の厚生省「臨床心理技術者業務資格制度検討会」第2回において、資格は「保健医療（福祉）分野について規定する。（医師の指示下）」と、含みをもった方向づけを行なっている。「医師の指示下」であるならそれは医療分野であるから、あえて「（福祉）」と明記する必要はない。しかしながらこのように含みをもった形にしたのは、再編の全体を考慮した時、福祉分野だけを分離し、取り残しておくことができない厚生省の立場があったのであろう。

この厚生省の立場に縛られて、「役割について」研究班も対象とする領域を、福祉分野も含む形に最大限拡大させておかねばならなかったのではないか。しかし「包括医療 ── チーム医療」のところから導き出している「臨床心理士の役割」が、福祉（児童相談所、福祉施設等）の領域での臨床心理士の役割と整合性を

もたないのは明らかである。このような政治的理由から医療・保健・福祉の最大領域を視野におき、もう一方の政治的な理由から「包括医療 ── チーム医療」概念で押さえられるところは押さえておいて、その間はグレーゾーンにしておく ── これが「研究」の結果なのである。

「包括医療──チーム医療」の問題点

研究班は以上の領域についての活動などを経て、3点の提起をしている。

「①医師の指示の範囲について
②診療の補助職という在り方について
③国家試験受験資格の経過措置について」

この3点について、「臨床心理士」の国家資格化を進める際の当事者（検討会委員、厚生省、関係団体・グループ、臨床心理士職能団体などのことか）の一致するところを見い出す必要がある、と求めている。

このことは、2点にまとめることができる。この節では、そのうちのひとつに触れる。

上記の①、②にかかわることであるが、医師の指示下で業務全体が規定され、診療の補助職という位置づけでは、「包括医療 ── チーム医療」という概念が成立しないのではないか、という提起になっていることについてである。この提起は、さらにおし進めれば、'89年の医療ソーシャルワーカー業務指針と同様の共存しうるものを望んでいると思われてくる。

医師の診断・治療領域、精神及び身体医学的領域については、現在と同様の、医師の手の延長としての概念の<直接的指示下>は存続させる。しかし、それに重ねて「包括医療」の管理者としての医師の立場を出現させ、そのことによってケア・予防領域、心理・社会的援助の領域については、<監督下ないしは直接的ではない包括的指示>という管理の概念で、分業化を進展させることを、この研究班は考えているようである。医師は狭義の医療の範囲で指示し、広義の「包括医療」の範囲では管理監督することになる。すると「臨床心理士」は、診療の補助をすることもあるが、補助職ではなくて「包括医療」の中の心理職であると主張することができるのである。

このようになれば「包括医療 ── チーム医療」の概念は、医療の範囲を押し広げて引き伸ばすことで、「臨床心理士」の独自性なり裁量権なりを挿入することができるかもしれない。

しかし「包括医療」の対象に「される」側（患者、病者、「心の健康づくり」の対象者となる健常者）にとって、それがどのように映るのかは、これまで述べたところで明らかである。「される」側は、社会的な存在としての個人である前に、広大な領域（生物～倫理の各次元）の医療対象でしかない。暴力的な権威性や医療のおしつけがましさによって、個人が無視されていくだけではなく、「包括医療」の概念そのものの中に、個人を解体してデータの集合として吸収してしまうアプローチが存在しているのである。「される」側の拒否・異議申し立てを、医療制度そのものへの社会的な問いかけであると、従事者が気づいていく回路がそこにはない。そればかりでなく、「包括医療」が社会的に認知されていくと、医療は制度的に制限されていくべきものであるという社会的合意は形成されにくくなるであろう。「包括医療 ── チーム医療」は、暴力的な権威性を持った医師などの姿勢を、「治療」を前面に出した「合理的な」権威性に変化させるかもしれないが、それは権威性の拠り所が変化しただけである。そしてそのごくわずかの変化すらも、「障害者」の自発的な活動や従事者の創造的な仕事の積み重なりを契機にしているわけではない。

「包括医療 ── チーム医療」という考え方を受け入れて、「臨床心理士」の独自性が一定確保された資格化がなされたとしよう。訪問看護、デイケア、地域啓蒙活動などが業務に位置づけられたとしよう。それまでと形態は変わらなかったり、時には前進したように見える職場もあるかもしれない。何が損なわれるのかである。「される」側の拒否・異議申し立ての本質を受けとめること、医療の問題を外からの眼で見抜くこと、医療を社会化・相対化していく営みを確保していくことに困難さが増すのである。「治療」に参加することの方がたやすく、かつ「チーム」から認められや

すいであろうから、医師の直接的な指示下に入らない業務の領域が認められたとしても、より「心理テスト・心理治療」にいよいよ回帰するであろう。あるいは「地域関係機関に対しての宣伝にもなるから、地域の啓蒙活動をして組織化を考えてくれないか」と医師の方から話が出てもおかしくない状況である。医療の中で、心理の「独自性」を生み出すこの試みは、医師による枠組みがより巧妙な形で生まれる可能性があるということでもある。

職能団体結成の動き

「役割について」の提起の2点目は、医療・保健（・福祉）の領域の職能団体の結成についてである。その必要性について、報告では次の3つを挙げている。

①国家資格化全般に要望を反映させる
②国家試験受験の経過措置を求める
③資格制度成立後、国家資格取得者の卒後教育の企画・実施について、厚生省から委託を受ける

この提起が、というわけではなく、むしろ研究班の設置自身が職能団体結成にむけたものであると理解して無理はない。報告に以下のように明記してある。

「現在進行中の厚生省臨床心理士業務資格制度検討会の動きについて、この資格の当事者になるであろう人々が情報を得たいと希望する地域があり、その大枠についての説明会をした‥‥その際に参加者が述べた貴重な疑義、意見を収集整理した」

しかし、収集整理された結果の報告はどこにもない。

厚生省の「検討会」が中断した直後に、厚生省がこの研究班を設置しているのである。「検討会」情報を伝える「説明会」を全国各地で精力的に行ない、それが「研究」方法のひとつであることを厚生省が認めていること。このような地ならしの上で、職能団体結成を提言しているのである。

当事者団体をつくりあげるのは、行政の常套手段であるから、このような経過を考えなくとも、厚生省の期待に沿い研究班は動き、結果を出していったのは当然の成り行きであったのであろう。行政は、行政対象を確立し、その対象団体の中に行政の片割れ機関を非公式に設置する。それが第一歩である。その上で、行政指導という不透明で閉鎖的な関係をつくる。

職能団体結成の必要性の①②は、厚生省にとっても、職能団体の中心になる人々にとっても重要なことではない。いくらでも折り合いがつく話である。それに、①②に関する意見の集約と、団体結成が平行して進行するわけであるから、大きな議論がそこから生まれようがない。むしろ、大きな問題は③であろう。つまり、卒後教育の委嘱を受けるとなると、職能団体結成後に法人化し、厚生省から補助金を得て運営するということである。そのようになると、卒後教育から必然的に業務は拡大するであろう。情報センター化するし、出版・テスト業者との関係も深まる。

官製の職能団体にはそれなりの役割があるにせよ、少数者の意見を反映させることは困難である。多数者、主流の考え方が「正当」であるかのように組織内外に伝え、振る舞うことが期待されているから「官製」でありうるのである。医療を問い直すこと、「共に生きる」道筋を求めることは場違いとなろう。

最後に

2つの「研究」の中から見えてくる国家資格化の問題点を要約し、整理する。

ア）精神病院の再編にあたって、経済的視点が中心におかれている。「される」側の状況が、これによって好転する部分があったとしても、それを第一義的においた再編ではない。
国家資格化は、この再編の動向と深く連結している。

イ）精神病院（医療）再編も国家資格化も、医療・保健・福祉全体の再編と整合性をもって進行するように調整されている。
全体的領域と部分的領域、行政と関係団体などの関係に重大な対立を生じることを避けつつ、調整され続けている。

そのために、市民、「障害者」が全体の動向や真相を知り、関与することが困難な状況である。

ウ）したがって再編の過程を経ることによって、厚生省と「業界」の間に、不透明で閉鎖的な関係が形成されると思われる。そのような関係はまた、横に繋がった上層部の非公式なコミュニティーをもつくり、各団体の上部と下部の乖離を生じる。

エ）再編のひとつの軸は、経済問題を至上のものとして考えることであり、それは「される」側の被差別状況をより強固にしてゆく面もある。
その矛盾を隠すかのように使われているのが、「包括医療」にみられるような医療の絶対化であり、それがもうひとつの軸となっている。

オ）「包括医療」は、医療ニーズの抽出と医療サービスの決定をすべて自己完結的に医療の中で行なうものである。
そのために「患者」は、医療に対しての本質的な不満について従事者と争いにくい状況にいよいよ追い込まれる。

カ）国家資格化は「包括医療 ── チーム医療」から導き出されている。
「患者」に対しては、今までよりも「治療」的に関与するであろう。その「治療」的傾向は、コスト意識や「チーム」の中での「専門性」の顕示欲によって促進される。

キ）今の国家資格化の本質は、精神病院の再編に伴う人材配分の「合理性」に根拠を与えるためである。
「臨床心理士」が「包括医療 ── チーム医療」の考え方を基礎に資格化されれば、医療ソーシャルワーカーの資格も、厚生省にとっての緊急性と考え方の整合性から、医療職としての資格化へと促進されるであろう。

ク）国家資格化は、病院再編と相まって、従事者を「治療に関わる人」と「生活に関わる人」とにより明確に分けることになるであろう。「チーム医療」といっても、平等性や相互性は確保しがたく、医師の主導権が強まる側面がある。

ケ）また厚生省は、行政手法のひとつとして、当事者職能団体の育成を画策している。それは人材再配分のための国家資格化の動きと平行して進行している。
厚生省の影響が強すぎるので、職能団体としての最低限の自立性が確保できるのか疑問である。

コ）以上の動向の中で、業務・職場・「治療」観・「治療」体制・仕事の周辺の政治的状況・同業の仲間との関係が、同時に制度化されて秩序づけられてゆく。
国家資格化が、その契機となることは間違ない。

2つの「研究」の精緻さには驚く。巧みに配慮がなされているのであるから。

しかしながら、20余年の告発や闘争の歴史とともに、ひとりひとりの「病」者の生活の中の苦悩から精神医療を点検しようという視点はすっぽりと落ちていた。精緻さや配慮は、生身の「病」者に向けられたものではなかった。

「研究」の中で、「病」者は人数と病名に分解され、苦悩や苦痛は経済的問題と医療の肥大化へと還元していってしまった。「する」側と「される」側の間は、いよいよ広がるばかりである。「精神医療の今後のあり方」を問うならば、あるいは「臨床心理士の役割について」を問うならば、今近くにいる「病」者の苦悩を知ろうとするアプローチを抜きにすることはできないはずである。それが逆になっている。

「役割について」の中で、大学での臨床実習の具体案というところがあり、目的に「1．観察眼を育てる　2．連携業務を体験する　3．緊急時の対処を身につける」（下線は原文のまま）となっている。これはクライエントをひたすら対象化して、同業者の利益のみを考える姿勢である。

国家資格化のプロセスも、できあがる制度も、

「病」者から遠ざかる方向にある。そして、医療・保健・福祉再編全体を覆っているメカニズムは、一定の方向に向かって絶えず調整を働かせ続けている。「病」者から遠ざかる方向というのは、そのメカニズムの中で必然的に生まれてくるものであるから、他のいろいろな場面でも次々と目に見える形で現れてくるのであろう。巨大なメカニズムは精緻さを極めており、等質であるがために、それ自体に変革する機能が失われている。

今必要なことは、このメカニズムを対象化し、「病」者から学ぶというアプローチを再確認し、継続することである。国家資格化に反対するということは、その営みの一環である。

2つの「研究」から見えてきたことを踏まえて、なお「臨床心理士」の国家資格化に反対する。

資格社会論
―資格社会の現況―

佐々木賢（東京都嘱託教員）

はじめに

以前、「資格社会の俯瞰図」という論文を『臨床心理学研究』（Vol.28 No.2,3）に載せていただいた。その後、この論文を一つの章の中にいれ『怠学の研究』（三一書房、１９９１年１２月刊）という本を出した。資格と怠学の両者は、この教育過剰社会の中で、表裏の関係にあるように思う。この本は私の書いたものにしては珍しく、発売後一箇月で初版が売り切れた。生徒の怠学に悩む多くの教師たちが題名を見ただけで買ったに違いない。

論文を書いた時から２年余りが過ぎたが、資格増加の傾向と、怠学や登校拒否や高校中退の勢いは衰える気配もない。資格を作るに余念のない人々がいて、資格取得の要件やカリキュラムをあれこれと考え、人々の教育心性をさらに刺激している。子どもや若者たちは教育を嫌がっているのに、そのことには無頓着にことが進められている。

先の論文で、資格増加の状況を説明するのにいくつかの仮説をたてておいた。その主要部分を要約すれば以下のとうりである。高度経済成長期には学歴資格のみで、大雑把に人材配分が行われていた。だが、高度消費社会と虚業化の進展で、モノ生産よりイメージやサービスが重視されるに及び、産業構造が変化する。直接的なモノ産部門が縮小され、研究開発部門が重視され、ホワイトカラー職が増加し、事務の複雑化が進行し、さらに事務量も増大する。そして、構造的失業（労働需要の構造変化に労働供給が適応しない時の失業）を防ぐために地位の需要が増し、これに応えようとして資格の爆発的増加があったのではないか。ことばを変えれば、大規模の官僚機構の再編成が進行中なのだ。

ただし、新しい職業資格は学歴資格との関係や、日本的経営や日本的労働慣行とのからみで、現実にはストレートに労働市場の中に浸透するものではない。資格問題はまだまだ流動的で、にわかに結論がだせない。これから述べようとすることは、先の論文の続編のようなものだが、先にたてた仮説を新しく得た資料で検証したり、修正したりしながら、資格を巡る現状の中間報告をしたい。

１．続・資格増加の理由

『新ゼミエコール』（日本ドリコム刊）という高校の進路指導教師向けの月刊雑誌がある。その中で「企業がもとめる資格マップ」という記事が、１９９１年４月号から９３年２・３月合併号（通巻１０４～１２５号）まで延々２２回にわたって連載された。筆者は瀬川清氏で、その中には、彼と私との2回の対談記事（１１４号・１２５号）も載っている。瀬川氏は資格に関係ある企業の人事担当者や派遣業者に直接インタビューしながらこの記事を書いた。これを読むと、資格に関する最新の情報が得られる。以下に紹介する各種の資格は特に断らない限り、概ねこの記事からの引用で，（ ）内に通巻番号を記しておくことにする。

先の論文で「資格増加の理由」を幾つか述たが、ここでは視点を変え、資格増加の場面を二つに分けておきたい。第一は、家庭における消費生活の場面。第二は、企業における生産の場面である。

（1）消費生活の場面。ヴァナキュラー（自分でやる・自家製のという意）領域にサービスが侵入している。消費生活の場面では人々が勝手に消費を楽しんで

いればよいものを、近頃、わざわざ専門機関の指導を仰がねばならないものになっている。「消費生活コンサルタント」という資格がある。これは日本消費者協会が認定して、地域の消費者のリーダーを養成するのだという。

「消費生活相談員」という資格もある。経済企画庁の監督のもとで、国民生活センターが試験を実施している。国民生活センターや地方自治体の消費生活センターの相談員の能力や資質を向上させるための資格だという。それとは別に「消費生活アドバイザー」というのがあり、これは通産大臣認定の公的資格である。企業内で消費者からの苦情処理に当たる担当者を養成するのが目的だという。（上記3資格は１２３号）

消費の相談には、消費者サイドと自治体と企業と三つ巴のサービスである。消費者は商品の苦情をいうのに、三カ所もの専門家に相談にのってもらえるのだから、「豊かな」消費生活が営まれるに違いない。もし有害商品や欠陥商品をつかまされ、その苦情を申し立てたとき、そして、もしこちらの言い分が通らなかったら、相談員の能力や資質のせいにすればいい。自ら力で消費者運動をする必要もなくなり、極めて楽である。

スポーツの分野でも条件が整っている。文部省は「社会体育指導者」と「スポーツプログラマー」を、厚生省は「健康運動指導士」という資格を出し、施設に関して「優良スポーツ施設認定『適マーク』」というものまで出している。そして、労働省は「ヘルスケアトレーナー」なる資格を用意している。（上記4資格は１２２号）

文部省の「社会体育指導者」はそれ自体が三つ巴サービスになっている。第一に、地域スポーツ指導者として、体育協会加盟団体が地域のボランティアを推薦認定し、第二に、競技力向上指導者として、体育協会加盟団体が選手強化コーチを推薦認定し、第三に、商業スポーツ施設指導者を「スポーツインストラクター」として直接認定する仕組みになっている。そして、「スポーツプログラマー」は一種と二種とがあって、スポーツ相談にのってくれ、プログラムを作成してくれ、安全で効果的なトレーニング指導をしてくれるという。今後体育大学では「社会体育指導者」の資格が取れるように授業科目を整備するという。

厚生省の「健康運動指導士」は「最適運動プログラム」を作成してくれ、健康で安全なスポーツ活動の援助と指導をしてくれる。労働省の監督のもとに、会社の中に「ヘルスケアトレーナー」がいて、「トータル・ヘルス・プロモーションプラン」をたてて健康な生活がおくれるよう配慮してくれる。こんなに多方面から「健康と安全」を保証された国民はなんと幸せなのだろう。あまりの幸せのために、サービス残業や過労死のことを忘れてしまいそうである。消費者の立場で、「手厚い」サービスを受けることと、生産者の立場で「手厳しい」サービスを強いられることはセットになっているらしい。

環境庁は「自然解説員」（１２１号）という資格を１９９４年をめどに出すという。これは自然公園や自然教育施設で環境教育の指導者となるプロを養成するのだという。同時に「バスガイドもこの講座を受けて欲しい」とも言っている。もっとも熱心に熱帯林を伐採し続けている我が国日本が「自然を大切にしましょう」というのだから話が混乱する。ここで、「自然教育施設」だの「環境教育」とか教育という字がやたらに使われている。「教育」ということばは人々が何らかの願望を抱き、その願いが現実に果たせない時、まま持ち出されることばである。教育は「焦り」や「願望」を現す語だが、この環境庁の「環境教育」は正にその典型である。

毎日新聞（１９９３年1月２０日）によると、近々「読書アドバイザー」なる資格が誕生するという。「本の情報や読書の楽しみ方」を教えてくれるのだそうだ。財団法人出版文化産業振興財団がこの三月から養成講座を開くという。その背景には「若者を中心とした活字離れの深刻化や、書店従業員の質の低下がある」と同紙は伝えている。「読書などは一人でゆっくり楽しむもの」と思うのはオジン・オバンで、「アドバイザー」を通して、効率よく活字に「親しむ」のが若者というものである。

こうして見てくると、ヴァナキュラー領域への資格の侵犯は、依然として進行しつつあり、目下のところ仮説を修正する必要がなさそうである。だが、同時に、欠けているものへの願望、「無いものねだり」の意識が資格を生み出している事情もうかがえる。商品を見る目や賢い消費者になる努力、生活のなかでスポーツを楽しむ時間や心のゆとり、自然を大切にする姿勢、読書の習慣、こういった日常の何気なく自分でやってきた行為が危うくなっていて、失地挽回を計って資格が作られるという事情がある。これからも、ゆとりの心が萎え、人間関係が貧弱になればなるほど、資格が増えることになるであろう。

（2）生産の場面。先に示した「企業が求める資格マップ」という連載記事は、初めの5回分が情報処理に関する資格を扱っている（情報処理技術者試験、第2種・第1種・特殊・オンライン・システム監査、104～108号）。これを読むと現在の技術の最先端をいく情報処理の分野で資格がどのように見られ、どのように扱われているかが見えてくる。

私の前の論文でも示したが、情報処理技術者の資格試験では、主に大型コンピューターに関しての知識を問うている。第2種の資格試験の内容はCOBOLやFORTRANと名付けられたアルファベット数字が並べられたプログラム、それにデータ処理の手順を図式化した流れ図、その他関連知識として、数学や英語、工業や商業等の問題が続く。

ところが、このような知識がソフト開発の現場では、必要とされているわけではないという。「とくにパソコンやワークステーションのプログラマーは違った仕事の仕方をしています。仕事の手法も、使っているプログラム言語も、試験の内容や範囲と違うということが多いんですよ。うちの雑誌はパソコンプログラマーが主な読者なんですが、私の知り合いのプログラマーには情報処理技術者の資格をもっている人はあまりいないんです」と語るのは月刊『プログラマーズページ』（翔泳社）の編集長の清水隆氏である（104号）。

大型コンピューターが実務に使われだしたのは60年代後半のことだが、その頃COBOLやFORTRANという高級言語が使われていて、これが未だに試験問題に使われているのだという。清水氏は「現在、ワークステーションやパソコンで標準的なものであるC言語なんかは試験問題にも入っていません。そういう世界なんですね。」と続けて言っている。

資格を取るため、試験を通じて学んだことが、職についてから役立たないということが大いにありうるわけである。「資格をとること自体は無駄にはならないし、それによって給料がちょっとよくなるとかいうこともあるから、それはそれでいいんです。また標準というのは未だに生きていますから、そういうものを習得して活用しようという場合は、情報処理技術者試験へのチャレンジもいいと思います。」と彼は言う。

ここでは、「給料がちょっとよくなる」ことと「標準が生きていること」で辛うじて資格の名目が保たれている。「情報処理技術者試験の内容をコンピューター関連全体に当てはめてしまうと、すごく的外れになることもあるでしょう。試験で扱っているのは、その一部分に過ぎなくなっています」と言う。

彼がこう語ったのは91年のことだが、実は遅ればせながら、今年93年から情報処理技術者試験にC言語が登場することになった。ただし、我々はC言語が試験に出されるようになった事態を、「内容が日々改善されている」と見るより、「学校や資格試験で教える内容は、現場の実務知識から必ず一定程度遅れるものである」と認識する方がより正確であろう。

こうした生産現場の事情を知ると、資格が増える原因は、少なくとも技術革新が進み仕事をする上で豊富な知識が必要になったからではない。技術の先端を行く情報処理の分野でさえ、というより先端技術こそ、企業の内部で先輩を見習いながら、あるいは現場での経験を積みながら進められるものであろう。だのに、企業がかくも資格をもてはやすのはなぜか。技術の問題より、人事の問題と考える方がよさそうである。以前は企業内部で採用基準や人事考課基準を作っていたのが、企業が人事関係の資料作成を外部に委託し始め

たと見ることができる。これもサービス社会のサービス依存の風潮を反映している。

資格を取る個人の側からすれば、仕事に役立つ知識を資格試験で問われていないとすれば、「就職や転職に有利だから」という地位確保の意味の方が大きい。やはりここでも、地位需要に応える地位創出、そして官僚再編成の問題として資格問題を捉えた方がよさそうで、仮説はまだまだ有効である。「資格取得者はたとえ仕事に使わない知識でも、それなりに努力したのだから採用してやろう」という企業の姿勢があるかぎり資格は増える。

やや余談になるが、私は長年都立高校の教師をしてきた。都立高校では週に一回の研修日が認められていた。ところが近年、「日曜の他に、一日休むとはけしからん」という声が上がり、研修日が取りにくくなり始めた。数年前から研修計画の提出や結果の報告が義務づけられ、校長が許可しないかぎり研修はできないことになった。さらに「研修場所は自宅はダメ」と教育庁は言い、自宅に資料を抱えて勉強する教師は困ってしまう。さらに昨年より学校五日制が実施され「休みのある週は研修がまかりならん」ということになってきた。

外部の人は週一研修日は「うらやましい」とか「贅沢だ」というが、実は教師の研修は権利であると同時に義務でさえある。無論、研修日に研修しないで遊んでいる教師もいるだろう。だが、その人たちを統制するために研修をしにくくしたり、研修権を取り上げたりするのはおかしな話である。自由な雰囲気があってこそやりたい勉強もできる。今、指導要領の改定期を迎え「自由」ということばが「多様化」や「個性化」とともに、文部省や教育庁サイドでしばしば使われるようになっている。不思議なことに、自由が叫ばれれば叫ばれるほど、教師の自由はなくなっていくのだ。

研修日をうらやむ人々や文部省や教育庁の役人は、実は自由が嫌いなのである。「人を自由にしておくと、ろくなことはない」と思い込んでいる。研修を建前上は許可するが、それには充分な制限を加えたい。そして「研修の証拠を示せ」と迫ってくる。その証拠は内容ではなく形式を求めてくる。こうした雰囲気が充満した社会で、資格が増えるのだ。資格は「研修の証拠」になるからだ。資格は自由嫌いの心情に応えてくれる性質をもっている。

つまり、互いに相手を信用せず、相手を縛ることで自分が安心しようとする心情が、資格の増加をもたらしている。企業が人を採用する際、その実力を自分の目で見る自信がないとき、学歴や資格に頼る。研修する態度の有無を知りたくて、自分ではそれを知る自信がないとき、検定試験に頼ることになる。だから資格の増加は、人間関係の希薄化や信頼関係の喪失と比例する。今の社会の中で、互いに相手を縛りあうミクロポリティクな関係が進んでいることが無視できない。

2．官庁・業界・学会競合

生活と生産の両場面で資格が増え続けているのを見てきた。そこではできあがった資格に、あるいはできつつある資格に、それぞれ存在理由がつけられている。「技術が進んだ今、就職する前に、これだけは身につけておいて欲しい知識である」とか「顧客の信頼に応えうる高い専門性や素養」とか、概ね公共性を持ち出し「奉仕の精神」や「非営利性」や「職務への有用性」等の倫理を強調する。だが、生活の場面の資格を見てれば、「お節介」とか「大きなお世話」という印象をもちこそすれ倫理性など感じられない。さらに生産の場面でも「技術の進歩」とさほど関係があるとは見えなかった。

そこで、建前の背後にある本音を見ておきたい。始めに、その本音を見る視点を4つに整理する。第一は資格の政治性である。あるいはギルド性ともいえる。文字通りの政治権力の利用と独占権・専門職の認可・営業権・就業権・違反者の処罰等々の問題も含む。第二は教育性。ここでは教育の持つロマンチックなイメージを払拭して、否定的に用いる。教育なしで人は知識や技術を習得しうるのにわざわざ教育化する意味は何か。第三は経済性。これは業界や学会の利害関係や地位ヒエラルキーの問題を含む。第四はシャドウ・

ワーク。個人の立場で見れば、資格取得過程に準備の費用がかさみ、依存心も増し、しかもこれが捨て石となる可能性が濃いが、成就感や資格アイデンティティを得るという面もある。

この節では第一の観点、資格のギルド性をみておきたい。ギルドとは中世ヨーロッパの同業組合であるが、同業者の共存共栄を計る規約をもち、監督維持機能をもって組合員の質の管理をし、親方・職人・徒弟等の職能ヒエラルキーを作り、自由競争や個人的な動きを制限または禁止する。そしてさらに、市政への発言権をめぐって、ギルド同士の対立抗争（歴史的にも商人ギルドとツンフトギルドの抗争があった）がある。

資格の世界は中世ギルドに酷似している。その職種内で共存共栄を計り、規約をもち、有資格者の質を高め、職種内ヒエラルキーを作り、無資格者の市場参入を阻止し、政治的発言権を強めつつ、似通った資格どうしで、その権威と権力性を競いあっている。

資格をギルド性の観点から分類すると、(1)独占資格＝これは医師や弁護士等に代表される資格で、有資格者のみが仕事ができるというもの。(2)必要資格＝これは建築士・危険物取扱主任等で、建築事務所なりガソリンスタンド等で有資格者の人数が法的に規定されているもの。(3)認定資格＝情報処理技術者・健康運動指導士等で、何の権限もないが、実力向上を目指して設けられているというもの。(3)から(2)、(2)から(1)になるほど、職業上の独占と排他性が強くなるが、縄張り意識となると(1)から(3)まで、全てに共通している。

資格を巡って官庁や業界や学会で、権威と権力の争奪戦が展開されている。前節で消費生活に関する同じような資格「消費生活コンサルタント」・「消費生活相談員」・「消費生活アドバイザー」が消費者協会や経企庁や通産省から出されているのを見た。また、スポーツに関して「社会体育指導者」「スポーツプログラマー」・「健康運動指導士」・「ヘルスケアトレーナー」が文部省や厚生省や労働省から出されているのも見た。資格を取る側からすれば、どれも同じように見えて迷ってしまう。

同じ内容ならどれか一本に絞ればよいと思う。だが、文部省が厚生省に働きかけ「社会体育指導者」と「健康運動指導士」を一本化しようと申し出ることはまずないであろう。縦割り行政の体質は変わらないし、天下り先も減ることだし、官僚の縄張りが減ることを官僚がするはずがない。それに「資格を作ることはいいことだ」と思われていて、「いいことして、何が悪い」と各省庁が言い張ることが予想される。そして、お互いに「こちらの資格の方が権威がある」と言い張るに違いない。

その他、似通った資格に「ファッションカラーコーデネイター」と「カラーコーディネイター」がある。前者は社団法人全国服飾教育者連盟が、後者は日本色彩研究所・日本流行色協会・カラーコーディネイター協会の3者が認定機関となっている。古い検定資格に簿記検定があるが、日本商工会議所と全国計理士組合と全国商業高校協会の三者が別々に行っている。こうした例を数え上げればきりがない。

公的機関の依頼を受けて地価公示等の業務をする「不動産鑑定士」（１１１号）は独占資格であり、その権威は司法試験や公認会計士にも匹敵するという。毎年２０００人もの受験者がいるが、合格者は９０年度でわずかに１７２人だったという。二次試験の合格後に２年以上の実務経験を経て不動産鑑定士補となり、さらにその後に社団法人日本不動産鑑定協会の実務補習を一年以上受けることが義務付けられている。つまり、合格者が協会に縛りつけられるシステムがあるのだ。

通産省の認定で「インテリアコーディネーター」という資格がある。これは家具とか証明器具等のインテリアエレメントの選択や構成のアドバイスをするもので、いわば販売の方に重点が置かれている。それに対して、建設省の認定で「インテリアプランナー」という資格があり、インテリアの設計・イメージ企画や工事監督等のハード面を担当する。両者とも認定資格ではあるが、合格後に一定の義務が課せられている。前者はインテリア産業協会に、後者は建築技術教育普及センターに登録申請が義務付けられている（上記2資

格113号）。

心理関係の場合、業界の代わりに学会が絡んでいる。日本カウンセリング学会と日本催眠医学心理学会と日本バイオフィードバック学会がそれぞれ技術認定制度を発足させようとして準備中だという。そして、「臨床心理士」がある。文部省と心理臨床学会、厚生省と臨床心理学会の多数派が結びつき、互いに「ギルド」的覇権を争っている。双方とも権威と権力を増そうとする動きが見られるが、ことはそう単純ではなさそうである。心臨＝文部省派が大学院卒の学歴を、臨心＝厚生省派が学部卒の学歴をそれぞれ資格取得の要件にしている。権威を増すには、大学院卒の方がよさそうだのに、臨心＝厚生省派が学部卒を要件にした。それは職務上の地位ヒエラルキーと絡むので、資格の経済性の所で論じたい。

要するに、官庁と業界と学会の3者の絡む資格ギルド同士が競合関係にあることが見えてくる。資格を発行する協会やセンターは、出来れば独占資格の地位を得たいし、必要資格に格上げしたいと思っている。しかし、認定資格のままでも、業界や市場の中で独占性と排他性をもっていて、それなりに充分なギルド性を備えているのだ。その独占性や排他性がどれほど効力があるかは、資格付与機関の権威の多寡による。権威は一般の顧客が作り、その権威を背景に、法的な排他性をもった時、独占資格のような権力にもなる。

3．教育化

技能や知識を習得するのに、自分で学んだり先輩から教わればいいのに、教育では、教える専門家である教師に教わる。試行錯誤で覚える方が身につくのに、教育では、他人が作ったカリキュラムの順序に従って覚える。仲間と一緒に物を作ることが多いのに、教育では、個人業績を評価する。現実には何をどこで覚えたか分からない内にものごとを覚えるのに、教育では、時間と空間を限定する。教育とはおかしな営みである。

この不自然さは、資格を付与することから生じている。先の論文で、教育を「資格をもった教師が、生徒に資格を与える営み」と定義したのはそのためである。この定義で教育の不自然さが明確になる。資格付与のためにさらに三つの手続きが必要になってくる。対象化と測定化とカリキュラム化である。

対象化とは、人を生徒にすることである。だから、生徒化と称してもよい。何かの資格を得ようとすれば、まず生徒にならざるを得ない。実務経験だけが資格取得の要件なら、生徒にならずに済むのだが、概ね、実務は付帯条件に過ぎない。現在のようなサービス社会では、若者にたっぷりモラトリアムが与えられる。この期間中に「生徒になれ」と強制される。モラトリアムとは立ち止まってゆっくり考えたり、旅をしたり、家を出て働いたり、その間に自分を見つめられるとよいのだが、教育に囚われた大人たちに囲まれていると、とたんに生徒にされてしまう。

若者自身の側にも問題がある。サービス社会の中で、他人からのサービスを受けながら暮らしていると、なかなか生産の側に身をおこうとしなくなる。サービス受容者からサービス提供者へのハビトゥスの転換（心と生活態度の入替え。宗教上の改宗に似ている）がうまくいかない。そこで教育の対象にされてしまう。「何か、資格を取ってきなさい」と親が言うとき、それは「心を入れ換えてきなさい」という意味に受け取るべきだ。

ここに一つの新しい情報がある。朝日新聞（1992年7月30日）によれば、文部省が社会教育主事や司書や学芸員の資格要件から、四年制大学卒業の規定を取る方向で検討しはじめたという。学歴よりも、ボランティア活動や社会経験や実務経験、それに公民館活動をしてきた者に、上記の資格を与える道を開こうというのだ。ただ、高卒でなければならない。大卒要件を取り払っても、高卒程度とする点が歯がゆいが、それにしても、これは画期的なことである。まだ構想の段階で、実現するかどうかは分からないが、文部官僚の中で、学歴偏重の風潮に終止符を打とうとする具体策が出てきたことが画期的である。

本来、学歴が就職の条件になっているのはおかし

い。企業や官庁が人を採用する時、その事業所独自の選択眼があれば良いはずで、余所で評価された結果を見る必要はない。学歴条件の緩和は高学歴者も受験可能なのだから、結局受験者の範囲を拡げることになる。ことばを変えれば、対象の拡大ということになり、その資格の権威が逆に増すかも知れないのだ。文部省は恐らくそれを狙っているのであろう。

確かに、学歴資格を軽くみて、ボランティアや社会経験を重視するのは歓迎すべきことである。だが、気をつけねばならないのは、これで若者たちの対象化をやめるわけではない。学歴に代わる資格を考え、その上で、学歴要件を緩和したに過ぎない。学歴の代わりに職業資格を取れというのは、受ける側からすれば、あまり変わった感じがしない。ボランティアをしていて、その結果職に就けるのと、資格取得の要件だからというので、ボランティアをするのとは大いに違う。後者はしっかり対象化されているからだ。

今は学歴資格がインフレ気味で、その価値が減少しつつある。大学生はダブルスクーリングで、在学中に職業資格や検定を取る者が多い。ブランド価値のある有名大学以外の単なる大卒資格はそろそろ形骸化しつつある。その時、学歴に代わって、職業資格が充満した社会がやってくる。今の若者たちは、体験に飢えているが、職業資格を得るため、また別の教育を受けねばならないとしたら、体験を積む機会が損なわれる。体験を条件にした職業資格が増えても、条件とされた体験はまがいものであって体験そのものとはちがう。数的に序列化され、評価の対象とされている体験だからだ。結局、今ある学歴主義となんら変わりがないことになる。

そこで、測定化の問題がでてくる。人間の能力を漠然と評価することは昔からあった。この場合の評価は単なる評判に近く、漠然ということばの方に重みがある。それでも仕事をする能力が分かり、本人に威信や尊厳もあり、細かい数的な評価がなくとも、何の支障もなかった。だが近代に始まった教育評価は能力を細分化し、部分能力を問うことになる。労働の質の均一化が図られ、作業の分節化やユニット化が進められる。これは分業の結果出てきたものだ。人間能力は全体としてあり部分的能力も全体と連動してあるのに、これを数量化して測定しようとするところに無理がある。

テストが出回り始めた頃は、する方もされる方も、その限界性を承知で使っていたものである。だが、教育全盛時代に入ると、テストがあたかも人格の全てを評価する「神のワザ」のように扱われだす。偏差値批判の声は高いのに、偏差値信仰はそれを上回る勢いを示している。今、学歴の比重がやや低くなってきたとはいえ、これから始まる新資格社会では、学歴に代わる職業資格で、またまた人間能力を測定している。

「技能士」という資格がある。これは高度経済成長の始まりのころ、１９５９年の職業能力開発促進法に基づいて実施されたもので、その当時は５種類しかなかった。現在は１３３種類になり、３０年間でなんと１６倍の増え方である。建築関係だけでも、大工・佐官・配管・浴槽設備・煉瓦製作・レンガ積み・葺・畳製作・築炉・ブロック・ＡＬＣパネル・タイル・枠組み壁・コンクリート圧送施工・防水施工・樹脂接着剤・内装仕上げ・スレート・熱絶縁・カーテンウォール・サンシ・バルコニー・ガラス等々とある。（１１２号）

多くはいわゆる職人さんの仕事で、認定資格なので、なくともかまわないし、むしろ資格なしに仕事に就いている人の方が多い。これらの職業では、現場で経験を積む修業や見習いが一般的なのに、資格化が進んだのである。これをみると、測定することそのもののために資格ができたとしか考えられない。自分の技能がどの程度であるかを知ろうとし、資格を得て誇りをもとうとする。

誇りについては何も非難することはない。だが、測定しても、測定仕切れない部分があることも、また確かなことだ。昔の職人芸に見られた勘やコツの微妙な味は、数的評価になじまない。またそれを人に教えようとして教えられるものでもない。やはり、修業の積み重ねの中から、自分で体得する以外に手がない。こう考えると、測定化が進むということは、職人芸が分

からない人々が増えたか、あるいは、自分の目で真価を確かめず、他者の評価を気にする、依存心の強い他人志向型の人が増えたからに違いない。これは消費社会の性格からくると思われる。

次にカリキュラムの問題を考えたい。先にも示したとおり、カリキュラム化は知識や技能を習得するのに一つの方法に過ぎなく、それも極不自然な方法である。現実の出来事の中で、体験しながら、人と接しながら、生活の中で学べばよいのに、そうした状況がなくなりつつある。世はシュミレーション社会となり実感や体験の著しく欠けた時代である。今は「教えられるべき内容」の範囲を決め、難易度別に配列し、時間の区切りを設定し、順序よく教えられていくのが当然と思い込んでいる。

カリキュラムは専門家によって作られる。彼らは「科学性・中立性・客観性」を唱え、「カリキュラムは普遍」という印象を与えようとする。だが学ぶ側からすれば、本来個人の要求からでた学習内容とは違う筈で、フィットしない方があたりまえである。でも、うまく習得できないと、自分が悪いのではないかと思ってしまう。無論、他者の作ったカリキュラムをこなすことに長けた人もいる。その人は教育されることに向いているが、それこそ特殊といわねばならない。

今英検がブームであるという。文部省の認定検定なので、権威もあるといわれる。毎年数十万人が受験して、会場も３００カ所近く用意される。正式には「実用英語技能検定」というが、学校英語がはなはだしく実用から離れていたので、これを補うものとして人気が出た。つまり、学校英語のカリキュラムと英検のそれは実用性の面で違うはずだ。（外語関係の資格は１１５～１１９号）

学校英語に対する批判は昔からある。文法中心で、暗記主義で、難解な単語や複雑な構文を使う。そして十数年も英語を教えられながら、日常の会話すら満足にできない。そうした批判に応えて英検が始まったのだが、果たして改革になっているか。英検の問題集は書店ですぐに見れるが、筆記試験は学校英語となんら変わりがない。ただ学校英語にヒアリングとスピーチをくっつけたようなものになっている。そして英検受験用の「傾向と対策」まである。これでは学校英語や受験英語となんら変わりがない。では、英検の問題内容をさらに改革し充実すれば、ことは解決するのだろうか。そうではなかろう。

ＴＯＥＦＬというアメリカの大学留学生用のテストがある。この試験も権威のあるもので、８００点が最高点になっているが、偏差値で示されるのでトータルスコア６７７点が最高点だという。並みの人では６００点以上は取れないという。ところで、「日本人の英語の改造講座」（ケリー伊藤著、ＪＩＣＣ出版）という本の中で、ＴＯＥＦＬスコア６５０点の人がいて、著者が英文を書かせたところ「悲惨なものだった」と書かれている（１１６号）。「マークシート方式の採点だから、ライティング力が評価の対象にされなかったのであろう」と伊藤氏はいうのだが、これも、テストの形式や内容を変えて済む問題と違うような気がする。

要するに、学校英語も受験英語も、英検やＴＯＥＦＬも、すべてテスト英語であることに問題があるのではないか。英語を使って貿易の仕事をしている人や、英語の世界で生活している人から見れば、テスト英語の欠点が見えてしまう。どれほど整備され完成されたカリキュラムであろうと、人工的に作られた教育プログラムには限界がある。その限界を認識する方が、テストの内容批判をするより意味があるのではないか。

人は教育を前提にものを考える癖がついてしまった。一度近代のスタート地点に戻ってみて、教育を疑い、テストを疑い、カリキュラムを疑う必要がある。つまり、教育のパラダイム（思考の枠）そのものを変えねばならない時代に来ているのではないか。教育パラダイムに囚われているかぎり、テスト万能の時代はなくならないし、資格の示す偽りの実力を信奉し続けることになる。

4．資格と経済

先の論文では「資格の値段」を考察した。現在の時

点では、大型資格を除いて、資格の市場価値は定まってはおらず、企業が有資格者を採用するのは、仕事上の効用からではなく、資格を取った自己教育力と、企業への忠誠心を評価したからだと述べた。つまり、資格のシンボル価値が重視されていると見たのだが、シンボルだけのために、どうしてこのように資格が増え続けるのか。

ここで、新資格が日本の労働市場でどのような役割を果たすかを予測しておきたい。そのために、日本における労働市場の特徴を外国との比較で見ておく必要がある。これを一口にいえば、日本的経営ということになる。日本的経営の内容については、山田潤氏に特別の教示を受けた。彼は現在大阪の定時制工業高校の教師をしているが、二十年以上も前から、労働と学校との関係に興味をもち、その道の研究会に参加したり論文を書いたりしている。また日本やイギリスの工場を実際に見てきており、『ハマータウンの野郎ども』（筑摩書房刊）『大英帝国の子どもたち』（柘植書房刊）等の訳者でもある。

高度成長期よりこの不況期に至るまで、日本は貿易収支の黒字を続け、欧米との貿易摩擦をおこすほどになっている。このように日本企業の国際競争力が強いのは、日本的経営に由来するといわれる。日本的経営の特徴を整理すれば以下の通りである。

(1)賃金の細分格差があること。日本的雇用の特徴は年功序列と終身雇用だが、賃金は職能給や出来高払いが少なく、欧米人には理解できないほどの複雑な給与体系をもって、細かい格差がつけられている。

(2)人事考課と査定の細かさ。賃金の細分格差は査定のきめ細かさに基づいている。人事考課や査定は当たり前と思っている日本人には理解できないが、イギリスのブルーカラーなどでは査定がない。ユニオン労組の強い国では、労組が就業権までにぎっていて、いわゆる「同一労働・同一賃金」の原則を企業側に守らせている。

(3)チームワーク。特に欧米人が日本の企業を見てこの特徴を上げるという。欧米では職種の細分化があり、例えば自動車会社のGMでは５００種類もの職種に分かれ、独立性が強く、それぞれに職務給が支払われる。それに対して日本では、職場で一人の従業員が様々な職種をローテーションで経験し、例えば１０人が班を作れば、一人が欠けても後の９人の誰しも仕事を補い合えるという。１０人が全体の責任をとる集団責任体制がある。

(4)ＪＩＴ方式。トヨタ自工で始めたもので、コンピューターを用いてあらゆるムダを省いた工程管理。これほど緻密な管理がなぜ日本でできるのかと、欧米の労働界の人は不思議に思うという。イギリスの工場では、ラインの切れ目があり、部品の在庫の山が見られたりするが、日本ではありえない。また、ＮＣ旋盤等の新しい機器を導入した場合、イギリス等では、プログラマーの組合と工作機械の組合のどちらがこれを扱うかを巡って抗争があり、結局何年も使われないで放置されていることもあるという。日本ではスムーズに新機械が使われ始める体質がある。

(5)男子正社員中心のピラミッド型職制。例えばトヨタ自工で６万人の労働者の工場があれば、同じ量の製品を造るのに、GMでは６０万人の労働者を必要とする。日本は下請け・孫請け会社を持つ二重構造があり、臨時工や派遣労働者等の外部労働に依存する度合いが強く、正社員は少なくてすむ。欧米では身分制が強くて、ピラミッドの切れ目があり、階層によって上には上がれない。だが、日本の正社員の昇進の道は青天井で、だれしもトップに上がれる可能性がある。

こうした性質をもつ日本の企業で、新資格がどのように浸透していくのだろうか。(1)の賃金細分格差に関して、これは資格や検定の等級がそのまま使われるのではないか。学歴や年齢を基準にするだけでは、大雑把過ぎてそれほど細かい格差がつけ難い。個人を分断して、しかも労働者に分断を意識させないようにすることが経営のコツであるとすれば、資格の等級が打って付けである。仕事の出来具合や生産量の多寡が明確に区別できる場合は、人々の納得いく賃金格差が示せるだろうが、それができない職場で、資格が重宝がられるにちがいない。

と同時に(2)の査定についても、査定の資料を提供す

るのに、資格や検定が使われる可能性がある。資格を取ろうと努力したり、検定試験を受けようとする姿勢そのものが評価されるのだ。資格や検定は企業内のものであろうが、外部のものであろうがかまわない。資格や検定への努力や姿勢が企業への忠誠心を示すからだ。

ただし、(3)のチームワークについては、資格の性格と合わない。チーム・ワークは資格の浸透を阻む要因となる。もし、有資格者が独自の専門性と仕事能力を持ち、その専門性と能力をひけらかしながら職場に現れたら、一斉にはじき出すにちがいない。

かって、東京都で学校カウンセラーを全校に配置しようと計画したことがある。現実に幾つかの学校でそれが実現した。だが長続きせず、現在ではほんの2・3校に残っているに過ぎない。カウンセラーなる専門職を教員がなんとなく毛嫌いして、はじき出したからである。生活指導や生徒相談は教員のチームワークでやる習慣があったからだ。

幸か不幸か、有資格者の現場での仕事能力は不確かなものが多い。資格があっても現場での実力がない者がいて、現場の実力があって資格のない者がいる。つまり、資格取得能力と仕事能力との間に、一定の乖離がある。だから、資格ブームでありながら、資格が意外に職場に浸透していないという実情もあるのだ。これが逆に、日本的経営にとっては好都合ではないか。賃金細分と査定資料に資格を用いても、伝統的チームワークにヒビがはいらないからだ。

この節の冒頭に、先の論文の仮説を紹介しながら、資格のシンボル価値を強調したが、これが(4)のＪＩＴとも関係する。ＪＩＴ方式が日本で可能なのは、日本人が時間に正確で緻密なムダのない仕事ができるという粘着体質があるからだが、それ以上に、企業への忠誠心と従順さの現れとみる方が当たっているだろう。とすれば、今後とも資格は忠誠心や従順さを計る物差しとしての役割を担わされるであろう。こうして企業の意図に充分に応えるうるからこそ、現在、資格が増え続けているのではないだろうか。

(5)の職制ヒエラルキーは、資格を加えてどう変わるのだろうか。ここでは、シンボルとしてではなく、有資格者の仕事能力そのものを使い始めるだろう。ただし、いわゆるチームの仲間としてではなく、よそ者として、臨時工や社外工と同じ身分で雇用される。切捨て可能な状態におき、男子正社員ヒエラルキーの各身分に応じて、仕事の補助的地位を、一時的に与えられる。こうすれば、二重構造が手づかずに温存できる。

そのイメージを図に書けば、下記のようなものになる。Aが男子正社員でピラミッド型になっている。その稜線に付着するようにBの有資格者がいて、A層の上から下までそれぞれの仕事の補助をする。下のC層は無資格者の群れで、パート・バイト・外国人労働者が当てられる。Aはキャリア組で学歴資格（正確には学校歴）がまだ有効な層であるが、そのピラミッドの頂点はますます鋭角になり痩せ細り、その細った部分を補うのが、Bの新資格層である。また、技術革新の結果、仕事の単純化や無機質化が進むので、Cの無資格層も拡大していく。BもCもともに正社員の枠の外にある。

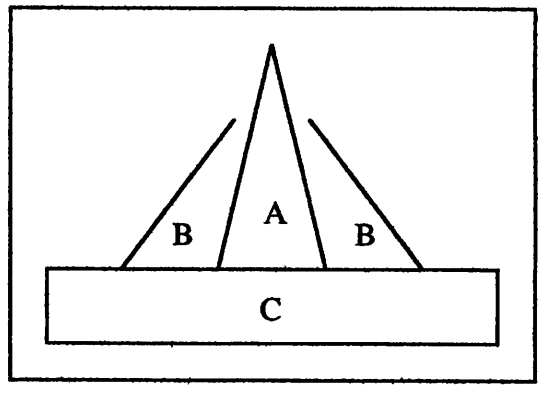

ここでやや複雑な問題がある。A層で資格が奨励される場合があるが、これは恐らくシンボル価値のみで、仕事への有効性はあまり問われない。これに対して、B層は資格の有効性、つまり仕事能力そのものが問われ、現実に仕事が出来なければならない。ただしB層はあくまで部外者であって、身分上は不安定のままである。このように、新資格も二重構造的に使い分けられるのではないか。

ついでにいえば、臨床心理士の場合、文部省派のそ

れはB層で、厚生省派のそれはA層の、それも下位の位置を与えられる、との予測が可能である。いずれにせよ資格の創出にあたって、二重構造とチームワークとＪＩＴ体質は温存されたまま、新規採用と人事考課や査定の要件として、巧みに使い分けられるに違いない。

結局、新資格が導入されても、日本的経営は安泰である。この予測は杞憂であろうか。山田潤氏によれば、労働者が安心して働けるには、３つの要素がいるという。第一に、雇用保証。就職差別をされないことと、簡単に首を切られないことだ。第二に、職場での発言権と仕事の裁量権。イニシャティブをもって働いているかどうか。第三に、尊厳と威信の問題。自分の存在と自分の仕事に誇りが持てるかどうか。

資格が増えても、日本的経営が安泰であれば、上記の三つの要素は無視される。結局、資格の浸透は労働の安心につながらない。労働者に日本的経営そのものを揺るがす力があれば、資格もさほど怖くはなかろうが、これまでに見てきたように、資格は人々の生活のあらゆる面で分断を強いる性格がある。ヴァナキュラー領域の侵犯、人間能力の測定と細分化、労働の部品化、信用の失墜と依存心の助長、修業のカリキュラム化、共同性の個人業績化等々。やはり資格化の方向は危険極まりないものに思える。

評論家の佐高信氏は「社富貧貧」（会社が富み、社員は貧乏）、「官太民細」（官庁が太り、民は細い）ということばで日本の現状を評している。まさにこの標語のとうりだと思う。資格を論ずる場合、この現状を変えうるかどうかという観点から見ておかねばならない。今のところ、資格は「社富官太」の方向に利用される公算が強い。

5．シャドウ・ワーク

多くの若者たちが目的を持ちかねている。「こういう仕事がしたい」という具体的な目的がないので、当面の、さしあたりの目的を持とうとする。これを仮目的と名付ける。そして、何かをやってみて「これはダメ」「あれも向いてない」などと打ち消していく。これを消去法的自分捜しと名付ける。学校へ通うことは仮目的だが、今や、職業資格を取ろうとすることも仮目的であり、両者とも消去法的自分捜しの一つの手段になっている。

消去法的自分捜しの過程でシャドウ・ワークを強いられることになる。そこには三つのマイナス面がある。第一は専門性の消費。仕事に就く準備ということで、専門家の顧客となり、過度の労力や時間や費用がかかる。その分、専門家や資格産業の方は儲かることになる。第二は逆生産性。教育されている内に目的とは逆の現象が現れ、依存心が強くなり勉強嫌いになる。第三は捨て石。資格をとる過程で脱落したり、資格をとっても、資格インフレ等のため、その分野で就労できなかったり、資格をとってその分野に就労しても、資格取得過程で勉強した内容が現場で役に立たなかったりする。

宅地建物取引主任者、いわゆる宅建受験ブームがあった。１９８５年の受験者は１０万人だったが、１９９０年には３４万人にふくれあがった。地価暴騰のため、不動産取引のうま味が感じられたからだ。政府は１９８８年に法改正をし、それまで事業所の従業員１０人に１人という割合で有資格者を置くことになっていたのを、５人に１人にした。つまり資格需要を人為的（政治的）に倍増したわけだ。現在、宅建受験の講座や模擬試験は１０００以上、受験参考書は数百点以上もあるという（１０９号）。３５万人が、それぞれ受験のために１万円の費用をかけたとすれば、３５億円の市場ができるから業者が群がるのも当然といえる。

ところがバブル経済がみごとにはじけ、地価騰貴は収まってきた。それでも１９９１年の受験者は２８万人もあり、１９８５年の３倍弱もあって、政府が資格需要の倍増政策があっても、供給過多の資格インフレ現象が起きている。資格市場の需給バランスが崩れても、そう簡単に資格産業が後戻りするわけがなく、受験生を煽りたてている。個人の側からすれば、仮目的を見つけることに比重がおかれていれば、資格の需給

バランスをみる余裕もなく、将来役に立たなくなりそうな、あるいは価値が半減しそうな資格にも手を出すことが大いにありうる。資格業界や専門家に貢ぎつつ、捨て石となる公算が大きい資格である。

ワープロ検定についても資格価値の低下が予想されている。ワープロ人口が増えるに従い、誰でもワープロぐらいは使えるようになり、資格があまり意味をもたなくなることが予想されるからだ。今後とも、ワープロはより簡単な操作を目指して改善されていくだろうし、さらに、将来的にはキーボード入力以外の入力が可能になる。音声入力やＯＣＤといった文字読み取り装置の精度がアップすれば、キーボード入力が廃れることも考えられる。そうなれば、資格価値はさらに小さくなる（１０８号）。一方で個人にとっては、キーボード入力は訓練によって、技量が何段階も伸びていくので、仮目的としての魅力がある。やはり捨て石になる可能性が高い。

人材派遣業界の中山千代美氏（株式会社アルファスター、人材サービス部係長）の話によれば、現在の実力（一定時間内のワード数入力能力）を社内規定でランク付けし、時給を設定しているという。ペーパー資格よりも即戦力が要求されるので、経験５年といった実力の方が重視されるという。派遣労働者に対しては、資格があればあったでいいが、それ以上に実力がものをいう（１０６号）。こうなると、派遣労働を希望する者にとって、専門学校に通いワープロ検定の級を上げておくより、早めに仕事に就いて、経理の経験でも積んでおいた方がよいということになる。

プログラマーについても将来の予想が難しい。中山氏の話によれば、有資格者の派遣単価は高いという。だが「プログラマーの受注自体は毎月毎月残っている状況です。企業は欲しがっているんだけれど、人がうまらないんですね。しかし、だからといって、情報処理技術者試験に合格しているから、そのまま派遣できるかといえば、そうもいきません。企業側から特定のプログラム言語を指定してきますし、また実務経験がないと実際のプログラムは組めないわけですし」という。結局資格がなくとも実務経験があればいいし、資格があっても実務経験がなければダメだという。とすれば、この分野での資格は一体何のためにあるのだろう。

そしてまた技術革新の問題が絡む。プログラムの自動化や省力化が進み、質的に単純化すればプログラマーという職種そのものが問われることになる。財団法人日本情報処理開発協会情報処理技術者試験センターの総務部企画課主任である高波弘能氏は「ソフトウェア技術者が不足している状態というのは今後も続くと思います。しかし、プログラムの仕事に関しては、最近はいいツールがでてきていますから、かなり自動化・省力化されていくんではないかと考えられます。質的に単純化できたり、反復処理を行ったりという部分の仕事は自動化が進むでしょう。しかし一方で、開発するシステムが複雑化していますから、各専門分野に強い技術者が必要とされていくんでしょうね。」と語る（１０８号）。

これを要約すれば、情報処理のソフトの分野で、下位の仕事は機械化や単純化やマニュアル化が進み、これといった技術者は要らなくなるが、上位の技術者は益々専門分野に強く、しかも総合的視野をもった人材が必要になるということだ。ここでは技術以外の企画力とかプロジェクト進行中の人間関係の処理とか、管理能力まで問われてくる。やはり二極分化の現象が起こっている。そうすると、現在細かく分けられている技術者資格試験の区分の仕方そのものも変えられる可能性がある。いずれにせよ、中下級技術者の将来性は不安定なままであり、その資格の価値も不安定といわざるをえず、ここでも捨て石になる可能性を秘めている。

その他、サーチャー＝データーベース検索技術者等、職業として未確立のもので、資格だけが動きだしている分野があったりする。そして、土木・建築・電機の分野でのＣＡＤ＝コンピューター支援デザイン、出版・編集・デザインでのＣＧ＝コンピューターグラフィックス、書籍や雑誌の電子編集に係わるＤＴＰ＝デスクトップ・パブリッシング等、実用化が進んでいるにも係わらず資格化されていない分野がある（１０

8号）。これは「メーカーが作った特定のソフトであるから、普遍や一般を求める国家的規模での資格認定には不向き」との理由が語られている。だが一方、資格に馴染まない分野での資格化がどんどん進められているのだから、個人の側からすれば混乱してしまう。

これまでに見てきたように、弁護士とか医師などの上級資格を除いて、中級以下の資格は実に危うい存在である。やはり、当初の仮説に従い、シャドウ・ワークとしての負の側面に着目しつつ、眉に唾をつけつつ見ていかねばならない。この論文で資料として引用してきた「企業が求める資格マップ」の著者瀬川氏も、2年余の連載を終えるに際して、次のように述べている。

「もっとも強く感じたのは、資格が『空洞化する学校教育』『空洞化する労働現場』の“空洞”を埋める役割を果たしているということだ。空洞と化した現実のなかに、われわれは必死で資格という仮目的をつくり、その空虚を埋めようとしているのではないか。もちろん、ほんとうに資格を整備する必要のある職業や職場もあるだろう。しかし、そうでないものが今のように氾濫している状況には疑問を感じざるを得ない。空洞を消そうとおとなたちが必死になっている間に若者たちの心に大きな空洞がぽっかりと広がることになるのではないか。そのことが心配だ」

瀬川氏が空洞と述べたのは、学校教育と労働現場だが、空洞化しつつあるのは学校教育ばかりでなく、生涯学習を含む教育全体でもある。この表現も必ずしも正確ではない。元々、教育という営み自体が空洞そのものであり、教育はその必然の帰結として資格を作りだすからだ。そして「空洞化する労働現場」とは、労働の単純化や下請け化が進み、裁量権のない仕事が増え、労働者の威信が損なわれている現実を指しているのであろう。

いずれにせよ、急速に変容しつつある消費社会の現実が背景にある。目的不明のまま、より「高度」な商品の開発とサービスの「向上」を目指す今の社会が問われなければならない。資格問題の責任は行政や企業ばかりにあるのではなく、新商品を求め、さらなるサービスを要求し、依存心と他律化を強める庶民の側にもある。虚業と虚用は対の現象である。ことは産業と社会の有り方全体に関係がある。われわれは資格問題を通して、自分の足元をも見つめなくてはならない時点に立たされているのではないか。

自己教育力とカウンセリング（1）
―学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション―

中島浩籌（高校非常勤講師）

1　はじめに

1989年以来、私は『臨床心理学研究』誌上で4回にわたり「学校カウンセリグの問題設定と教育的コミュニケーション」について書いてきた(1)。後2、3回で結論部分までいくつもりだったのだが、1991年の総会において思わぬ事態が起きてしまった。臨床心理学会がカウンセラーの資格を求め、「良きカウンセリング」を求める方向性をとったのである。それで、私の論文を同学会誌上で続けていくことは困難になってきた。

私の論文は、学校カウンセリングの導入が現在学校内で起こっている問題を解決することはなく、管理的な教育状況を改善することもないことを指摘し、カウンセリングに対する期待を批判することをねらいとしている。だとするならば、臨床心理学会がとった方針とは大きく食い違ってしまう。そのため、1年以上にわたって、この論文は中断することになってしまった。

現在、臨床心理学会の新しい方針に反対する人たちが社会臨床学会という新学会を造ろうとしている。あくまでもカウンセラーの資格化に反対し、カウンセリングそのものを問題視していこうとする学会である。その学会の中でこそ、私の論文の問題意識は受け止めてもらえる可能性がある。そう私は思っている。

そういうわけで中断した論文を再開しようと思うのだが、前の4回目の論文を書いてから既に1年半も経ってしまった。

「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション」を書きはじめてからは3年半にもなる。その間に私自身の問題意識も変わってきているし、学校をとりまく状況も変化している。その変化を無視して、このまま同じ問題意識、同じテーマで続けていては、現在の問題を大きく取り逃がしてしまうだろう。そこで、「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション」という論文をそのまま書き続けるのではなく、新たな形で展開していくつもりである。

従ってこの論文は新たな形で連載していく（といっても3、4回だけのものだが）ものの序文といった形になるだろう。ただ、前のものの延長線上に展開していく予定であるので、続きといった側面ももっている。両面のつながり部分を書いていくのが当論文のねらいである。

但し、当学会誌の読者は臨床心理学会の読者と全てつながっているわけではない。新たな会員も多いと聞く。そこで、今までに展開してきたことのまとめもかなり詳しくしていかなければならないだろう。

「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション」を書き出した頃は、学校カウンセリングの問題を分析することを通して、臨時教育審議会が打ち出した「個性重視の教育」の問題にせまるというのが私の一つの意図であった。その時も、カウンセリングは「個性重視の教育」と結び付いているということには気がついていたのだが、基本的には「いじめ」や「登校拒否」といった学校で噴出してきた“問題”に対症療法的に対応するために導入されようとしているのだというイメージで考えてきた。

確かに、学校カウンセリング導入はそういう側面を持っているといえるだろう。学校内に起こる様々な問題に対応すべくあわてて持ち出されたものではある。しかし、様々な政府刊行物・審議会答申・新指導要領

等を読んでいくと、もっと積極的なものであり、今後の教育改革の方向と密接に結び付いたものであると考えざるをえない。単なる応急処置ではなく、新たな教育方針の中に位置づけられたものであるのだ。

近年様々なところで生涯教育が推奨されている。文部省もこの路線をとっていることは周知の事実である。また、生涯教育という視点の下に自己教育力や学ぶ意欲の形成を学校に求める傾向が強まってきている。つまり、生涯教育を成り立たせるためには、一生学び続けるような意欲をつくっておかなければならず、そのための自己教育力を高めておかなければならないのである。

自己教育力は文部省の中央教育審議会が持ち出した言葉である。では、自己教育力とはなにか。中央教育審議会は「自己教育力とは、主体的に学ぶ意欲、態度、能力などをいう」(2)と定義している。その自己教育力は、生涯教育にとって不可欠のものである。臨時教育審議会によれば、「初等中等教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎的・基本的な内容の修得の徹底を図るとともに、社会の変化や発展のなかで自らが主体的に学ぶ意志、態度、能力等の自己教育力の育成を図る。」(3)

このように、一生主体的に学んでいく意欲・力を形成する機能を学校に求めるとするならば、今までのような管理的、知識注入的な教育を変えていかなければならない。「なんでもいいから、こう覚えろ」といった授業や、「おまえの言い分も分かるが、だめなものはだめなんだ」といった生徒指導では主体的な意欲など育ちはしない。生徒のやる気を引き出すような授業、生徒が直面している問題や苦しみを自ら解決していけるように温かく見守っていくような生徒指導でなければならないのだ。そこで、カウンセリング・マインドや共感的態度が重視されてくるのである。従って、臨時教育審議会の答申や文部省が出す各種の出版物にもカウンセリングやカウンセリング・マインドといった言葉が踊ることになる。

自己教育という言葉は、自己実現というもともと臨床心理学でよく使われていた言葉と親和性を持っている。ほとんど同じといってもいいのではないか。そのこともあって、このところ河合隼雄をはじめとしてカウンセラーの教育論が多く出版され、文部省の教育政策にも影響を与えているようである。

そのような諸々の事柄を見てみると、カウンセリングあるいはカウンセリング・マインドは臨時教育審議会や文部省が唱える新しい教育の方向性と深く結び付いているといわざるをえない。自己教育力を高めるためにはカウンセラー的教師こそ望ましいという人たちもでてきているのだ。カウンセリング導入問題は生涯教育路線にはっきりと位置づけられているのである(4)。

こう考えてみると、今までのように、「カウンセリングやカウンセリング・マインドの導入は学校内の様々な問題を本当に解決できるのだろうか」とか、「いや、こんな対応策ではなにも解決できはしない」と言っていてもだめなのではないだろうか。カウンセリング導入を単なる対応策としてだけ考えるのではなく、「カウンセリングと結び付く教育とはなにか」「カウンセリング導入やカウンセリング・マインドの浸透はどんな狙いをもっているのか、それによって打ち立てようとする教育とは何か、コミュニケーションとは何か」「そのことはどのような問題をはらんでいるのか」といった視点も入れていかなければならない。

従って、教育といった広い視野からこの問題を捉え直していこうと私は思っている。どこまで核心に迫っていけるかわからないが、こういった視点にたって、今まで展開してきた議論を新たな形で展開していこうと思う。

具体的には、「学校カウンセリングと生涯教育」「カウンセリング・マインドと学び・育ち・教育」「共感的・対等的コミュニケーションと教育的コミュニケーション」といったことをこのシリーズで考えていくつもりである。

さて、具体的内容に入っていくわけだが、まず今回は、教職員の学校カウンセリングに対する期待・幻想を批判するところからはじめていきたい。というのも、

生涯教育の中に位置づけられたカウンセリングも、教職員の「これはもしかしたら、生徒のことを理解しうる有効な手段かもしれない」といった期待、あるいは「管理的ではない、生徒の主体性を重んじるものかもしれない」といった幻想なしにはありえないからである。そういった期待を吸収しながらも、21世紀の高度情報社会に対応できる教育の創造といった目標に組み込んだ形で提案されてきているのが今回のカウンセリング導入問題なのだ。

そこで、そういった期待・幻想を批判することによって問題のありかを探り、カウンセリングと結び付いた新しい教育のあり方を批判していくための道筋をつけたいと思う。

但し、今回の論文の一部は前のもののまとめになってしまうことをあらかじめ断わっておきたい。

II カウンセリングと主体性

1980年代に入って、東京をはじめとする多くの教育委員会や文部省が、スクール・カウンセリング導入やカウンセリング・マインドの浸透をにらんだ各種のカウンセリング講座を始めている。聞くところによると、初級や中級の講座への希望者は多いという。特に、養護教員の講座参加者は非常に多いと聞く。

日教組養護教員部会が1991年に行った全国レベルのアンケートによると、養護教員の約半分がカウンセリング講習を受けている(5)。小学校では51.6%、中学校では62.6%、高校で66.5%の養護教員が講習を受けたことがあると答えている。

「カウセリング講習を受講した理由は何ですか？」という問いに対しては、小学校では本人の希望が80.6%、校長の指名が95.0%、中学校では本人の希望が76.3%、校長の指名が60.5%、高校では本人の希望が91.5%、校長の指名が51.8%となっていた。

これを見ると、校長や教育委員会の上からの指導がいかに強いかが分かると同時に、養護教員自身の期待も非常に大きいことが分かる。上からの指導と教員の期待が重なりあってカウンセリング講習が行われているのだ。

このような期待はどのような点に向けられるのであろうか。まず第一に、「不登校」をはじめとする様々な生徒の問題の解決に有効なのではないかという期待がある。よく分からない生徒の態度に直面してどうしていいのか不安になり、カウンセリングは「どうすればいいのか」を教えてくれるのではないかという期待を持つ。こういったことがまずあるのだろう。

ただ、それだけではない。「問題」があるとされた生徒に、「だらしない。もっときびしくしつけなければだめだ」と管理的に指導したり、「あいつのことは分からん。医者や専門家にまかせればいいんだ」と言って切り捨ててしまうのではなく、生徒の主体性を重んじたやり方を指し示してくれるのではないかという期待も大きい。

私が知る限り、カウンセリングに期待を抱き、カウンセリング講習を受講する者の中には、管理的教育に疑問をもつ人が多い。学校の中の管理的雰囲気になじめず、管理的教師に反発し、職員会議ではそういう方向で発言する者が多いのである。従って、きびしい生徒指導をめざす人たちに、「おまえら、生徒を甘やかしすぎる」と毒づかれたりするのだ。

こういった管理的ではないなにかがあるのではないかといった期待、生徒の主体性を重んじるのではないかといった期待、生徒の個性を尊重した指導ではないかといった期待が現在のカウンセリング熱を支えているのであり、また臨時教育審議会の個性尊重の教育や自己教育力育成へとつなげていくエネルギーにもなっているのである。

そこで、「カウンセリングは非抑圧的なものであり、生徒の主体性を重視するものではないか？」という期待、「生徒を見下すのではなく、共感的で非権力的な関係を結ぶものではないか？」という期待、「カウンセリングは反管理的なものではないか？」という期待について、詳しく批判・検討していこうと思う。

まず、「カウンセリングは非抑圧的なものであり、生徒の主体性を重視するものではないか」という期待

について考えてみたい。

この期待は、ロジァーズ流の非指示的カウンセリングが持つイメージに向けられているといっていい。つまり、「～しろ」と指示するのではなく、じっくりと相手の言うことを聴き、相手の自発性・主体性を信じるという姿勢に向けられているのである。

しかったり、アドバイスしたり、とかく指示したがる教員にとっては指示をせずにじっくり聴くということは新鮮に見えるし、非常に反管理的に見える。そういう意味では、カウンセリングが非抑圧的で、生徒の自主性を重んじるのではないかという期待もよく分かるような気がするのだ。

しかし、自発的に自由にカウンセラー・教員の前で話すとはどういうことなのだろうか。その話をカウンセラー・教員がじっくり聴くとはどういうことなのだろうか。このあたりのことをもう少し詳しく検討してみなければならない。

この問題を考えるために、語る主体（sujet parlant）という概念をとりあげてみたい。これはフランスの言語学者エミール・バンヴェニストがとりあげた言葉として有名である(6)。この概念を語られた言葉の中の主語（sujet）との関係でみてみると新たな問題が現れてくる。

語る主体とは要するに話し手のことである。例えば、ある生徒が「私は学校に行くのがいやだ」とカウンセラーに語ったとする。その言葉の中の“私”という一人称の主語は話し手である生徒自身、語る主体としての生徒を指し示している。語られた言葉の一人称主語＝話し手・語る主体というのは絶対的なきまりであり、誰も当然のごとく受け入れていることである。

バンヴェニストやフーコーはその語られた言葉の一人称主語＝語る主体というきまり、あるいは語られた一人称主語→語る主体・話し手といった指し示しの過程に注目する。話したことによって主体が規定され、しばられていく過程に注目するのである。

フーコーが1973年の講義で次のような例をあげていたことを思い出す(7)。ヨーロッパ初期精神医療の中であった例である。

ある時は、自分は自分の母になり、ある時は父になるといった具合で、まさに語られた言葉の一人称主語＝語る主体という関係がはっきりと固定化されていない「病者」、当り前のきまりを守っていない「患者」に対して次のような「治療」が行われていたことがあったという。

医者は「病者」に、「私は・・・という名前です」とか、「私は・・・才です」とか、「私は・・・をやっている人間です」といったことを言わせようとする。医者が「君は何才ですか？」と聞いて、「私は・・・才です」と答えられればいいが、そう答えない場合、医者は水をあびせかけたりして罰を与える。これを繰り返し、繰り返し行い、なんとか「私は・・・です」という言い方を定着させようとする。そういう「治療」である。

当然、最後まで抵抗する「患者」がでる。ある「患者」は、「私は・・・です」とは絶対に言わない。「私という人は・・・です」と言い替えて医者に答えていく。「私という“人”」という主語は一人称ではない。三人称なのだ。彼はあくまでも一人称を使わず、語られた言葉の一人称主語→語る主体という指示関係を拒否するのだ。医者が「おまえは・・・なのだよ」と自覚させ、「おまえはこういう感覚と考えをもち、こういう経歴をもった人物なのだよ」と自分を規定し、自覚化させようとすることを「患者」はあくまで拒否するのである。

他方、医者はそれをなんとか押し付けようとする。一人称主語＝語る主体という関係を引き受けることこそ「治療」の第一歩であり、アイデンティティーを確立するための条件であり、社会に適応するための基礎をつくることなのだから、と。

そこで医者と「患者」のはげしいやりとりが行われていたのである。

現時点で、こういったやり方を聞くと、「こんなのが治療なのか」と思わざるをえない。しかし、逆に、この例は「治療」とはなにかをよく示しているともいえるのではないか。

この例は、精神科の「治療」にとって語られた言葉

の一人称主語→語る主体という規定関係がいかに重要なことかを示している。また、その過程がいかに押し付けの関係なのかも示している。もちろん、今の「治療」はもっとソフトに行われている。しかし、「患者」に医者の前で他人には話せないような秘密のことまでも話させ、様々にしゃべった言説を医者がまとめ、「これがおまえなのだ」と押し付ける、そういう過程は変わっていないのである。

カウンセリングはこれほど暴力的ではない。まったく逆に、クライエントの主体性を重んじてくれる。それはそうかもしれない。しかし、カウンセリングもまた語られた言説の一人称“私”→語る主体という指示関係を重視するという意味ではこの例とまったく同じである。

カウンセラーの前でやむを得ず話した言説、あるいは自分でもよく分からないままに「僕は・・・と感じます」とか、「私は・・・と思いました」と語った言説は、「君は・・・と思い、・・・と感じていたんだね」とつきかえされる。「・・・と感じ、・・・と思っている」のは君自身なのだと規定されていくのだ。

つきかえされた自分の言説によって「あ、私はこういうことを考えていたのだ」と気づくのか、「ちょっと違うけど、これが僕なのだな」と思うかは分からないが、いずれにせよ、語った言説によって自分が規定されていく。「これがおまえなのだよ」と指示され、同定されていくのがカウンセリングなのである。この点では、フーコーがあげた例となんら変わってはいないのだ。

ただ，カウンセリングは、語る主体→語られた言説といった過程、表現といわれているような過程では圧力をかけないのかもしれない。そこで、主体性を重んじているというイメージを与えるのだろう。

しかし、問題なのは語られた言説→語る主体という過程なのである。そこがどのようになっているのかを見ていくことこそ肝要なのだ（8）。

では、具体的にカウンセリングの過程でなにが行われているのか見てみよう。

この点については「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション（I）」で詳しく展開したので(9)、ごく簡単に述べていきたい。

文部省の生徒指導資料第8集『中学校におけるカウンセリングの進め方』に短い面接の記録がのっているので、それに沿って議論を進めていこうと思う(10)。

これは「教師に対して不信感をもつ生徒」の事例である。中学校3年のS君が、一学期の中間試験のおり、数学のA先生からカンニングをしたと誤解され、しかられたことからその教師に反抗的となり、期末試験では白紙の答案を出し、反抗の姿勢をとっていた。

そこで、学級担任のY先生が校内のカウンセラーに会いに行くようにS君に言う。以下はS君とカウンセラー（C）とのやりとりである。少し長くなるが引用しよう。

最初、S君は「何も話すことなどない」と言って自分の気持ちを打ち明けようとしない。そこで、

「C4　うん、聞かれれば答えるけれど、自分からは、特に話したくないという気持ちなんですね。

S4　話したからといって、どうにもならないんです。《沈黙5分》

C5　S君としては、そっとしておいてもらいたいんですね。

S5　はい，他人のことを心配しても、・・・どうにもならないでしょう。

C6　他人のことって、S君のこと。

S6　ぼくも含めて、（うん、うん）

C7　余計なおせっかいだって、そんな気持ちなんですね。《沈黙3分》

S7　話してみても、どうにもならないと思うんです。

C8　話してもどうにもならない。・・・そう思って、なげやりな気持ちになってしまっているわけですね。

S8　そうなんです。（うん）・・・だから、このごろ、なんだか勉強が、数学なんですけどね、いや気がさしてしまっているんです。

C9　ううん、・・・いや気がさして、勉強ができないって、いやな気持ちでしょうね。

S9　本当にいやです。（うん，うん）・・・でも、Y先生は、それはわがままだというんです。だけど、どうしてもやる気が出ないんです。」

「S11　中間試験のとき、A先生にしかられたでしょ、そのときなんです。・・・あのとき、カンニングしたといって、A先生にしかられたんです。（うん）先生がぼくのポケットに手をいれようとしたんです。（うん）それで、ぼくがその手を払ったら、A先生は、ぼくが先生をなぐったと、（うん、うん）・・・それで、職員室につれていかれたんです。それから、A先生は、そこにいたほかの先生に、ぼくがなぐったから、Y先生に引き渡すと大声で言ったんです。

C12　A先生に誤解され、しかも職員室でどなられた。S君にとっては、よほどくやしかったんですね。（はい）

S12　先生がたは、生徒の言うことより、先生の言うことを信用するんです。（うん）ぼくは本当のことを言っているのに、・・・Y先生もわかってくれなかったんです。（うん）

C13　S君が本当のことを話したのに、A先生も、Y先生もわかってくれなかった。そう思えるのですね。」

その後、S君は、A先生に怒られた時、答案が書き終わったので、ポケットの中のパチンコ玉をいたずらしていた、と言う。

「S28　あのとき、すなおに見せれば、A先生だってわかってくれたと思います。（うん、うん）だけど、学校にパチンコの玉を持ってきたことがわかると、・・・ぼくに玉をくれたM君も調べられるでしょう。（うん）M君に迷惑をかけることになるので、どうしても見せられなかったんです。

C29　自分は疑われても、M君に迷惑をかけてはいけない。そう思って、最後まで隠してしまったというわけね。

S29　はい、M君も、あとでA先生に本当のことを言ってあやまろうと言ってくれたけど、（うん）そのときは頭にきていたので、そのままにしておこうと言って、そのままになったんです。

C30　なるほど、M君も、君のことを心配して、A先生に説明しようと言ってくれたんだね。

S30　はい、でも、もういいんです。もう、・・・終わったことだし、・・・。

C31　そう、S君としては、終わったことだし、忘れてしまうほうがいいってことですね。《沈黙2分》

S31　もうだいじょうぶだと思います。確かに数学の勉強は投げやりになっていました。（うん）先生と話し合っているうちに、自分の態度がまちがっていたということがわかった気がします。わがままなのかな、やっぱり、・・・。」

この生徒はA先生のひどいやり方に疑問を感じ、生徒の言うことは何一つ信用しない先生たちのあり方に反抗していた。ところが、カウンセリングの後、自分はわがままだと思うようになる。これはカウンセリングが見事に成功した例である。

先生のあり方に向けられていた疑問が自分の心のあり方の問題へといつの間にか切り替わっている。そしてA先生のひどいやり方、生徒を信用しない先生たちの態度のことは、最後にはどうでもいいことになってしまう。

確かに生徒の心の問題は重要かもしれないが，A先生や他の先生の問題がどうでもいいとはいえないと思う。しかし，カウンセリングという観点からは成功なのだ。文部省の生徒指導資料にとっては模範例である。

では、こういった問題の切り替えはどうしておこるのだろうか。それは、生徒指導資料が言うように，カウンセラーの受容的な言葉、感情を明確化する言葉によっておこっていくのである。

C7やC8、C9、C13などのように、カウンセラーは「・・・という気持ちなんですね」とか「・・・と思えるんですね」といった言葉を盛んに使う。これらの言葉は相手が問題にしていることに答えるのではな

く、相手の感情を問題にしている。まさに感情を明確化させようとする言葉である。

C13の「S君が本当のことを話したのに、A先生もY先生もわかってくれなかった。そう思えるのですね」は、前のS12を繰り返しているだけの言葉だが、わざわざ最後に「そう思えるのですね」と付け加えたことによって、問題のありかをすりかえている。S12は生徒の言うことを信用しない先生の態度を問題にしているのだが、C13はS君の思いを問題にしているのだ。つまり、S12が問題にしていることではなく、S12とそれを語っているS君の関係を問題化しているのである。

このように、カウンセラーの言葉は常に、相手の言説が向かう問題ではなく、言説自身と語る主体の関係の問題へとすりかえていく。こういった言葉の繰り返しによって、最後にはS君をして、「わがままなのかな、やっぱり」と言わせるのである。

以上見てきたように、「カウンセリングは主体性を重んじるのではないか、非抑圧的なものではないか」という期待についてはこう結論づけることができるだろう。

たしかに、表現するというレベルでは圧力をかけることが少ないのかもしれない。しかし、その表現した言葉は、カウンセラーとのやりとりの中で問題設定がすりかえられ、主体の問題、自分自身の心の問題となってつきかえされてくるのである。そしてその心の問題を受け止めさせられ、自分はそういう人間なのだと自覚させられるのである。まさに、フーコーがあげた例のように、「私は・・・です」と言わされていくのだ。

III カウンセリング・マインドと反管理的、非権力的な教育

文部省は70年代半ば頃からカウンセリング・マインドなるものをさかんに提唱するようになった。生徒に対し、管理的に接するのではなく、カウンセリング・マインドをもって接するように、と。

推奨されているカウンセリング・マインドとは非常に曖昧なもので、単にカウンセリング的な精神で生徒と接しようということにすぎず、生徒を受容し、共感的・支援的な関係をつくろうと言っているだけである。

すでに述べたように、この言葉は自己教育力の育成とか、学ぶ意欲を育てるといった視点と密接に結び付いている。学ぶ意欲を育てるためには何かを押し付けたり、管理的な態度であったりしてはならず、相手の主体性を重んじ、生徒が自主的に何かをやりだすのをあたたかく見守っていくような支援的関係を築くことが大切というわけだ。

1988年発行の文部省生徒指導資料第20集「生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導」では次のように提唱されている。

「ところで、学校教育活動の場には、教師と生徒との間に三つの人間関係が働く。一つは、安全や事故防止、秩序の維持などの必要上、管理責任の立場から強制的にでも服従させなければならない服従の関係があり、二つには、授業における教師の専門性に対する尊敬や信服の関係があり、三つめには、学校生活において教師も生徒も人間として分け隔てのない求道の立場にあり、同じように悩み、同じように迷い、共に努力し合う人間同士の心と心のふれあう、いわば出会いの関係である。

そして、管理の立場にあっても、授業の場面にあっても、ともにその根底には心からふれあう出会いの関係がなければ、学校は教育の場として機能しない。教師と生徒との間に心の通いがなければ、校内規則は空文化し、授業にあっての教師の言辞は響かない。」(11)

この三番目の心がふれあう出会いの関係を築くためには、教師はありのままの生徒を受け入れ、共感的な態度で生徒と接することが必要なのだ、と文部省は言う。まさにカウンセリング・マインドが求められているのである。

この文章は、一見、ふれあいの関係を提唱しているようにみえるが、服従の関係や信服の関係を捨ててはいないことに注意しよう。むしろ、服従、信服の関係

をつくるためにふれあいの関係が必要だと言っているのである。

あくまでも、管理的な関係、尊敬の関係が前提となっているのだ。

このことは、文部省が言うまでもなく、学校の中では常識となっていることである。

「廊下でいつも生徒に声かけておかないと授業に出てくれないからな」と言う高校の先生や、「生徒となにかと雑談しておかないと授業聞いてくれないからな」と言う先生、さらには「普段話しておかないと反抗するからな」と言う生徒指導部の先生が多い。

このように、ふれあいの関係、共感的関係は反管理的なものとして位置づけられているのではない。管理的関係、権威的関係を支えるために主張されているのである。あるいはその関係がより機能していくために唱えられていると言っていい。

服従や信服ということを考える時、生徒にとって一番問題なのは「なんでこの先生に取り締まられなければいけないのか、なんでこの先生を尊敬しなければいけないのか、なんでこの先生に服従しなければいけないのか」ということである。さらにいえば「なんでこの先生とふれあわなければいけないのか」という疑問に違いない。

多くの生徒はこういった問いは立てず、適当に先生とつきあっている。尊敬などせず、信服などせず、適当にあわせ、服従すべき時は仕方なしに従っている。しかし、一度「なんでこの先生に信服しなければいけないのか」と問いはじめると大変である。信服すべき理由などないのだから。

学校に入ると、教科の教師、担任の先生はすでにきまっている。何の知識もなしにその先生と出会うのだから、突然「この先生を尊敬しなさい」「この先生の言うことは間違いないから従いなさい」といわれても無理である。ふれあう関係を持ったあとでも、その先生がよっぽど立派な人でないかぎり、尊敬すべき点を見つけるのは至難の技である。

要するに、信服すべき理由などないのだ。

ではなぜ多くの生徒は先生に従っているのだろうか。「なんで従っているの？」と聞かれれば、「なんでって、先生だからだよ」という答えしかないのではないか。「先生は尊敬すべき」「先生には従うべき」といったはっきりとした根拠のないルールを受け入れているのである。

私たちはそのような無根拠なルールに従っているのだが、なぜ従うかといえば，従わなければ不利益をこうむるということしかないだろう。もちろんいつもはこんなことを考えずに習慣的に従っているのだが、このルールは教師がもつ力なしには成立しない。教師に対する幻想がはがされてきた現在、そのことが誰の目にも明らかになってきたのである。特に、「校内暴力」の時代にはそのことが暴露されたのだ。

そういった状況を踏まえて、文部省はふれあいの大切さを主張しはじめたのである。

共感的・受容的な態度そのものを考えれば、管理的・権威的教育より良いのだろう。だが、それは結果的には管理的・権威的教育を強める役割をはたすのだ。

ブルデューとパスロンは「教育的コミュニケーションは、それを可能にしている力関係をおおい隠し、そうすることで、この関係に基礎をおいている力に、その正統的権威の特有の力をつけ加えるのだ」(12)と述べている。

つまり、教師－生徒のコミュニケーションは力の関係、おしつけの関係なしには成立しない。しかし、その力の関係をコミュニケーションによっておおい隠し、気づかなくさせた時、教師は権威を身につけ、尊敬の念を受けるようになるのだ。

カウンセリング・マインドが広まり、先生とのふれあいが深まった時、先生の理不尽な行為も許されていくし、また理不尽さそのものも見えなくなっていくのである。

以上、「カウンセリングは主体性を重んじる」「カウンセリングは反管理的なものである」といった期待を批判してきたのだが、カウンセリングが文部省や臨時教育審議会が唱える新しい教育の方向性と結び付いているとするならば、もう少し深く突っ込んだ分析を

必要とするだろう。

カウンセリング・マインドの浸透は管理的・権威的な側面をおおい隠し、逆にそれを強めることにしかならないといった指摘では、新しい教育の方向がどんな問題をはらんでいるのか、といったことは見えてこない。こういった結論にとどまっていてはならないのだ。今回はこの点についてせまっていくことはできないが，次回からこういった問題にできるだけ近づいていきたい。その際、語られた言説→語る主体の過程でカウンセリングについて見てきた視点が生きてくるはずである。

（続く）

〔注〕

(1)「臨床心理学研究」Vol.27 No.1, Vol.27 No.3, vol.28 No.2, vol.29 No.1

(2)中央教育審議会教育内容等小委員会「審議経過報告」1983年11月

(3)臨時教育審議会「第二次答申」1986年

(4)この点については、社会臨床学会発刊予定の本において詳しく展開しようと思う。

(5)日本教職員組合「健康白書」No.7 『子どもをめぐる各種検査の実態と問題点』第1章「学校現場における心理テスト・カウンセリングの諸問題」篠原睦治

(6)エミール・バンヴェニスト『一般言語学の諸問題』みすず書房 「ことばにおける主体性について」p.242-252

(7)ミッシェル・フーコー 1973年−1974年のコレージュ・ド・フランスにおける講義でとりあげられた例。残念ながら詳しい講義録が出版されていないため、曖昧な記憶に頼った紹介であることを断わっておきたい。

(8)この点については、拙文「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション（Ⅳ）」（『臨床心理学会研究』vol.29 No.1）を参照のこと。

(9)拙文「学校カウンセリングの問題設定と教育的コミュニケーション（Ⅰ）」（『臨床心理学研究』Vol.27 No.1）

(10)文部省生徒指導資料第8集「中学校におけるカウンセリングの進め方」p.31-39

(11)文部省生徒指導資料第20集「生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導 ―いきいきとした学校づくりの推進を通じて―」p.149-150

(12)ブルデュー、パスロン『再生産』藤原書房p.27

精神医療のなかの心理治療

三輪寿二（東京足立病院）

はじめに

数年前、私がまだ大学院生で、心理治療の研修をしていた頃のこと。研修先の医師から、ひとつ年下の方の面接を依頼された。その方との初回面接の折、お互いが席に着くや否や、その方から「あなたは何才ですか?」と質問された。「私の年齢が気になりますか?」と私が問い返すと、その方は「ええ、気になります・・・。僕は何人かの人とこうした面接をしてきたけれど、いつでも僕は観られ続けてきた。あなた達治療者は、僕を常に観察してきた。今ではもう仕方ないとは思っているけれど、どうせ観察されるなら、せめてあなたが僕より年上であってほしい。」私は自分の年齢を彼に告げた。

“器質的原因をもつ場合などを除けば、精神病は突き詰めれば人間関係の問題である。心理治療は、病者が抱え込まざるをえなかった人間関係の問題を、特殊な治療的状況設定によって解きほぐし、人間関係の回復を目指す営みである。そのためには、病者の思いに聞き入りながらも、病者の抱えた人間関係の問題を冷静に見極め、それに対する本人の思いの在り方に変容を与えようとすることが必要である。従って、病者の思いに過度に入り込んで病者と一緒になってしまえば袋小路であり、病者の思いと距離を保つ観察的態度は治療上必要なのだ”と考えていた。だが、私は自分の年齢を告げることで、すでに自分に反していた。

その後、私は民間精神病院に勤めている。心理治療はひとつのモメントにすぎない精神医療という枠組のなかで感じたものは、閉鎖病棟へ続く厚い扉の鍵と多量の薬（薬嫌いの私の眼にはそう映った）、そして自己主張をする病者への問題「児」視であった。精神保健法に改正されてからこの仕事に就いた私にでさえ、「精神衛生法時代よりはマシになった。」という声を時折聞きながらも、精神医療の強制性、病者の意思や願いを無視するという本質的な点に関して殆ど変化がないことだけは、理解出来た。

研修中に私に年齢を尋ねた方の言葉が今一度思い起こされる。彼が語ったのは、観察する者と観察される者の分化ということだけでなく、治療という社会的に承認された行為には、暴力的な関係性が固定化されているということだったのである。心理治療と精神医療における治療者と患者の関係、すなわち治療関係は、恐ろしいほどに近似的である。しかし、それは心理治療の誕生の場が精神医学（精神医療）であったことを考えれば、驚くにはあたらないのかもしれないが。

現在、心理治療は、教育、保健、福祉など多くの分野の現場で行われており、医療の独占領域ではない。しかし、どの分野であろうと、心理治療の治療関係が暴力的であることに変わりはない。そのことを明らかにしていくことがこの小論の課題のひとつである。さらに、心理治療と精神医療の治療関係が同じ在り方であることを示すことがもうひとつの課題である。

I. 心理療法の成立背景

1．精神の実体化

本論では、心理療法を「精神的問題に対する心理的加療の技術体系」と定義する。この定義に従えば、最初の心理療法はS．フロイトの精神分析療法に求められる。18世紀末のF．A．メスメルの動物磁気から19世紀のJ．M．シャルコーを中心としたサルペトリエール学派やI．ベルネーム率いるナンシー学派へ

と続く催眠療法を心理療法の原点にとる考えもあろう。しかし、催眠状態への理解やその治療的適用の意義についての見解が一定していなかったこと、そして技術体系としてのまとまりの不充分さから考えて、催眠療法は心理療法の先駆けと位置づけるのが適当であろう。実際、フロイトがこの催眠療法を経て精神分析療法をつくったことは有名である。さらに、治療を背景で支える人格理論や発達理論、治療者教育のシステムなどを含めば、精神分析療法を最初の心理療法とするのは、一層明らかなことだろう。本論では、この最初の心理療法である精神分析療法を中心に置いて心理療法の問題を論じることになる。

しかし、まず、精神分析療法に限らず、心理療法が成立するための前提条件を把握しておこう。その前提条件は2つある。

条件1：精神が他から独立したそれ自体で成立する領域になること＝精神の実体化

条件2：精神的問題が「病」として加療の対象とされること＝精神医学の誕生

条件1は、近代の幕開けとともに始まる。ルネサンスにおける芸術家の自立活動への動きは、芸術分野から政治、宗教、学問の各分野へ影響を与えた。その影響から登場した近代自然科学は神学的世界観の崩壊を紹来した。それは、人間を神との関係から独立した、それ自体で成立しうる存在として位置づけることを求めたと言える。そうした人間の在り方の根拠とされたものが精神（精神機能の中心としての自我）であった。

もっとも、17世紀にコギトを唱えたデカルトは、最終的には神との関係を考えているし、身体と精神の関係を感覚で媒介しようとしている。また、17世紀から18世紀にかけて活躍した近代科学の創始者ニュートンでさえ、全ての運動現象の発端となる「最初の一撃」に神的なものを見てはいる。

しかし、そこでは、個体として析出された人間が神や自然とどう関係を結ぶか、テーマはそうした方向に向かっている。もう少し正確に言えば、他（神、身体など）から独立して実体化した精神を根拠とする個体としての人間がいて、その人間が神や自然とどう向き合うか、それが近代の問題設定である。その意味で、精神は近代にとって重大な位置づけを持っている。

精神が神、自然、身体など、他に根拠を要せぬ実体とされることにより、精神に対する直接的な働き掛けが可能となる地平が開かれる。このように、心理療法が成立する条件のひとつは、近代の展開とともに整えられた。

人間の在り方の根拠を精神に求めるのだから、その「精神の変調」（現在の言葉で言えば「精神病」）に敏感となるのは、極めて自然な成り行きであろう。しかし、「精神の変調」とは何を意味しているのか、つまり、それがどういう問題として社会の中で受け止められ、社会がどういう対処をしてゆくのか、それが問題となる。そのことが条件2と絡んでくる。

2．精神医学の誕生

精神に根拠を求める個体としての人間が、その独立を得たものは神や身体からだけでなく、何よりも中世の共同体社会からであった。中世の共同体は、他の共同体との接触も少なく、殆どの人々はそこに生れてそこで死んでいった。ほぼ自給自足が可能な場所としての共同体社会なので、共同体の外部へ出る必要もなく、またその手段も殆どなかった。それは、共同体社会の規範を守る限り安全な場所であると同時に、自己の可能性を制限される窮屈な場所でもあったと言える。

この中世共同体社会に風穴を開けたのが、重商主義政策による植民地支配と、それに続くブルジョアジーの台頭、その経済活動であった。ブルジョアジーは自分の経済的利益の獲得を目指した。経済活動は人間の労働に基礎をもつので、ブルジョアジーの台頭による経済活動の活発化は、労働の社会的な価値づけを飛躍的に高めた。中世の共同体社会は、封建制にその根拠を置いていたが、封建制社会における労働の社会的な価値は低いものであった。労働は貴族が治める領地の領民に課され、貴族には経済活動は禁止されていた。つまり、労働は身分の低い者のみが従事する活動であり、経済的利益追及のためのものでも、社会的地位の向上の手段でもなかった。

社会体制の移行、すなわち、封建制社会から資本主義社会への移行は、労働の社会的な価値を転倒させた。封建制社会における労働の低い価値から資本主義社会における労働の高い価値へ。労働が価値基準とされる労働社会。したがって、この社会では、労働生産性の低い者は、人としての価値を減ぜられることになり易く、さらに、社会から排除されることを正当化されてしまう。そして、この労働生産性の問題が現代の精神病差別の理由として正当なものとされてしまう。封建制社会の共同体であれば、高い生産性が求められるわけではないので、労働生産性によって価値づけされることはなかった。

ところで、中世の共同体が解体し、後ろ盾を失った個人が労働を媒介にして社会と接する状況では、労働生産性を効率的にするために、労働の場を空間的に一カ所に決めてそこに労働する者を集める、ということが起きる。つまり、労働の効率化を原理とする空間の再編成が起きる。空間的分割は社会の場の分化を促進することになる。「精神の変調」は、こうして分割された空間のうち、医学・医療の領域に任される。病院がその具体的な場所として社会に承認され、「精神の変調」は“治療”の対象となっていく。しかし、何故、医学・医療なのか？

歴史を振り返れば、「精神の変調」に対する医学としての対応が存在していたことは確かである。元来、「精神の変調」への対応は宗教と医学の2つの分野が受け持って来たものである。ギリシャ医学にも治療法が述べられている。中世の医療は、教会に付属する施設で行われ、医師の役割もその殆どが、僧侶のうちで幾分医学的な知識を持つ者が担っていた節があり、その意味では、宗教的処遇といった対応であったのだろう。それが、近代の展開とともに、宗教の権威が失墜するなかで、「精神の変調」は、宗教的処遇の代わりに、これまで存在した医学領域に引き継がれていったのではないか。だから、そこに明白な根拠があったとは考えられない。ただ、宗教的処遇から医学的処遇への変化のかすかな痕跡がある。宗教のための医学の利用という構図ではあるが、魔女裁判の判定の際に、医学的判断が教会より求められるといったことが数回起きているのである。

しかし、闇雲に医学に引き渡されたという訳ではない。「精神の変調」が「精神病」に変質するのには、精神医学の基盤が整えられなくてはならないだろう。精神医学の場と精神医学の視点が必要となる。

フランス革命の最中、P．ピネルが、罪人としてつないでいた鎖から精神病者を解き放ったことはつとに有名だが、これには2つの意味があった。ひとつは、精神病者への処遇が犯罪者への処遇と表面的に区別されたこと。もうひとつは、この解放の後に精神病院とよばれるようになる空間を社会的に認められる場所に高めることに役立ったことである。ピネル以前の17世紀には、「精神の変調」者を含めた施設収容が大規模で行われるようになったが、その施設収容は医学的使命というより貧困対策と社会治安対策が混交した使命を担っていた。その後、この施設収容は国家経済上の理由から放棄されるが、18世紀に入って、「精神の変調」者専用の施設が登場する。ピネルによってなされた「精神の変調」者の解放は、精神病者と社会治安対策の癒着関係が既に生じた後になって起きたもので、この癒着関係を解くためのものではなく、見掛け上の処遇を変えたにすぎなかった。ピネルの解放の時には既に、「精神の変調」者は専用の施設にいたのである。専用の施設にいながら「鎖につながれていた」という処遇が「精神の変調」者と社会治安対策との深い関係を証明している。事実、精神病者と社会治安対策の関係は法の中に吸収されていき、精神病者への社会的差別を裏打ちすることになる。中世社会における宗教的審判のもとでの決定が、近代に至って、法による制度化へと進み、法が精神病者への社会的差別の制度的裏付けの役割を担うことになるわけである。

精神病者と社会治安対策の深い関係は温存されたままであったが、この見掛け上の区別は、収容施設を治療の場として社会的に承認させるのには役立った。こうして、ある場所が精神病院として社会に承認されて「精神の変調」者がそこに集められることになる。

そして実体化されて独自の対象となりうる精神現象

を扱う学として、精神医学が自然科学の仲間入りを目指していく。病院（施設）収容のなかで、収容された者達の精神現象は歴史的なプロセスとその結果を含みつつ、異常精神現象として一括されて観察の対象となり、異常精神現象を「所有」する者として精神病者が観察と治療の対象とされていくことになる。こうして、精神医学が、自らの成立の歴史性を自覚することなしに、「科学性」の視点のもとに、「精神の変調」プラスアルファを「精神病」として規定し、治療の対象とする。そこでは、「科学としての精神医学」の視点から再構成されていく「病」としての精神病が語られていくのである。さらに、科学性が学問として承認されるための踏絵であることを付け加えておくのも無駄ではないだろう。

「精神病」は、近代の「精神医学」の成立と同時に、18世紀末から19世紀初頭に登場した。

3．精神医学における治療関係

ここで、心理療法の成立を論じる前に、精神医学（精神医療）における治療関係の在り方を考察しておく。精神医学の治療関係は、科学主義と病院（施設）収容主義のなかで把えることができる。

精神医学が対象を異常精神現象に定め、これを科学的手続きに乗せて、自然科学の一分野になろうとしたことは確かである。身体医学が19世紀には、身体の可視性を手掛かりに自然科学としての地盤を着々と造っていくのに対して、精神現象が可視性を持たぬことが、精神医学に、身体医学と同様の自然科学的な手続きを踏むことを困難にした。こうした事情のなかで登場したのがE．クレペリンであった。

クレペリンは、徹底した身体論を基礎として、描写記述的方法によって疾患単位を構成し、精神医学を自然科学に位置づけようとした。しかし、結局、精神病に身体因を求める試み、すなわち精神医学の自然科学化を放棄せざるを得ず、これを後世に託した。

もっとも、精神病を脳の器質的障害と結びつけることで自然科学性を維持した流れはあり、この立場は現在でも生物学的なアプローチなどの形として残っている。しかし、この立場からの精神病理解は決して豊かなものとは言えない。精神病は量的に測定されうる器質的問題に還元され、精神病者の人間としてのありかたや意味の世界とは無縁なまま、患者でなく患部が対象とされることになる。近代以降、精神の実体化が起きた世界のなかでは、精神と分離された自己完結的な身体のみが取り上げられるにすぎない。これでは、字義通り、精神病者はモノ化され、客体化されたままになる。

他方、自然科学主義とは異なり、クレペリンの描写記述的方法をさらに徹底させる方向で、K．ヤスパースが登場する。ヤスパースは彼流の現象学的方法により、精神分裂病に対する「了解不能」の概念に行き着く。現象学的方法は、価値判断を保留し、個体に閉じ込められてしまった精神（主観性）を間主観性のもとに救済する試みであったが、関係性をスタティックに固定してしまう限界を示していた。しかし、ヤスパースの現象学的方法とは、間主観性とは殆ど無縁で、価値判断を保留したいわゆる客観的認識とその認識に即した追体験による了解にすぎず、自然科学的認識の延長でしかなかった。従って、「了解不能」は、治療者が患者自身と同じ地平に出て行くところでその姿を現すのでなく、治療者の主観内部のみの出来事のなかで出現するのである。だから、治療者と患者の関係性を断絶したまま、患者を客観的対象の位置に固定化してしまい、病者が治療関係のなかで、治療者に対して自己の主体性を現すことが出来ない仕組みを構成している。治療者と病者の間には埋め難い深淵が横たわっており、治療者は病者を意味不明な言葉と行為を発する者として深淵の此岸から眺め、病者は自らの言葉と行為を深淵のなかに空しく投げ込むことを己の仕事とせざるを得ない。治療者と病者は永遠にこの断絶した役割関係を続けることになる。

このように治療関係は、自然科学的な精神医学においても、現象学的な精神医学においても、観察「する」対観察「される」関係でしかなく、精神病者は主体性を剥奪されたまま患者役割（あるいは患部役割）に固定化される。

ところで、この観察行為は病院（施設）収容という条件のなかでは縦横に行いうる。そのため、収容主義は精神医学の科学的発展のためには都合が良かった。しかし、収容主義の治療的意味は元来、この点にあったのではない。収容そのものが治療なのである。つまり、その場所で何が行われているかということより、収容＝ある空間への固定そのものが精神病に対する治療行為となる。精神病者と社会治安対策の深い関係がこの収容行為を裏支えする。だから、なおさら本人の意思とは無関係に強制収容出来るのである。治療はその端緒から、収容によって病者の主体性を剥奪する。

そして空間に依拠した治療は、収容のなかでの一層の収容、空間のさらなる限定化を展開することになる。これを精神病者の側からみれば、段階的な身体的拘束である。身体の自由は、生活の場から収容場所へ、さらに収容場のなかの一層狭い収容場へ、と制限されていく。しかし、身体こそが自分を初めて確認する、存在の源初の場であることを考えれば、存在の根幹を奪う収容主義による治療は、精神病者の主体性を極めて深く解体していることが理解されるであろう。

空間が治療そのものになってしまうので、そこでの治療関係は、ある意味では、稀薄で無方向なものになるが、深刻な主体性剥奪の状態にある精神病者と主体的でありうる治療者の関係は、科学の鎧を纏って、病者の主体性剥奪を一層促進する科学主義にも開かれてしまう。

II. 心理療法―治療関係批判―

これまでのところで、精神医学（精神医療）の治療関係の問題性を指摘した。それは、病院（施設）強制収容という空間治療と治療者対患者の役割分化の恒常的な固定化による精神病者の主体性剥奪であった。

ここでは、心理療法の治療関係が精神医学の治療関係と同一であることを明らかにすることを目的とする。そのために、まず、第1に、心理療法の成立について論じる。次に、心理療法（精神分析療法）の源流である催眠療法に遡り、その治療関係の展開を検討する。それは、催眠療法の治療形態が精神分析療法における治療関係の下敷きになっているためである。そして最後に、精神分析療法を例にとって、心理療法がどういう仕組みで精神病者の主体性剥奪を行なうのかを考察していく。

1．心理療法の成立、精神分析療法

精神医学が登場して精神的問題が精神病として治療の対象となる。しかし、精神医学では、空間拘束が治療そのものを意味しており、まだ、直接的な心理への加療はなされていなかった。精神が実体としてそれ自身で成立するのだから、精神的問題に対して、直接的に精神・心理に加療を行う方法としての心理療法が生まれる地平が開かれている。最後の契機が加えられて心理療法が成立する。

既に論じたように、19世紀の精神医学は収容施設での精神医学であった。ところが、フロイトは街の中の開業医として「街に住みつつ病んでいる人」の治療に従事した。そのため、フロイトには「空間」に代わる治療の場の設定が必要であった。フロイトは、空間の代替物を催眠療法から得ていた。治療の場は「人間関係」＝「医師と患者の治療関係」の中に見い出されたのである。つまり、治療の本質は、空間（身体）の拘束から人間（精神）の拘束へと置き換えられる。この置き換えによって、心理療法が成立する。こうして、精神分析療法以降、「心理療法とは専門的な特別に組み立てられた人間関係である。そして、この人間関係を媒介にして、治療者が来談者に建設的な影響を与えて行こうとする活動である」(1)とされるに至る。そして、この置き換えを現実的に保証するのが、分析者と被分析者に交わされる「治療契約」である。精神医学は社会的なコンセンサスによって、病者の意思を無視して強制的に空間拘束をし、治療関係を結ぶ（前にも述べたように、この治療関係はどういう方向にも向かい得た）。そこでは、治療者と被治療者の契約という現実的関係は後景に退くか、無視されるかである。それに対して、フロイトは、分析家と被分析家の契約関係を顕在化させ、自覚化させる手続きをとる。こう

して、「了解不能」な被治療者ならぬ、契約が可能な「健康な自我」をもつ被治療者が概念化される。治療契約の顕在化こそ、精神分析療法と精神医学における治療関係の違いである。そして、これが、精神分析療法以後の心理療法の共通点となる。

心理療法における治療契約の顕在化は誤った観念を産む。“契約は治療者と被治療者双方にとって自覚的なものだから、治療関係における治療者と被治療者は対等である。だから、そこには強制力は働かない”。しかし、治療契約が、精神医学の空間拘束の置き換えを保証するものであれば、心理療法の治療関係における対等性や非強制性は疑ってかからざるを得ない。この心理療法における治療関係の在り方については、後に考察する。

他方、科学性の追及は、精神分析療法にも引き継がれるが、これについては多言は要らないだろう。フロイトは、物理学・化学といった自然科学をモデルとして精神分析学を構想しており、性衝動のエネルギーであるリビドも科学の発達とともにいつの日か発見されると期待していた節があるし、脳の局在説に託して、非科学的で認識不可能な概念とされる“無意識”の位置を探そうという野望すら持っていたようである。科学は現象の客観的な記述から始まると考えるフロイトが、治療という臨床場面において、分析医の中立性を固持したのは、被分析者の病理を純粋に浮き彫りにしていくという治療技術上の課題であっただけでなく、治療過程における抵抗や転移といった諸現象の客観的認識、ひいては、精神分析学の客観性の保証のためにも必要であったからである。

２．催眠療法における治療関係の変化

前に述べたように、精神分析療法の源流には催眠療法の歴史がある。催眠療法は１８世紀、メスメルの動物磁気に始まる。メスメルの磁気治療の隆盛とピュイゼキュールの磁気催眠の登場が１７８０年前後で、その後、消長を繰り返しながら、催眠療法は１９世紀に２度盛んになる。催眠状態の定義と催眠者対被催眠者関係について、A．エレンベルガーを引用しよう。『催眠状態は一人の個人が別の個人に依存する依存関係の極致だという定義がこれまであった。催眠状態は自分の意志が相手の意志に一種の降伏をしてしまうことであって、この二人の心理的、社会的距離がかけはなれている場合、すなわち一方が権力と威信をもち他方が受身的で従順な場合に催眠状態が生じやすい。』(2)

その後、シャルコー、ベルネームによる催眠術の利用が１９世紀中頃過ぎから末頃まで続くのだが、催眠者と被催眠者の関係が、メスメル、ピュイゼキュール時代とは変化してくる。『１９世紀中頃に磁気術から催眠術への移行が進むにつれて権威的な治療構造が強まった。メスメルの磁気桶やピュイゼキュールの磁気樹木は骨董品となった。催眠状態の患者に命令してゆく治療法の前に、患者主導的な駆け引き療法は影が薄くなった。催眠状態の患者に命令してゆく方法が、１９世紀末頃には催眠術とはそういうものだとみなされるまでになった。催眠術師はほとんど全員が上流、中流のブルジョアジー出身者であり、患者の方はだいたい労働者、兵士、小作農であった。』(3)

この記述からわかるように、催眠療法は、空間的な拘束を必要とせず、催眠者と被催眠者の関係の枠内で生じる。催眠療法が精神分析療法の成立に与えた影響は、無意識への着目とされるが、それよりも、治療の場に関して、空間から人間関係への置き換えを可能にした点の方が重いのではないか。

それでは、その治療関係はどのように変化していったのだろうか？

メスメルの磁気術やピュイゼキュールの磁気催眠においては、媒介物（磁気桶、磁気樹木）が利用されていた。媒介物は磁気術の原理と深く関係している。その原理では、催眠者が持っている“流体（宇宙論的エネルギーのようなもの）”がこれらの媒介物により増幅されて被催眠者に送られると考えられていた。それ故、媒介物は魔術的な力を秘めていたのだが、この媒介物が消滅していくことは、直接的な人間と人間の関係が催眠療法の治療の原理に取り入れられていくプロセスであった。そして、同時に、それは、魔術的な媒介物に代わる科学的認識に基づいた治療技術（自由連

想法、禁欲原則、解釈など）が要請されるプロセスでもあった。

もうひとつは、催眠者と被催眠者の社会的関係の変化である。催眠状態が生じやすい催眠者と被催眠者との関係は、催眠者が被催眠者に優越した立場にあることであった。メスメルはあちこちで磁気催眠による治療を行ったが、その際には大抵の場合、王室など身分の高い者のお墨付きを貰っていた。また、ピュイゼキュールは貴族階級の人で、彼の有名な事例であるヴィクトールは、彼の使用人であった。つまり、ピュイゼキュールの磁気催眠の時代までは、中世の名残りである身分関係が主景となっている治療関係のなかで催眠療法が行われていたと言えよう。それが19世紀末頃になると、身分関係から、階級分化に即した治療関係へと移行する。上流・中流ブルジョア階級と労働者階級の治療関係に移行する。例えば、貴族対使用人といった身分の高低による「権力・権威」者と「従属」者といった構図から、ブルジョア階級対労働者階級という「権力・権威」－「従属」関係へ。ここでは、治療関係が「権力・権威」－「従属」関係として引き継がれたことが確認されればよい。精神分析療法における治療関係の母胎がここにあるからである。

3．精神分析療法における治療関係の仕組み

精神分析療法における分析家と被分析者の関係も同様に不平等な力関係のもとにある。それは、催眠療法における不平等な治療関係の遺産でもある。しかし、同時に、その治療関係の変化によって、心理療法の場が、直接的な人間関係へと置き換えられたことによる影響が何より大きい。

心理療法は身体から分離された精神に直接的に働き掛ける。精神医療が身体の明け渡しを強制したのに対して、心理療法は、被治療者に精神（人格）の明け渡しを要求する。それが、治療契約の本質である。こうなれば、治療者は、被治療者の精神を握った「権威ある主人」として、被治療者の前に立ち現われることになる。身分上の高低による不平等な関係から、精神の明け渡しによる不平等な契約関係へ。精神医学における空間による病者への身体拘束から、精神分析療法における人間関係による病者への精神拘束へ。精神分析療法以来、これが心理療法のテーマである。

ところが、精神分析療法は、治療のなかで巧妙に身体の拘束をも仕組む。ひとつは、時間による緩やかな拘束である。精神分析療法では、被分析者は殆ど毎日一定の時間を治療に当てることを契約する。また、治療プロセスにおける“行動化”への否定的見解がある。内面へ、洞察へと向かうエネルギーが外の世界への通路を開いてしまうことで発散されてしまうので、治療上好ましくないというのが理由のひとつである（第2の理由については後述する）。“行動化”は精神のなかで問題を解決する治療に対する抵抗である。しかし、精神を拘束された被治療者にとって、最後の主体性の場は身体しかないのではないか。この意味では、精神分析療法は、精神の明け渡しを契約の本質としつつ、身体をも拘束する。ここで、契約ということについて考えておこう。元を辿れば、契約という思想はユダヤ教的な神と人間の契約に行き着く。人間が神の被造物である限り、神と人間が対等の位置にいないことは明らかであろう。人間同士の対等性とは、神との不平等な関係を“共に”もっている者同士としての対等性でしかない。だから、横軸としての対等な契約関係は、縦軸にある神との不平等な契約関係を前提にしているのである。もし、治療者と被治療者が対等であるならば、その対等関係を支える縦軸の不平等な関係はどこにあるのか？　治療者と被治療者がともに不平等な関係を結んでいる相手は見当たらない。ここで思いあたるのが、心理療法とは被治療者が治療者に自分の精神を預ける契約をするものだ、ということである。神に代わる地位は現世の治療者に依託される。神と人間が対等の立場にならないのと同じで、治療者と被治療者も決して対等の立場に立ちえない。

ところで、治療者は精神の拘束による被治療者の主体性剥奪を治療上必要な手続きと考える。大雑把に言えば、精神分析療法は、病因となっている無意識の観念内容（正確には、観念とそれにくっついている感情）を、自由連想法と夢分析によって意識化し、自我の統

制の下に置くことにある。病気の状態では自我は、自分が知らない自分によって翻弄されているから、精神を明け渡す契約と治療上の他の諸規則に従って治療を進め、その気付かぬ自分をもう一度自分のなかに統合する。だから、治療がうまく進めば、新たな自分としての主体性を獲得することになる。これを一応の前提として、心理療法は契約によって主体性を一時的に剥奪する根拠を持つ、という訳である。

この事情を換言すれば次のようになる。精神の明け渡しを「合意」に基づいて契約する。治療者は被治療者に対して権威と権力を持ち、被治療者は治療者に対して従属を余儀なくされる。ここには、権威－従属、観察主体－観察客体の分化が織り込まれている。この主と奴の関係が弁証法的に展開されて、両者の矛盾関係が止揚され、被治療者がいつの日か新たな主体性を獲得して治療者と対等な立場になる、ということである。さらに、つけ加えれば、この治療関係の矛盾の止揚は、被分析者の精神内部の矛盾、つまり、意識と無意識の矛盾（自我とエスの矛盾）の止揚と同時に生起し、治療が完了する。

しかし、この主と奴の弁証法は心理療法では成立しない仕組みになっている。というのは、その治療関係のなかで生じる被治療者の新たな主体性にはちゃんと条件がついているからである。わかり易くするために“行動化”について、もう一度述べよう。行動化は否定的に評価され易いと述べた。その理由の第2は、治療途上で起きる行動化は、治療への抵抗なので、概して行動そのものの内容がよろしくない、あるいは、その結果が芳しくないという、その価値評価や結果評価に由来している。しかし、誰が判断者なのか？治療者の眼が、治療者の価値基準が、その行動の是非を判断するのである。それはもう既に、被治療者の主体性の発現ではなく、「治療者が是認できる主体性」の発現であって、被治療者の姿を借りた治療者の主体性に他ならない。そして、この治療者の是非判断、主体性を正当化するものこそ、客観的認識に支えられた科学主義と社会適応という切り札である。社会適応が人間の絶対条件であるとする根拠などどこにもない。社会適応とは、人間の条件ではなく、時代の条件である。「精神病」が近代以降の時代条件のなかで用意され、医学・医療によって完成された現象領域であるにもかかわらず、その治療のもとに、人がその主体性を放棄させられなければならない根拠などひとつもない。

こうして、心理療法のもとでは、治療者のＹＥＳがない主体性は存在を拒否される。心理療法で獲得される被治療者の主体性とは、治療者の主体性である。治療者が労働社会の先兵であれば、被治療者も働く者にならなくてはならない。心理療法が弁証法的に展開するならば、治療者自身に変容が生じるはずである。ところが、社会適応を背景にして治療者はどこまでも被治療者の主人の立場から降りることはない。だから、被治療者が自分の主体性を現すということは永遠に起きない。

結局、精神医学と心理療法は同じ穴のムジナである。精神医学と心理療法が果たす役割は、心身両面にわたる拘束と病者の主体性剥奪でしかない。

恐らく、被治療者が治療者との関係を拒否する場合か、精神医療と心理療法が終結した後か、いずれかの場合においてしか、被治療者の主体性奪還はないのではないだろうか。

本論では、精神分析療法の治療関係を念頭において批判してきたが、精神分析療法のみに限らず、広く心理治療一般における問題点と受けとって頂いて構わないと考えている。なぜなら、精神分析療法以後の心理療法も、治療契約と適応主義による主体性剥奪という点については大同小異であるから。たとえ、その治療技法が、被治療者よりの方向へ移行しようとも、逆に、治療者が定めるプログラムによって行動のコントロールを成就しようとするグロテスクな方向へと拍車がかかろうが・・・。

引用文献

(1) 鑓幹八郎、名島潤慈編著『心理臨床家の手引』誠信書房p.75

(2) A．エレンベルガー著　木村敏、他訳『無意識の発

見』（上巻）弘文堂p.227

(3)『無意識の発見』（上巻）p.229

参考文献

A．エレンベルガー著　木村敏、他訳『無意識の発見』（上・下巻）弘文堂

M．フーコー著　神谷美恵子訳『精神疾患と心理学』みすず書房

M．フーコー著　神谷美恵子訳『臨床医学の誕生』みすず書房

中本征利著『何のために心理療法を学ぶのか』勁草出版サービスセンター

日本臨床心理学会編『心理治療を問う』現代書館

「映画と本」で考える

学会誌と言えば、「書評」に限るのが普通だが、本誌では「映画と本」を手掛かりに社会のこと「臨床」のことを考える欄をつくった。加えて、テレビやビデオそして芝居などで、とあってもと思うが、しばらくはこれでいく。

本欄の担当は、武田秀夫と小沢牧子で行うが、今回は、担当者自らが書いた。別にモデルを示したのではない。担当者の自己紹介も兼ねて、というふうに受けとってほしい。

5～10枚程度で、会員のみなさんにご寄稿いただくと幸いだ。なお、武田さんには、映画ノート『嵐寛が風にゆがんだ』（朝日新聞社）がある。（編集委員会）

シドニー・ルメットの三十年
『十二人の怒れる男たち』と『Q&A』

武田秀夫（霞国語教室）

映画『Q&A』のキャンペーンで来日したシドニー・ルメットは、筈見有弘のインタヴューにこたえて次のように述べた。（『キネマ旬報』90年11月下旬号）

「ルメット　今はニューヨークに限らずアメリカ全体がとても人種的意識が強い。右翼的な政権が長く続いた結果、エスニック・グループに分裂することが奨励され、こんなふうになったのではないかと自分では分析しているが、三〇年代から六〇年代にかけてはこんなことはなかった。

筈見　『十二人の怒れる男たち』を今撮ったら、みんなエスニック意識を抱えたりしていたでしょうね。

ルメット　非常に違った映画になるだろうね。あんなふうに『甘い解決（ロマンチック）』にはならない」

私はS．ルメットのことばに胸をつかれた。なるほど、「甘い解決（ロマンチック）」か。たしかに、今思えば、『十二人の怒れる男たち』はロマンチックな映画だった。ヘンリー・フォンダ扮する陪審員がたったひとり無罪の票を投じる。むしあつい密室。うんざりした顔の十一人の陪審員たち。早く野球場に駆けつけ、ヤンキースの試合を見たいよ――。が、議論を重ねるうちに一人、二人と無罪に転じていく。陪審員のひとりが言う。

「我々には責任がある。これが実に民主主義のすばらしい所だ。つまり、何と言えばいいのか・・・。通告だ。郵便で通告を受けるとみんながここへ集まって全く知らない人間の有罪、無罪を決める。この評決で私たちに損も得もない。この国が強い理由はここにある。だから個人的感情は抑えた方がいい。個人的な偏見を排除するのはいつも難しい。しかも偏見は真実を曇らせる」

最後に、リー・J・コップが「無罪だ」と泣きくずれ、その背にヘンリー・フォンダが背広を着せかける。驟雨は去った。雨あがりの裁判所の広い階段を下り、三々五々、街に散っていく十二人の男たち。もう二度と会うことはないだろう。だが、その男たちの心を結んだ友愛の絆は、これからも生涯生きつづけるだろう。おお、アメリカン・デモクラシー万歳！

たしかに甘い。だが、1959年、二十歳の私は、はずかしいほど素直にこの映画に心をゆすぶられた。人の前では口をゆがめてものを言うくせがすっかり身についていた私であったが、ひとり映画館の闇に身を沈めているときは無防備だった。無防備なその心に、『十二人の怒れる男たち』はしみた。アメリカ映画は

いい。改めてそう思った。その感銘は、高校生の私が、恵比寿名画座の三本立てではじめてフランク・キャプラに出あったとき、とりわけ『スミス都へ行く』に出あったときの感銘とまっすぐにつながっていた。なんてストレートで明るいのだろう。メッセージがまっすぐにこちらの心に届く。元気が出る。ヘソの曲がった日本の若造よ。その気取りを捨て、屈折したがる心を矯(た)めて、もっとストレートに生きたらいいじゃないかとそれらのアメリカ映画は私に語りかけ、私は涙ぐみながらウンウンとうなづいて映画館を出たものだ。

ジェームズ・スチュアート、ダニー・ケイ、ウイリアム・ホールデン、ジューン・アリスン、ジーン・アーサー、ローズマリー・クルーニー・・・。彼らの明るい笑顔に当時の私はどれほど慰められただろう。

だが、そんなリハビリテーションをわが身にほどこしているなどということは、当時の若い人間にとって、ひたすら秘匿すべき何かだった。私は相変わらず人の前では『嘆きのテレーズ』が一番さ、シモーヌ・シニョレのあの無表情がたまらないなどと口を曲げて言い、くぐもったシャンソンを聞いたりした。口が裂けても、『ホワイト・クリスマス』がいいなんて言わない——。

やがて私は教師になった。と、目の前には貧しい現実の子どもがおり、給料日には、ツケを払ったあとこれだけの金で来月まで持つだろうかと心細く思う自分の生活があった。口をゆがめてばかりはいられない。私は現実に直面し、ストレートになっていった。子どもを前に力を感じもした。そしてたとえば私は、『十二人の怒れる男たち』を熱っぽく子どもたちに語り、討論し、クラスでの実際の問題をテーマに、はずかしながら、「たったひとつのX」という文集をつくったりまでしたのである。思えば、ロマンチックな時代ではあった。そして私は教師をやめた。二十一年がたっていた。その教師生活の後半『十二人の怒れる男たち』を生徒の前で口にすることは、たえてなくなっていた。いまある学校の中で、生徒にむかって無反省にストレートであることは、とんでもなく恥ずべき何かだ。そんな感覚がどうしようもなく私の内に育っていた。私は動けなくなった。こうしてロマンチックな時代は私において終わった——。

と、まあそんな私的な体験があったりもしたものだから、私は、S．ルメットが、世評高い自らのデビュー作を「甘い(ロマンチック)」の一語で振り返ってみせたことに強く胸を打たれたのである。私は、S．ルメットにおける『十二人の怒れる男たち』（57年製作、日本公開59年）から『Q&A』（90年）にいたる三十年余の歳月を思わざるをえなかった。

S．ルメットは、73年に『セルピコ』、81年に『プリンス・オブ・シティ』と、ニューヨーク警察を舞台にした映画を撮っている。そして、90年の『Q&A』においては、前二作のパターン——正義派の刑事（アル・パチーノ）が、あるいは汚職警官（トリート・ウィリアムズ）が、敢然と立ち上がって警察内部の腐敗を暴くというパターンを踏襲しつつ、しかし、意識的に今回は人種の問題をテーマにすえている。いまやニューヨークに生きる人間のリアリティは、彼がいかなるエスニック・グループに所属するかを特定しないかぎり保証されないとでもいうように、映画は冒頭から執拗に各登場人物がいかなるエスニック・グループ出身であるかを叙述していく。

アイルランド系の警部や検事補、プエルトリコ系の刑事や麻薬ディーラー、ユダヤ系の弁護士、ポーランド移民の老検事、イタリア系のマフィア、黒人の刑事・・・。そしてゲイのグループがこれらにからむ。

犯罪、警察内部の人間関係、恋愛、政治、あらゆるものの上に人種の問題が影を落し、いまニューヨークという都市が、すずめ蜂の巣に手をつっこんだようなすさまじい状況にあることを観る者につきつけてくる。いったいどこにこの混乱を鎮め、人々の間に友愛の絆を創り出す手がかりを求めたらいいのか。

同工異曲のそしりを招きかねない警察映画にあえて三たび挑んだS．ルメットが見すえていたのは、そう

したニューヨークの混沌だった。『十二人の怒れる男たち』から三十年、ニューヨークは、とても「甘い解決（ロマンチック）」などといったものを寄せつけない状況下にある。

考えてみれば、『十二人の怒れる男たち』の陪審員は全て白人、しかも男だけだった。「移民め！」ということばが差別的に吐かれる以外、人種の問題は登場せず、あるのは、スラムに住む貧しい人間に対する偏見、あるいは「ぐうたら息子」に対する父親のいら立ち、そうしたものであった。その限りにおいて、映画は、ロマンチックな解決を提出することができた。アメリカという国家の民主的な共同性、その強さが誇りをもって信じられ、友愛の現実的可能性が信じられた。それがいま、エスニック・グループに分裂し鋭く対立するニューヨークにおいては、ロマンチックな過去の神話になってしまった。『Q＆A』公開後、しばらくしてロス暴動が勃発する。息をつめてその推移を見守りながら、私たちは、白人対黒人という旧来の図式をこえた複雑な人種問題がアメリカ内部に存在していることを改めて知らされ、『十二人の怒れる男たち』において高らかに謳い上げられたアメリカン・デモクラシーの象徴ともいうべき陪審員制が現実にいかに差別的に運用されるかを目のあたりにした。と同時に、これは、対岸の火事視することができない現在の世界的課題の露頭にすぎないのだということも思わないわけにはいかなかった。

いま世界は、人種問題・民族問題というすずめ蜂の巣に手をつっこんだ。そうではないだろうか。S．ルメットが、エンターティンメントのかたちを借りながら『Q＆A』で描いたニューヨークの混沌は世界の混沌を象徴し、それはロスアンジェルスに噴出し、ドイツやフランスの排外主義として噴出し、各地の民族紛争として噴出しているものと通底している。そして、「暴力」しかこの混乱、混沌を吹きとばす、あるいは鎮めることができないのではないかという恐るべき問いの前に私たちは立たされている。そう私には思える。

だから、『Q＆A』において、本来ならヒーローとなるべき若き検事補（ティモシー・ハットン）が、ピュアではあるが暴力の前にはひとたまりもないヒヨコのように頼りなく、それと対照的にニック・ノルティが巨体をもって演じる暴力的な悪徳刑事が圧倒的な存在感を示すのは、いまの状況とよく見合っているとも言えるのだ。

ニック・ノルテイは言う。

「世の中はウジ虫ばかりだ。おれたちはそのウジ虫を退治する、自分自身の手を汚して。毒をもって毒を制する以外に方法があるか、こんなニューヨークを前にして。それなのに、大学出の＜リベラル＞野郎は、おれたちのやり方に文句をつける。自分の手を汚しもせずに！」

警官の鬱積したこうした怒りは、最近の映画『不法侵入』（ジョナサン・カプラン）においても重要な要素になっていた。『不法侵入』は、『羊たちの沈黙』以来ブームとなっているサイコ・サスペンスの流れに位置づけられるものという理解が一般的なようだが、私は、白人上流階級の人間に対する下積みの警察官たちの鬱屈した憎悪・怒りのゆがんだ表出という側面を重く見たい。この映画においても、カート・ラッセルの夫よりもはるかに警官役のレイ・リオッタに、生々しい、あえていえばセクシャルな迫力があった。鬼火のように青く光るレイ・リオッタの目は、ニック・ノルティの暗い目と私の中で重なる。

ところで、「アメリカは世界の警察官になるべきではない」と演説しつつ、ブッシュは、その一方でイラクを攻撃した。

S．ルメットやジョナサン・カプランが描くニューヨークやロスアンジェルスの警官の怒りは、やがて、世界の警察官として行動しつづけてきたアメリカが、にもかかわらず、その「世界」から応分の尊敬を払われず、それどころか嫌われさえしていることに対するいら立ちと怒り、それとオーバーラップして私にはうつる。（日本の学校の中における生活指導担当教師の暗い怒りとも結んで述べたい誘惑を感じるが、ここは

禁欲する）。

ともあれ、S．ルメットらアメリカの<リベラル>が直面しているのは、そうした下積みの、時には暴力を行使せざるをえない、手を汚さざるをえない立場に置かれた警官や兵士に象徴される大衆の「反動的」な、しかし十分に現実に根拠を持つ怒りなのではなかろうか。

ニック・ノルティにしろレイ・リオッタにしろ、映画の中では一応断罪される。だが、ニック・ノルティが、「畜生、銃を撃ったこともない腰ぬけの黒人野郎にやられるなんて」と血を吐きながら死んでいく姿に比べ、警察上層部からの圧力で全面的究明をはばまれて辞職する若い警部補の最後のことばの、なんと弱々しいことか。「彼らは僕の弱さを利用したのだ。僕は弱い男か。いや、そうじゃない。僕は戦ってみせる。方法はわからないが・・・。でも始めるつもりだ」

とってつけたような主人公の独白で映画の最後をとりあえずしめくくるほかなかったS．ルメットの苦渋。「毒をもって毒を制せよ」、「手を汚さない奴が何を言うか」という声と、ニューヨークのすさまじい混沌、荒廃との狭間にあって立ちつくし、どう友愛の絆を創り出すかと苦慮しつづける<リベラル>の苦渋。それが見える気がする。他人事ではない。

「される側」に立つという視点の欠如がもたらす立場
―中村雄二郎『臨床の知とは何か』（岩波新書、1992）を読んで―

小沢牧子（和光大学）

この書を取りあげる理由は、まず第一に書名にある。「臨床の知」というネーミングは、中村氏によって初めて登場したものだ。いま社会臨床学会と名乗る新しい場を始めようとする私たちにとって、またその場に身をつらねようとする私にとって、「臨床の知」ということばと概念を検討し、そこから自分たちの臨床という語に託す思想をあらためて確かめることは、意義あることに思われた。したがってこの稿は、書評という性質をいささかふみこえて、中村氏のことばと思想をきっかけとして私見をのべるという趣きをもつであろうことを最初にお断りしておきたい。

「臨床の知」と著者が言っているものは、ひとことで言い代えるなら、反・近代の知を軸とする思想である。近代の科学・技術を支えてきた3つの柱すなわち、普遍性、論理性、客観性のもつ負の側面を問い、近代知の行きづまりのありさまを分析しながら、代りの知のありかたを提示する。その知は、コスモロジー、シンボリズム、パフォーマンスの3つの柱を持ち、その3つはそれぞれ、宇宙論的な考え方、象徴表現の立場、身体的行為の重視と説明される。この対抗概念は、それに加えて、パトス＝情念、受苦、演劇的知、南型の知、共通感覚など、中村氏がこれまで提唱してきたいくつものことばによって、より詳しく解説・伝達されている。これらのことばは、私たちにとっての「もうひとつの知」の像を明確に示す役割を果たしている。

反・近代の知をめぐる論議の歴史についての詳細は知らないが、それは新しいものとはいえないと思う。それらのさまざまな論に私は'７０年代後半の時期に出会った。それらはまず、科学・技術の分野からはじまっていた。「オールタナティブ・テクノロジー＝もうひとつの技術」、「等身大の科学」、「トータルな知」などの対抗概念。そして高木仁三郎氏の『科学は変わる』（1979）や、槌田敦氏の『石油と原子力に未来はあるか』（1978）などの書物や人物。それらにめぐり会ったのは、近代の知と技術に支配されつくした生活の表皮を破って侵入してくる居心地の悪さや不自然さ、

苦しさあるいは直接の被害のためであり、それらを何とかしたいと思う地域の人びとと共に、学習活動や、必要で可能な運動をつくってゆく中でのことであった。（そのもっと背後には、水俣病をはじめとする公害・薬害などを身に浴びた人びとの呻きがあったのだが、私にとってそれが見えてくるのはもう少しあとのことであった。）その種の運動に、前掲の書物の著者たちをはじめとする学者・専門家・研究者たちは、肩書きを持ちつつもそれを越えようとする形で参加していた。その中で私は、自分の職業、臨床心理学の実践と理論を問い直す成りゆきを、必然として抱えた。子どもたちと暮らす女の日常に芽生える問い ── 医療や食、そして学校 ── が先で、自分の仕事における専門性の問い直しは、私の場合あとに来た。しかしそれらはひとつの根へとつながるもので、生活と学問・専門性を問い変えることは同一のテーマとなった。いまなお、その実現の困難さが身に泌みている。中村氏の近代知批判は、氏の学者としての生活をどう変えたのだろうか、ということがまず私個人の関心事である。

近代知と技術に対する「もうひとつの知」の発想は、新しいものであるというわけではないことをさきにのべたが、中村氏も「臨床の知」を今回はじめて用いているのではない。私が氏のこのことばに最初に出会ったのは、１９８３年に出版された『魔女ランダ考―演劇的知とは何か』（岩波書店）においてであった。この中に＜臨床の知へ＞という小さな節があり、次のようにのべられている。

「＜臨床やフィールドワークを本質とする学問＞とは、なにかの既成の理論の応用・適用としての実践的な学問のことではなくて、それぞれ精神医学や文化人類学に代表されるような、臨床やフィールド・ワークという、対象との身体的でかつ相互的な関係が、理論そのものにとって決定的に重要でかつ本質にかかわる学問のことである。」

臨床を生命とする学問のなかに、中村氏は新しい知をみいだそうとした。そこで注目されているのは、次のような側面である。相互主体性、相互作用性、個別性、場所（トポス）、コミットする自己の責任性、総合・直観的・共通感覚的な知、深層性など（以上は私の要約）。臨床の学問に氏はスポットを当てようとしていたのだが、しかしこの時点で知の組みかえの姿が実際に示されていたわけではない。

それから１０年を経て、私が本書で注目することは２つある。ひとつは、中村氏が今回どんな思想的展開をつけ加えているのか。もうひとつは、氏のいう「新しい知＝臨床の知」は、近代知によって成立している現状の社会また学問に対して、ほんとうの組みかえを提起するのか、それとも逆に体制補完の役割をするのか。

ひとつ目についていえば、本書には医療の問題、とくに生命倫理（脳死・臓器移植・インフォームド・コンセント）のテーマがとり上げられている。これは'８３年に「臨床の知」が示唆されてのち、新しく登場してきた社会問題である。このテーマへの見解が、現在の中村氏の位置、立場、視座を示すと考えてよいと思う。

その答えは明瞭で、また私のふたつ目の関心の答えでもある。中村氏は近代知を問いつつも、それを決して本気で問い切ろうとしてはいない。それは氏の眼ざしが、「患者＝される側＝弱い立場」にではなく、「医師・専門家＝する側＝強い立場」の方に向いているからである。たとえば脳死―臓器移植問題では、臓器を提供させられやすい弱い立場と、それを得やすいところにいる強い立場の関係の問題への視点が欠けているために、議論が抽象的になっている。またそのことは、インフォームド・コンセントを論ずるときにも明らかになる。氏は医療におけるパターナリズム（「される側」を「する側」に依存させること）的な要素をゼロにすることは不可能であるが、と断わりながら、二者のアンバランス（つまり両者の力関係のこと）の是正

の可能性を、“患者への思いやり”というレベルにとどめるのである。「・・・医者も身体をもった人間であるかぎり、パトス的存在であることを自覚することであり、医療の専門家である前に、一人の人間として患者の苦しみや痛みを他人事だと思わないことである。」そしてこれを可能にするのは思いやりや誠実さ、信頼であるとのべている。

中村氏のそれまでの緻密な論述が、このような“心がけ”の地点に行きついてしまうというのは驚きであるが、しかし問題の枠組み自体を温存した改良は、常にこの種の結論にいたることを思えば不思議ではない。中村氏の近代体制補完的役割は明らかなことであると思う。

臨床とは、関係の中に生起する個別のできごとによって成立する。そのときどこに視座をすえてものごとを見ていくのかが、当然のことながら決定的である。これまで私たちが20年にわたる学会改革の歴史のなかで、「する側」と「される側」という言い方でこだわりつづけたのはこのことである。この関係を「される側」に立って本気で問おうとするならば、そこに介在する技術＝道具自体の思想性を問うことから逃れられない。心理テストや心理治療を問うことは、中村氏の視点のように、よりやさしく思いやりのある心理臨床家になるよう励むことなのではなく、「する側」を護るために存在している手段の思想性を見抜き、これを不要とする関係と実践を追求することであった。専門家の位置そのものを問わないインフォームド・コンセントは欺瞞でしかあり得ないことを、私は自分の仕事の問い直し作業にひきつけて見いだしている。

もうひとつつけ加えておくなら、近代知への問いは、それによって被害を蒙った人びとの苦しみや怒りを出発点としている。いうならば、「これはかなわん」という思いの集積が、別の知を求めずにはおかなかったのだ。水俣から、チェルノブイリから、工場から、台所から、学校から、精神病院から、その思いが道を作った。そのことを覚えておきたいと思う。この視点をおろそかにした学問は、強い自戒をこめて言うのだが、民衆の知の収奪物とよばれることを免れえないであろう。

「される側からの視点」、「される側とともに」ということばを、私たちはずっと使い続けてきたが、それを古びさせてはならないばかりか、むしろいまいっそうその思想を高く掲げ、強く自覚したいと思う。なぜなら、ほんとうに必要な私たちの臨床の知は、まだなお小さな炎であることを、あらためて知るからである。

“ここの場所”から

＜社会臨床＞のイメージや課題は、私たちの日常世界に既にあり続けているにちがいありません。各自の働いている場、暮らしている処で体験したこと、考えたことを、本欄に気楽に短めに投げ込んでいただければと願っています。（編集委員会）

新たな「別枠教育」に抗しながら

三浦高史（豊岡児童相談所）

乱立気味の心理学関係諸学会にあって「人権」と正面から向き合えるのは「日本社会臨床学会」しかないように思う。私の関心、子どもの人権・障害者の人権にあり、職場が児童相談所であることから、人権を踏み躙られている子どもを前にして怒りに震える思いをしたことは数えきれない。

日本は豊かな国になったというが、最近の相談に、ホームレス寸前という「流浪家族」が多い。風俗関係の職場を転々と渡り歩く家族である。居住期間は長くて半年、短いものは一月もしない間にどこへともなく転居していく。ほとんどの家族は、会社の寮で生活をしているが住民登録もしておらず、学籍のない子どもも多い。相談を受けた中には戸籍もない子どももいた。保護者の仕事が深夜に及ぶため、朝食も夕食も満足に与えられず、学校給食が最大の栄養源という子どもや、母親が帰るまで家に入れず、深夜まで戸外で母を待っている小学生もいた。

そのような家庭で、近年子どもの「置き去り事件」が続発していたが、とうとう幼い兄弟が国道上に遺棄されるという事件が起こってしまった。これを家庭や保護者の問題、として片付けてしまってよいのだろうか。豊かさの陰で生存さえ脅かされている子どもたちが増えつつあるというのは考えすぎであろうか。

また、現在の日本で、子どもの人権がもっとも軽視されているのは学校教育の場であろう。兵庫県の教育は、連続して不祥事を起こして全国にしられているが、いじめをうけて不登校となった子どもの指導について学校を訪問して協力を依頼した。ところが「本校に、いじめは存在しない、なにを根拠にいいがかりをつける」と激しい剣幕で追い返された。

その学校で、他の子どもがいじめを受けて重傷を負うという事件が明るみに出た。学校は、「生徒指導には日頃から特に努力してきた」という談話を発表したが、なにを努力していたのであろうか。装具を使えば歩行可能な二分脊椎の子どもが普通校に入学を希望したところ、「もしも排泄物の異臭がしたりするといじめられるから、養護学校に入学するように」指導されたという。これでは「異臭がする子どもは、いじめられても仕方がない」というのと同じである。このような人が教育者として子どもの前に立てば、子どもは同じような人に育つだろう。

高度情報化社会と呼ばれ、高度技術社会と呼ばれる社会は、実は「効率第一主義社会」である。この効率主義は大人の世界だけでなく子どもの世界にも侵入し、子どもたちの「暮らし」を貧しいものにしてしまった。大人が「会社人間」にされたように子どもは「学校人間」にされている。子どもの「暮らし」の大部分を「学校」が、あるいは「教育」が占領し、友達と遊んだり、家族と過ごしたり、趣味やスポーツを楽しんだり、地域の行事に参加したり、なにもしないでボンヤリしているという「子ども本来の暮らし」の部分は無駄なことと切り捨てられてきた。

これまで不登校の相談を受けてきて、成績が学年でトップとかクラスでトップになったことのある子どもが少なからずいた。彼らが「会社人間」として生きた結果、「燃えつき」たり「過労死」するサラリーマンのように、「学校人間」として生きてきて「燃え尽きた」のではないかと思うと、暗澹とした気持ちにさせられる。

しかし親も子も「自発的に」働き、勉強している。もはや管理されるものが自発的に管理体制に同調するという究極の管理社会が作られているというべきかもしれない。子どもたちに効率主義社会への「適応」を強要することが、子どもの人権を守っていることになるのであろうか。しかも「適応困難」と決め付けられた障害児は、地域の子どもたちと共に生活するという、ささやかな「暮らし」さえも奪われてしまう。

私は、教育を必要ないとも、悪であるとも考えていなかったが、子どもたちから時間を盗み、子どもの暮らしを貧しいものにした「時間泥棒」は、効率主義に汚染され、理想を失った教育ではないだろうか。いじめ・学業不振・不登校・怠学・非行・高校中退等々、子どもたちの問題は次々に現れて大人たちを狼狽させている。従来の教育現場は、力ずくで問題を押え込もうとしていたが、これからは、これらの子どもにも障害児教育同様に「別枠教育」を用意するという方法を取り入れるのではないだろうか。「適応教室」「学習障害児対策」「通級学級制度」等々、その兆しは現れている。

しかし子どもにとって大切なことは、効率第一主義に同調する「学校人間」から離脱して、子どもたちの本来の「暮らし」を取り戻すことではないだろうか。どんなに誠実な専門家も「社会」に目を向けていなければ、差別を正当化する道具として利用されるし、多くの専門機関は、意識的・無意識的に差別に加担して、自分たちの存在を維持しているようである。そういう「専門家」や「専門機関」に対して「日本社会臨床学会」の存在は、大きな意味がある。差別される子どもの側に立って差別と闘うことは決して楽ではない。しかし、顔をそむけて通り過ぎることも差別に加担していることであると考えて、これからも頑張らなければと思っている。

研究態度と「専門性」について

中城　進（関西大学）

社会の様々な問題を直視しようとする『日本社会臨床学会』の設立とその学会誌の創刊号によせて、今、思い付くままにメモ風に書こうと思う。そう思っただけで、脳裏をかすめる事柄が大きく二点ほどある。それは、研究態度と「専門性」についてであり、自分の職業意識と生き方との絡みからきていることである。

(I) 研究態度

（1）『ねじ曲げ』のない研究を

実験の設定方法、データの取り方、収集したデータの処理、解釈などで強引に、作者にとって都合の良いように、操作が行われていることがある。しかしながら、このような『ねじ曲げ』たやり方を行うのは納得がいかない。“捏造”と判断することすらある。“「普遍」のために捏造は許される”とは、到底、思えない。

（2）『論理的飛躍』のない研究を

先入観や偏見や虚偽意識に基づいて、論理的飛躍を行っている場合が多々ある。論理的飛躍が公然とまかり通っている例を一つ上げよう。それは理論モデルを構成する際において行われる。まず、サンプル選定において一定の先入観が働いている。ある一定の人間像に基づいた対象のみがサンプルとして選定される。そのようにして選定したサンプルから収集したデータから、一定の方法を使用して、理論モデルを構成する。

その理論モデルに「普遍法則」というラベルを貼り付けて、その「普遍法則」が人間集団のすべての成員に妥当であると主張する研究者たちがいる。つまり、サンプル以外の集団に属する人間もその「普遍法則」に当然のこととして従うべきである、という。その「普遍法則」に外れるものは、「逸脱」とか「障害」とか「遅延」とか「遅滞」というラベル名を付与される。しかし、明らかに、これは論理的な飛躍である。その「普遍法則」は、ある特定のサンプルから、ある領域に限定をして、ある手段で収集したデータに基づいて構成した、一定の条件付きの、理論モデルである。理論モデルは普遍法則ではない。

（3）良心を曇らすことのない研究を

理論で真相をひきずりまわすことも、ある意味においては楽しいことかもしれないのだが、論理的飛躍であるということが分かったら、「普遍法則」という錦の御旗は降ろしたほうが良い。とは言っても、全面否定や研究の放棄をここで訴えているのではない。その点を間違わないでもらいたい。“「普遍法則」は、あるサンプルから、ある領域に限定をして、ある手段で収集したデータに基づいて構成した、一定条件付きの、理論モデルである”ということを認識し続けることが重要だと私は言いたいのである。これは、ある一面から人間を考える場合において、果たして真相をついているのかと疑問や疑念を持つこともあるのだが、時として“参考意見”となるということである。今のところ、私はそう考えている。

（4）歴史的・社会的な経過を踏まえた研究を

能力とか知能というものは社会階層と密接な関係があることが、この数十年ほどの間に言語学者や社会学者や教育学者によって明らかになってきた。これらの研究成果から見ても、能力や知能という名で指し示されてきた事柄は、個体内の知的な機能上の事象であるに留まらずに、歴史的で社会的な産物でもあることが分かる。いろいろな研究においても、歴史的で社会的な要因が絡み合っている。現存の環境要因というだけの環境分析では、物事の真相は見えずに、真相とは別の像を見ることになる。

（5）研究者の位置と役割の検討を

自分の生き方との関連で考えることが必要と、いつも自問する。

以下、紙数上、割愛する。

(II) 「専門性」の徹底的な議論を。専門的知識の徹底的な議論を。；専門的知識の生成仮定・果たす役割・人間への影響・伝達関連のこと・保有者・妥当性の検証方法・経済効果など。

(III) 人間観、またtechnical termsの徹底論議を。

(IV) 研究交流を；テーマがよくにているものの互いの考えや研究成果を学び合うために。

(V) 文献リストの作成。

(VI) 忍耐強い議論や論争を；意見の違いや差異があることは当然のことである。よっぽどのことがない限り、簡単には関係を切らないこと。

自立自助への助力の難しさこわさ楽しさ

伊藤友宣（神戸心療親子研究室・主宰）

もともと大阪大学の教育心理学教室の学生であった頃から、自分の志しているカウンセリングのしごとは、「教育心理」というよりも、「社会・教育・臨床の心理」ということかしらなどと、思い迷っておりました。

人間ひとりの人生が、社会全体のありようというものと、深くつながったものであることは間違いがないので、哲学、宗教、経済、産業などのもろもろに無縁であるはずもない、と、結局は、自らの生き方と、地

球上人類の姿とのかかわりを見つめることだろうなど、思い惑いの三十年であったようです。

早や十七年になろうとする私の個人自営の小さなカウンセリングルームでのしごとは、端的に言えば、たずねてこられる方の「自立自助の困難状況への、発言による助力」ということになろうかと思います。

日々のカウンセリングのしごとの実際場面こそが、私にとってのショッキングな学習の場であるという認識は、経験を積み重ねれば積み重ねるほど鮮烈に強くなります。

年齢、職種、貧富、環境、経験の違いによって、ひとは声の出し方から発想のしかたまで、まるで違います。それぞれの違いに対して、なんとか位相のズレが場面の破綻を来さない程度に、来所する人との共有感覚を維持するのは、まことに至難の技というべきだと痛感します。

個々の違いに気づくと同時に、いわば時代的な特性というか、歴史上の同時代に生きている者みなの共通命題が、どの相談場面にも色濃くあらわれていると言えるのも、一方でこれまた実に確かなものだと思います。

端的に言えば、つまり、時代はもはやよほど平和維持を旨とする社会制度に徹してきているのに、人々の本音の話し合いというものは、いざとなれば殺すか殺されるかだという発想からいまだ脱却できていない、というところに問題があるのだと思います。

夫婦、親子、きょうだい、嫁姑といった家族内の関係も、交友関係、職制の関係も、地域の関係も、人と人の関わりのすべてが、だから、立場の違う相手との話し合いに、すこしでも本音の喰い違いが出た途端から、破綻しかなくなってしまうのですね。

本音を話しあうことへの恐怖、拒否、嫌悪といったものが、人間関係の排斥をもたらします。しかもひとりでは到底おれない。

人恋しくて人嫌い。人間関係の挫折を、体験的に予想して、常にペシミズムに染められている。それが現代人の特長と思います。

登校拒否とか、子どもの暴力とか、いじめ、近親同士や友人同士の対立による殺傷事件とか、進学についてヒステリックなトラブルや、シンナーやたばこの問題、あらゆる少年非行、男女の交友の乱れなどなど。

私のカウンセリングルームに持ち込まれる問題は、子どもの問題であることが多いのですが、すべて、人間関係挫折の問題がポイントになっているといっても言い過ぎではないと思います。もともと私は、ロジャースのノンディレクティブのカウンセリングに敬意を抱き、そこで言う積極的傾聴という概念を、体験を重ねるに伴い、随分と広く深く解釈しつつ、今日に至っていると思います。

一般に、無意識のうちに心のなかに蓄積した、いわば「内言」というようなものを、口に出してことばでつないで説明するというようなことは至難の技です。

「なにを言ってもいいのですよ」という優しげな期待の前では、一言もことばにならないというのが、しごく当然で、型通りのノンディレクティブが飽きられてきたのは当然です。

ことばで表現させてそれを聞かないと相手のすべてが分からない、ではなくてちょっとした目線、口元の表情、かすかな挙措、呼吸などが、気持の表現になっていて、それを、どこまで読みとるかということを洞察力といいますが、洞察したものを、素直に、こう読んだと、こちらがこまかく表現する。

当っていれば、頷くとか、目が開くとか、実に豊かなリアクションがありますから、それもまたこう読んだよ、とこちらが表現する。

もちろん他人の気持の読みとりですから、思い違いがいろいろあって当然で、でも、違った時は、違ってると非難したり、異和感を持っているということが、頭をかしげたり、眉を寄せたり、口をとがらせたり、視線をよそに向けたりで、これもまた実に分かるのですね。それをまた、こちらが大急ぎで読む。

この関係が、来所者を、深い自己理解へ誘い込み、

自己評察の芽を育てさせます。「臨床心理士」とかの資格制度をうんぬんする前に、今なお一般に、大学履修の課目とかいった形のなかでの、臨床訓練の質が、現実の問題に立ち向かう上での水準に、はたして達しているのかどうかを、もっともっと吟味しなおすことが、先決であろうと、いつも思っています。

「指導困難校」と言われる高校での実践活動

渡辺八郎（神奈川県大岡高等学校）

私は、教師になって30年になる。結核等の病気で入院治療を受けている生徒のための病弱養護学校を振り出しに、神奈川県独自の技術高校（現在はない）、県立川崎高校定時制を経て、現在の高校で5年目を終わろうとしている。私のこれまでの教育理念である「こころの教育」（自分らしく人間らしく生きる力を育む）を30年間貫き通したと思う。

今回は「底辺校」「指導困難校」「課題集中校」と言われている高校での教育実践の中からその一端を書いてみる。

1988（昭和63）年4月に大岡高校に赴任した。職員打ち合わせの声が天井のスピーカーから聞こえてくる。また、その数の多いこと。職員質が大きく、80名近くの先生方が一つの部屋に入っているのだから想像してみてもお分かりかと思う。私の今までの生活からは考えられないほど事務的、機械的に物事が進められていく。学校にいるというより「生産工場」にいる感じだった。生徒の数も1600人、1クラス47人の36学級という生徒数の多さにも異様なものを感じる。なんだか先生方の顔の表情もどこかよその国にでも来たようなゆとりのなさを感じた。生徒を怒鳴りつける声があちらこちらから聞こえた。まるで生徒たちが羊のように、羊飼いである教師に追い立てられ、怒鳴られているようである。

このような感覚も次第に生徒とかかわることができるようになるにつれ、大岡高校の様子がわかってきた。

大岡高校に赴任して2年目、1989年度入学の10期生を3年間受け持つことになった。定時制での体験から、生徒の保護者との連帯を強めながら、生徒ひとりひとりを育てていく実践が必要なことを提案した。しかし、否定されてしまった。担任が大変になるということ。保護者との関係を嫌がる担任がほとんどであったからだ。生徒ひとりひとりを育てる実践活動をすると、他のクラスの生徒や親が自分のクラスにもやってほしいと要望が出てくる恐れがあるので止めてほしいという意見もでた。このようなことを主張してくるのは、組合活動を熱心にしている教師だった。ひとりひとりの生徒を生かす教育実践を嫌がり、自分たちが管理されることは拒否するが、生徒に対しては管理教育を率先し、人権侵害な行為を平気でしていくのが教師のように思われた。

教師の組合は、生徒を管理や人権侵害から守るという生徒の側に沿うものではないのかと腹立たしく思ったものだ。私は生徒とできるだけ管理的に接しないように心がけてきた。そんなことから生徒たちは私の前ではリラックスして様々なことを話し、お互いに語り合うことができた。バイクのこと、彼女のこと、親のこと、中学の時の教師のこと、内的世界の交流など、定時制の生徒と同じだった。学級通信を発行し（『新世界』（1年）、『カタリ』（2年）、『翔』（3年））生徒との関係を密接にしていくようにこころがけた。このような私の行為に対し周りの教師たちは良い評価をしなかった。

生徒たちは「力」で押さえつけられることに対して、ものすごい反抗や反感を持つ。例え教師や親であれ、自分が指示され命令されて無理やりに動かされたこと

を極端に嫌う。

2年の担任をしているとき多くの問題が出てきた。彼らは、1年のときはどんな学校かとか友達関係でいろいろ苦労する。しかし、2年になると学校の様子もわかりだんだんと自分を出してくる。

Fはまじめな生徒で、登校したときはよく話をする明るい生徒だった。Fは学校に出かけるときに家のトイレを出たり入ったりしながらやっとの思いで登校していた。お腹が痛いとよく言ってもいた。そのFが欠席した。母親は欠席するときはいつも連絡してきていた。Fが少し続けて欠席をしたある日、Fの両親が血相を変えて私に相談に来た。Fが「死にたい」と言い出したという。私はFが座席の直ぐ後ろにいるMとの関係が良くないことを感じていた。Mはレスリング部に属し、Fに対して「力」を誇示する傾向があった。

Mも真面目で一生懸命に努力するタイプで、体育系の雰囲気を自然に身に付けていたのだ。

Fの両親にはしばらく学校を休ませてください、死ぬことはないでしょうと伝え、何か変わった様子があったら連絡をくださいということで別れた。Fが休んでいる間に私はMと話し合いを続けた。15日ほどFは休んで登校してきた。その後FとMとは距離を置いて他の友達との関係を強めていき、その後の欠席はなくなった。

2年の6月ごろからH子が欠席し始めた。H子の友達であるT子に聞いて見た。友達関係の中でトラブルが原因らしいことがわかった。早速家庭訪問をした。今まで問題が起きて家庭訪問をした教師はいなかったらしく、大岡の先生は生徒がこんな状態になったとき、でも今までだったら絶対に家庭訪問なぞしなかったよと、H子の母親に近所の人達が話していたという。多くの教師たちの考えは、そのままにしていれば、生徒は欠席オーバーになり、結局退学していく。それでなくても大変な生徒が多い中、一人でも辞めていけば楽になるし、学校も良くなると思っている。

数回の家庭訪問をしたことによって、友達のT子たちの動きも変わってきた。20日後、登校してきた。それまでは今の学校は嫌だ、違う学校に行きたい。もう生きているのが嫌だなどと言っており、両親も本当に困っていた。登校するようになってからは何ごともなく、卒業まで元気に過ごした。

S子は、2年のクラスがとても嫌で始めの頃は登校しなかった。クラスの雰囲気から自分に合う友達がいないと決めつけていたのだ。

ところがN子も同じようなことを私に話してきた。そのN子のことをS子に話してからS子は登校してきた。S子とN子はそれから友達になり、卒業してからもつきあっている。

生徒の心の変化は、教師側の対応によってある程度分かるものだ。いじめの問題などはすぐに感じられる。事務的機械的対応をいくら一生懸命にやっても、生徒の心や態度は見えてはこない。心が感じ取れる対応態度を身につけるには、「臨床の知」の養成が大事だと思う。

生徒数も減りクラス数も減ってはきたが、問題を抱えている生徒の数は変わらない。もっとこれからも「心の教育」が重要になってくると思う。

こだわりつづけることをバネにして

瀬川三枝子（神奈川県中央児童相談所）

中学生のとき、学校の近くにあった児童相談所を訪ねた。所内を案内され、プレールームという部屋に入った。「ここで子どもたちが遊び、それを隣の部屋から観察する」と説明された。子どもが遊べる部屋がある。

やっぱり児童相談所だと、妙に感心していた私に、このことばはとてもショックだった。遊ぶところを観察するなんてずいぶんではないか、なぜ遊ぶところを「観察」する必要があるんだと、いやな気持になった。そして、私はそのようなことをされたくない、される子どものようにはなりたくないと、相談所に来ざるをえない子どもたちに対して、差別と軽蔑の気持も沸いた。

大学に入学して始めて、臨床心理学というものがあることを知った。私は心理学というものに興味がなかった。人のことを、ああでもない、こうでもないと言っているのだろう位にしか考えていなかった私にとって、なぜか新鮮だった。それは人と直接関わるものだったからだったからだと思う。そして、よくわかりもしないまま、受講してみることにした。

受講してみて、私は驚いた。心理学が人を区別し、差別し、排除していく手段として、使われているというのだ。そのために心理テストが使われ、さまざまなもっともらしい理論が「専門家」の口から語られていると言う。講義を聴きながら、小学校のときに受けた知能テストやクレペリンテストのことを思い出して身震いした。生まれつき目のわるい私も、「心理学」で振り分けられ、盲学校生活を送ることになったのだろうかとも思った。「する側」の論理だけで事が進められている現実に、「される側」「されてきた側」からどうしていったらよいのかと、自分の歩んできた二十年近くを振り返りながら、私は必死に考えた。

そして、私は就職した。それは福祉の世界だった。「福祉の対象者」とされてきた立場で痛みを経験した者として、それにこだわりながら、仕事をしようと思った。けれど、利用者に対して権威的に関わる「福祉行政」になんとも言えない違和感があった。でも、この「違和感」を大切にしようと思った。

四年前に初めて転勤し、児童相談所に行った。プレールームがあった。二つのプレールームの真ん中に部屋がある。私は、中学生の時の体験を思い出し、「やだな」と思った。プレールームには鏡がある。マジックミラーだ。けれど、隣の部屋の同じ位置には大きな荷物が置かれていた。私は本当に安心した。

けれど、児童相談所というところは「専門家」という匂いが立ちこめている。学校も、教育委員会も、相談に訪れる親たちも、「専門家の先生」と私たちを呼ぶ。私は逃げだしたい気持になる。子育て経験のない私より、親の立場にある人のほうがその子どもにとっては専門家ではないか。

私の勤務する相談所では、子どもたちは心理判定員が担当する。私は相談員という役割で、親や教師などおとなに関わる仕事である。子ども担当の心理判定員は、子どものことについて「理路整然」と語ってくれる。その子どもの家族についても「問題点」を言ってくれることも多い。それを聞いていると、「私にもそういうところがある」、「私にはそんなふうにできない」と思うことがしばしばあり、自信がなくなってしまう。

ハンディキャップをもつ子どものことで相談にくる親について、「障害受容ができていない」「深刻さがない」と言われる事もある。悩んでいれば悩み過ぎと言われ、明るくしていれば、深刻さが足りないと言われ、一体どうしろと言うのだろうと、思ってしまう。

ハンディキャップをもつ子どもたちの母親は強い。子どもと共に強くなるのだ。私はお母さんがたにお会いするたび、私の母を重ねて見る。母も何十年もかけて強くなったのだろうと。

ひとの心など簡単に語れるものではない。「障害受容」とことばで言うのは簡単である。親が厳しすぎる、真面目すぎるというのも簡単である。そして、「生育史から見て、この子はこうだ」と言えばすっきりする。しかし、人は物ではない。数式のように明解に分析できるものではない。このような話を聞いていると、からだの中から心を取り出されているような気分になる。

ストレス社会と言われる時代のためか、「こころの専門家」が求められているようだ。その証拠に、一般の人たちも対象にカウンセリングの講座も沢山ある。

私も何度か受講したが、「普通」の人間関係ではない。なんとも言えないものを感じた。このまま学習を続けたら、私がもともと持っている感性を失ってしまうのではないかという不安を感じた。

社会的には「専門家」を期待される組織の中で働いているが、わたしは「普通」の感覚で利用者と出会いたい。人として出会い、人として互いに悩みたい。そして、「普通に出会う」ことへのこだわりを止めてしまったら、私はこの仕事をする資格はないのではないかと思っている。

「がんばる」ということでよいのか

長安めぐみ（岡山県立岡山養護学校旭川分校）

私は田舎の小さな障害児学校で働いている。前項生徒百名たらず、小1から中3までの子供のほとんどが御近所の施設から通ってきている。

私の職種は「介助員」である。教員資格なしでなぜか学校現場に居る。「介助員」は教員配置数の不足を補うためにある、障害児学校にしかない不思議な職種だ。仕事内容は教員とさほど変わらず、授業も受け持つし、クラス担任もある。しかし、成績表は書かないし、学籍等の書類にもタッチしていない。「評価」とは縁遠い。

だからか暇にしている事が多い。子どもたちもよく知っていて、『オイ、ナガヤス。アノナー』と困ったことを抱えこんでは現れる。私も“なんでも屋”的位置づけをとても居心地よく思っているから、いつ何時お声がかかっても参上できるように、子どもたちの傍らで彼らのやりとりをじーっと眺めている。

障害児学校にはびっくりする程大人がたくさんいる。私の勤め先などは「重度」枠で生徒2人に1人くらい教員が配置されているから（私はその頭数の1人だが）小さな学校の中で子どものまわりに大人がひしめいている。おしゃべりする子は半数以下だから、大人がいつも子どもにむかって話しかけていることになる。

そんな中でずっと気になっている大人の言葉かけがある。「がんばる」だ。

障害児学校にいると大人は日常的に日に何十回とこの言葉を子どもにむかって発している。『がんばろう』『がんばって』『がんばらなきゃ』『がんばらないとだめだ』。周りの大人は何気なく使っているが、学校内での目標や評価のすべてにこの「がんばる」のスケールが入る。ちなみに我校の教育目標の中にさえ入っている。

運悪く施設で暮らしている子は朝起きた時から夜寝る時まで、学校でも施設でも「がんばる」一色だ。『がんばって起きれたね』『がんばって顔を洗いなさい』『がんばってぜんぶたべて』『がんばって勉強して』『がんばって走ろう』『がんばっておふろに入って』『がんばって早く寝よう』となる。へたをするといかにその時点で目標を達成できたかではなく、がんばったか否かが評価され、「がんばらない子」は普通校の「できない子」のごとく良い評価の対象からはずされてしまう。

教員も施設の指導員も親さえも、子どもの周りのすべての大人たちはなくとか「がんばれる子」になってほしいと心から願い、毎日が運動会みたいに『がんばれ』のエールを送りつづけている。

しかし、この「がんばる」はくせものである。大人たちが『がんばれ』と言う時には、がんばってほしい方向は一つに決まっている。その大人の期待する方向にむかって「がんばれる子」に育ってほしいのだ。そしてその方向は社会のもつ生産性というイデオロギーと（意識するしないにかかわらず）ピタリと重なりあっている。子どもたちは、早く、確実に、怠けず、でき

ないことを一つでも克服するよう大人たちのエールに応え、がんばり続けなくてはならない。

「発達段階」に則して、「軽度」の子も「重度」の子もその能力に応じたがんばりを要求される。教員は「障害児」のプロとして専門的な知識と経験を身につけ、いかに能率的にがんばらせるかの技能を追求する結果となる。

『オイ、ナガヤス。アノナー』と現れる子どもたちは、大抵そんな中でがんばり続けるのにくたびれた子どもたちだ。それも進路をひかえた中学部の後半になって、「オトナ」になっていく自分の心と身体に気づく頃、『アノナー』と思いを抱えてやってくる。言葉だけでなく身体ごとぶつかってくる。

『アノナー、オトナニナンカ、ナリタクナイ』。この一言にはたくさんの思いがつまっている。どんな「オトナ」になったらいいの。どんな「イキカタ」を思い描いたらいいの。いまなにをしたらいいの。このままの自分じゃだめなの。いつまでがんばればいいの。

でも子どもたちのそんな切ない思いに、今の私は何の言葉も持ちあわせていない。ただただ耳をすまし、ひと言ももらすまいと聞いているばかりだ。「障害児」が自分で「オトナ」になろうとする時、今の障害児学校では何の手だすけもできない、共に夢すら語りあえない。子どもの「発達」を保証するために集められた大人たちは実に無力なのだ。

「障害児」が障害を抱えながらも「オトナ」になるためには「環境」としての学校はどうあったらいいのか。周りの大人たちはどうしたらいいのか。普通校か障害児学校かという二極に分かれた論議だけでなく。子どもたちも交え語りあえる場として「社臨」への期待は大きい。

自然ののどかな景色の中、不自然を感じさせられながら、毎日子どもたちにまみれ「がんばらんでもいいんだよ」とつぶやいている。

「都市と人間」

明峰哲夫（農業生物学研究室・やぼ耕作団）

私はこれまで、農業の現場で暮らす家畜や作物の生き様に関心を持ってきた。

例えば豚や鶏。彼等は今、土や太陽そして自由な運動や仲間との交流を奪われたまま、狭い密室に囚われて生活している。

そして例えば野菜。彼らからも土と太陽が奪われてしまった。植物工場という牢獄に監禁された彼らは、水に溶けた化学物質を強制的に与えられ、昼夜を分かたず人口照明を照射され続けている。

この“動物工場”も“植物工場”も、中は無菌的である。

現在の農業技術がしつように家畜や作物を密室に閉じ込めようとしているのは結局何故か。それは生き物たちを外部環境から隔離しようと考えるからだ。現代の技術は外部環境を、生き物たちの健康を切磋琢磨する恵み豊かな世界とは考えない。反対に外部環境とは不潔さと危険に満ちた悪の世界なのである。だから生き物たちが閉じ込められた密室の内部は、穏やかさと暖かさに満ちた「ユートピア」であるはずだった。その「ユートピア」にまどろむように暮らす彼ら。その彼らはきっと高い生産性を挙げてくれるだろうと。だから生き物たちに“最適な”環境を与えようと躍起になってきた現代の技術が、生き物たちの体の内外を“無菌的”にするところまでたどり着いたのは別に驚くに足らない。究極の「ユートピア」とは無菌の世界なのだろうから。

けれどもこの技術思想は全くの「誤解」にすぎない。

*

生き物は自然の中で生まれ、育ち、進化してきた。その体の中に仕組まれた多様な機能、例えば動物の場合で言えば、筋肉や神経系統の様々な反射、内分泌による調節、免疫、それに喜怒哀楽の感情表現などは、周囲の自然から触発されて生じ、発達してきた。生き物の体の中に仕組まれたこれらの機能はだから“内なる自然”とも言うべきもので、それは“外なる自然”に連なる存在なのである。内なる自然は外なる自然との交流を絶えず求める。その交流が断たれると、内なる自然はすぐ萎縮し衰えてしまう。

生き物にとって健康であるということは、このうちなる自然（体内に仕組まれた多様な機能）が生き生きと回転している状態である。だからある動物が健康であるためには、彼（彼女）は自らの内なる自然を触発し賦活してくれる外なる自然と絶えず交流していなければならないはずである。

外なる自然は確かに不潔さと危険さが錯綜しているかもしれない。でもだからこそ、その自然は生き物たちに不潔さと危険にもめげぬたくましさとおおらかさを与えてくれるのだ。自然は生き物にとって、やはり恵みに満ちた“優しい”世界なのである。

*

ところで人間も生き物の一種である。その私たちの多くは今、文明化・都市化された環境の下に住んでいる。私はこの文明化した都市的環境が、我々人間の体をそして心を充分に触発・喚起する好ましい環境かどうかを検討することに向かわざるをえなかった。

現在の都市においては、激しく荒々しく危険なもの、そして“汚く”“醜い”ものは拒絶されている。人間にとってとりあえず快適で安全で無害なものだけが受け入れられる。“ありのままの自然や生物”を選別・加工・整形・化粧して、“都合よく切り取られた自然や生物”に変換するシステム。私に言わせればこれが現在の都市の本質である。この意味では現在の都市は「選別都市」とでも名付けられる。

１９９２年秋、「新生産緑地法」が施行された。この法律により「宅地化する農地」を選択した農地は三大都市圏の農地全体の６８％、実に約3万5千ヘクタールにものぼった。私たちの住むまちから農地という空間、農という営みがいよいよはじき出されていこうとしているのである。

*

密室に監禁された家畜たちの世界では“いじめ”“共食い”が渦巻いている。監禁は動物たちの生理、心理そして行動を大きく狂わせているのである。そのような生き物の世界を見ていると、私は現在の「選別都市」こそが現在の人間の体と心の様々な病みを育み、助長している元凶の一つなのではないかと考えざるをえなくなる。

人そのもののありよう、あるいは人と人との関係のありようを探ろうとするとき、人と環境（自然）との関係の考察が不可欠であろう。つまり「生活環境論」あるいは「生活空間論」とでもいった議論が意識的に行われなければならないと思うのだ。こんな勉強の一員にぜひ参加させていただければ、というのが私の新しい学会への期待である。

「土曜日は、楽しい日？」

柘植義男（教員）

昨年の９月から実施された“学校５日制”は、“土曜日”の過ごし方をいろいろ詮索され、家族と一緒に何かをしなくてはいけない日になったような気がします。また、“障害”を持つ子どもたちが、地域での学校開放などにどう参加できるのかも考えないままに開始されたようです。

私たちの養護学校では、毎月の第2土曜日を前にすると、「学校開放に参加しますか」というアンケートをとります。その結果、教師や、ボランティアの手配をします。当日は、学校の施設を使って参加者とボランティアによって過ごします。そして、参加者の確認・感想などがアンケートによってまとめられます。土曜日に何をして過ごしたかというアンケートも毎回のように出されて、まとめられていきます。

この土曜日に関しては、新聞等でいろいろな論評もあり、楽しく読ませてもらっています。ほとんどが、とても一生懸命にこの問題を論じ、地域でよくフォローしているというような内容が多いようです。でも、少し不思議な気がするのです。自然な形でいえば、子どもたちや先生達は、この「土曜日」には、休むことができ、とてもうれしいし、素直に喜んでいればよいものを、いろいろ考え理由づけをし、何か特別な活動をしなくてはいけない日になっているのではないでしょうか。

私たちの養護学校では、半数が寄宿舎での生活をしているため、毎週1回～2回の帰省日となり、自宅に戻り家族とともに過ごせる日になっています。長く寄宿舎生活をしている生徒で10年以上も生活している子もいます。以前は、先験的に、「子どもは家に帰りたいもの」－「家族は、帰宅を心待ちにしているもの」と思っていましたが、少しずつ違ってきています。子どもたちが家に帰りたいと希望していることには変わりがないのです。高等部を卒業していく生徒の中には、“ずっと寄宿舎で生活していたので、まずは家庭で家族と一緒の生活をしてみたい”と真剣に考えている生徒が多くいることからもあきらかです。その反面、“家に帰っても、何もする事がないので、寄宿舎で過ごしている方がよい”と考える生徒が、学年進行とともに多くなる現実もあります。10年近くも家を離れ、年間数10日しか帰れない生徒にとって、家は、“生活”する場から単なる“あこがれ”の場へと変質してしまっているのです。家庭訪問の際、ある母親から、「寄宿舎に戻すまでの間に事故のない様に、それだけを気をつけます。」とか、「家にいる間何をさせれば良いのでしょうか。教えてください。」といわれたとき、とてもつらいものを見せられたような気がしました。

このような関係になっている現実を前に、“家庭”で何ができるのかという思いにかられるとともに、このような関係にしてしまったものは何かということに思いを巡らせない訳にはいきません。同じ家族といいながら、年間数10日間の“生活”では、お互いに何を求めているのか、考えているのかを推し量ることはできなくなってしまうのでしょう。それが自然な過程なのかも知れません。“家族”ですらそうなのです。“地域”では、“ときどき帰ってくる子”や“あんな子がいたの”というように、存在感の薄い子が入り込めるわけがないのでしょう。生活のイメージの中にすら入っていないのですから。

学校の開放が始まり、各小・中学校での開放がなされていますが、“養護学校”の子どもたちにとっての土曜日は、“地域の学校で”“地域の子どもたち”と過ごす日ではなく、“養護学校”で“ボランティア”と過ごすか、“家庭で家族と”ともに過ごす日としての選択しかないのです。地域での活動を至上のものとしてスローガン化するつもりはありませんが、子どもたちが行きたいときに、自然に行くことができ、自然に活動の輪の中にはいっていけるような関係が取り結べるようになっていくことが大切なのではないかと考えています。そのような自然な関係を結べなくしている不自然さを、どうにかしたいものです。“土曜日”を迎えることが、本当に楽しく、生活のリズムの中に組み込めるような日が早くくればと感じます。

また、授業日が減っている学校では、授業時間の確保のために、“行事の精選”に力をいれ、子供達との生き生きした時間を取り上げようとしています。お祭好きの私は、子供達と一緒に楽しめる時間が少なくなりとても寂しく思っています。短時間で、効率的に教えることのできる先生をめざして「研修」もたくさん

増えそうです。つらい日々が続きそうですが、少しずつ頑張りましょう。

投稿のお願い

日本社会臨床学会編集委員会

1．日本社会臨床学会は、学会機関誌『社会臨床雑誌』を当分の間、年3回発行します。また、学会機関紙『社会臨床ニュース』を必要に応じて随時発行します。

2．学会機関誌・紙への投稿はいつでも広く募っています。別に、特集などを予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。

3．原稿枚数は、４００字詰め原稿用紙３０枚程度とします。それを越える場合には、編集委員会にご相談下さい。なお、〈「映画と本」で考える〉欄及び〈“ここの場所”から〉欄については、５～１０枚程度とします。

4．ワープロ原稿の場合、プリント・アウトしたものに加えて、フロッピーを届けて下さい。その際、ご使用の機種により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。

5．投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。

6．掲載させていただいた方には、掲載誌・紙５部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、編集委員会にご相談下さい。

7．投稿原稿は原則として返却しませんので、コピーをお手許に保存してください。

8．編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

編集後記

あと一週間足らずで印刷にまわさなくてはならない。締切日を前後して、待望の原稿が一本二本と届く。そのたびに、本誌のイメージがふくらみ、内容が決まってくる。日臨心でこだわってきたことはこういうことだったのだ、と改めて気づく。勿論、社臨の場を創ったために、新鮮に投げ込まれたテーマもある。

脱稿日も迫って編集作業に焦らされるが、一方で、公刊の日も近づいてきて、いささかエキサイティングでもある。早くも、２号には、○○さんの△△について、が欲しいとユメ見ていく。

広告欄をのぞいてほしい。本号執筆者、総会演者の著書紹介の思いで、広告をお願いした。著者達にも出版社にも暖かいご支援を頂いた。加えて、『社会臨床シリーズ』４巻本の出版を約束して下さった影書房を紹介する。うれしく励まされる思いである。日臨心時代、２０年近くお世話になった川村さんたちに、このたびも印刷をお願いすることになった。ご縁に感謝し、末長いお付き合いをお願いしたい。

読者の皆さんのご投稿など、ご協力を心からお願いしたい。（編集委員　篠原睦治）

篠原さんから「編集後記を書いて」と言われて、ちょいと戸惑った。というのも、内輪の話で申し訳ないが、編集作業の多くは、準備委員の何人かの協力を得ながら、篠原さんと林さんが担ったのが実情で、僕は何もしていないからです。

それでもこうして出来上がりが近づいてくると、執筆者、印刷を引き受けてくれた方など、産ぶ声をあげようとしている社臨という場を共有する多くの人たちの思いや力がひとつに集まっていくのを感じ、感慨深いものがあります。

本号は社臨設立総会前夜に発刊の運びとなり、本誌を通して、思いを同じくする人たちの出会いを現在以上につくっていければ、と心から願っています。そして、本誌が、そうした人たちの交流と討論の場となれば、と期待しています。

最後になりましたが、この雑誌を編むのにご協力を頂いた人たちに深く感謝するとともに、読者からのご意見、ご批判、ご協力をお待ちしています。（編集委員　三輪寿二）

既にお気付きの方も沢山いらっしゃると思いますが、本号の大半は、いわゆる「パソコン」で印刷したものを版下として製版しています。頁のレイアウト等の殆どは「パソコン」をつかっています。このような方法をとった最大の理由は「印刷コスト」です。けれども、自分達が大切にしたいものをギリギリまで手元においておけるこの方法は、悪い方法ではないなと思います。ギリギリまで大切に手元においたものを、信頼している人達に手渡し本になっていく、っていうのがいいな、と思います。

ところで、本号を作るにあたって多くの人のお世話になりました。有難うございました。とりわけ、僕の妹とその ── 名も知らぬ ── 上司の方、僕の職場の事務当直をやっている程野さん、には、ワープロで書かれた原稿を編集につかっている「パソコン」へ移すのに使うソフトを提供して頂きました。また、程野さんと、やはり僕の職場の荻原さんには、そのために使う機械も貸していただきました。本号が、一応予定通りの日程で発行できるのはこの方々の協力の故と言っても過言ではありません。そして、有形無形の迷惑をかけ続けたにもかかわらず、有形無形の支援をし続けてくれた僕のパートナーのみかささんにも、最大の感謝を送らせて頂きたいと思います（これだけは、忘れず書いておかないと・・・ネ）。（事務局　林延哉）

社会臨床雑誌　第１巻第１号　Vol.1, No.1
発行年月日◆１９９３年４月１日
発行者◆日本社会臨床学会（代表　寺田敬志）
事務局：神奈川県横浜市旭区本宿町61-3ウイスカーハウスB201　林　延哉方
電話：045-365-3145
郵便振替：東京7-707357
印刷所◆有限会社ケイエム・プリント
東京都文京区白山3-3-13
電話：03-3813-7921

現代書館

東京都千代田区三崎町2－2－12
電話03(3261)0778 振替東京2-83725

＊定価は悪税込み

山下恒男
反発達論
――抑圧の人間学からの解放――
1700円
近代社会がなぜ「発達」という概念を必要としたのかという疑問から出発し、「発達＝進歩」思想の抑圧的本質を明らかにする。その思想を支えた心理学批判も展開。関係者必読のロングセラー。

山下恒男
差別の心的世界
2884円
心の中に潜在する差別はどこから生まれてくるのか。差別に関する身体性の問題、近代化による差別の変質の歴史性、古典落語と大衆小説にみる前近代の人間世界等を通し、差別意識に迫る。

篠原睦治
「障害児の教育権」思想批判
――関係の創造か、発達の保障か――
3090円
養護学校義務化とそれを支える全障研の「発達保障論」「教育権保障論」を根底から批判し、共に生き、共に学ぶ＝「共生・共学」の実践のなかの子ども同士、大人と子どもとの関係に学ぶ。

篠原睦治
共生・共学か発達保障か
――80年代日教組全国教研の争論――
2266円
「障害児の発達保障」論一元支配から「共生・共学」を願う理論と実践との激しい論争の場として揺れ動いてきた障害児教育分科会の流れを「共同研究者」として関わってきた著者が総括する。
1545円

武田秀夫
このごろのきょうしざせつのてんまつ
当世教師廃業事情
教育とは、もっとも人間的な営みであるが故に、21年間の教員生活にピリオドを打った、あるひとりの教師の廃業という決断に至るまでの自らの歩みを綴る。教育界に静かな波紋をおこす一冊。

山下恒男
子どもという不安
――情報社会の「リアル」――
4月末刊
子どもたちの様々な問題にオトナが対応している問題の本質は？

朝日新聞社
●お求めは書店、ASA（朝日新聞販売所）でどうぞ。

嵐寛が風にゆがんだ

「こんな映画も見た」――。想い出いっぱいの抽斗を開けて取り出す、郷愁の映画ノート

武田秀夫

野外の「納涼映画大会」、あれは戦後どのくらいまで続いたのだったか――
小学校の校庭で見た「鞍馬天狗」。そして「シェーン」「真昼の決闘」。少年の頃から映画に魅せられた著者の、手垢に馴染んだ作品の数々、忘れ得ぬ俳優たちを、実人生のワンシーンと重ね合わせて思い起こす滋味深いエッセー。

定価一、六〇〇円（税込）四六判上製・二八〇ページ

北斗出版

東京都千代田区神田神保町1-8 第一野口ビル
〒101 電話03-3291-3258（価格は税込）

教育という謎
——消費社会の文化変容——
佐々木賢＋松田博公　臓器移植、超能力、ロリコン漫画、性の蒸発…。多様なモノと価値観にあふれた高度消費社会と教育の関係は？　近代化の過程を問い直し、教育の呪縛を解き放つ名コンビが現代教育の秘密を説き明かす。　●二四〇〇円

果てしない教育？
教育を超える対話
佐々木賢＋松田博公　社会のすみずみまで浸透した教育の概念を斬新な視点で考察する好著。●一九五七円

子どもの磁場へ
佐藤通雅　映画、文学、幼女連続殺人事件などを読み解き、子どもの現在を追求する異色作。●一九五七円

極楽非道の教師論
岡崎勝ほか　先生って何だろう？と悩んでいる人達に贈る。〝プロ教師〟への痛烈な批判を展開●一五四五円

学歴なんかぶっとばせ
門野晴子　高校中退者達に耳を傾ける一方、カリフォルニアでの学ぶ権利の保障の実態を報告●一五四五円

通信制高校を知ってるかい
手島純　年齢や職業を問わず、様々な層の人達が学ぶ通信制高校を教師歴十年の著者が紹介。●一四四二円

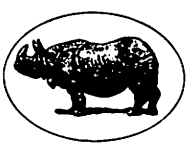

向井承子の本

小児病棟の子どもたち
子どもの病気とのたたかいは、子どもを病気に追いつめてゆくものとのたたかいなのだ。今日の医療最前線での医師、看護婦、子どもたちのたたかいを描く。「重い事実を冷静な目とたくましい筆力でつづったルポルタージュ」（日本経済新聞評）　1320円

お母さんの仕事　お父さんの仕事
働きながら子どもを育て、子を育てながら働く。サーカスのテント小屋から、雪の東北の村から、自分らしさを大切に一生懸命に生きる親たちが語る。「それぞれの生き方は子育てを考えるうえで貴重な示唆に満ちている」（家の光評）　毛利子来の親子塾②　1240円

晶文社

東京都千代田区外神田2-1-12
TEL(03)3255-4501(代表)　FAX(03)3255-4506

風濤社 東京都文京区本郷1-10-13
☎03-3813-3421 FAX03-3813-3422

やぼ耕作団

明峰哲夫著 ●定価1236円

「街中で農業を！」という過激なスローガンを掲げ、東京都下日野市に"やぼ耕作団"なる結社をつくり、できるだけの自給を目指し農業に励む著者の、独自の農業観、生物観をまとむ。農に関心ある人、食に関心ある人は必読の書。

ぼく達は、なぜ街で耕すか

——「都市」と「食」とエコロジー

明峰哲夫著 ●定価2900円

著者はいう——日本人は今"食う"ことをあまりに粗末にしている。そのため体と心のみずみずしさを失ってしまった。そこで本来の姿を回復するには、"食うために生きる"という厳粛な事実を見据え、自分の手で食を獲得する他に方法はない。この本はその処方である。

生命の声にきく暮らしへ

——この30年でまわりはどう変ったか

明峰惇子著 ●定価1300円

この30年、モノに取りつかれた私達は便利さと引換えにどれだけ自然を壊し続けてきたか。今すぐしなければならないことは何か。誰かが何とかしてくれはしない。私達自身が考え行動しなければ。いのちを育てる豊かな大地を子ども達に残したいと願う著者の力説。

精神医療［第4次］

2号◉特集＝共同作業所

［対談］心と言葉と身体——竹内敏晴・森山公夫

［座談会］共同作業所の今後をさぐる
——小川誉頂・押田房子・粟屋登・伊沢雄一・［司会］西澤利朗

ルポ 精神病院改革㊦——芳賀幸彦・佐原美智子
§……浜名湖の東、聖隷三方原病院……§

わが国における「社会復帰」論争批判㊦
§……生活療法の発見……§——浅野弘毅

保健・医療・福祉をめぐる動向㊦——朝日俊弘

続・ガンバロー会の人びと
§……風の流れ……§——仲野 実

BOOK REVIEW㊦ 脳死・臓器移植——吉田哲雄

精神医療統計を読む㊦
§……必要とされる社会的援助資源の数と整備状況……§——大島 巌

創刊号◉特集＝転換期の風景と精神医療の現在
3号◉特集＝自己愛の時代（4月上旬刊行予定）
定価1700円×4回（年）

批評社

東京都文京区本郷2-6-15 TEL.03-3813-6344

関係の世界を遊ぶ

——身体と関係の社会学 八木晃介

人と人との〈間〉を生きる人間という生物が織りなす多様な人間関係を、身体と関係の相互性のうちに解読し、女と男の関係の位相を明らかにする。 ★2060円

部落差別論

——生き方の変革を求めて 八木晃介

被差別部落の解放は、すべての人々の思想や感情、倫理観や文化性までをも包み込む——。なぜそうなのか。人間存在に不可避的な「差異」への確信と肯定こそ「個」の確立であり、あらゆる人間が己れの生き方の問題として獲得すべきものであると説く。 ★2575円

解放教育論入門［近刊］

——「同和」教育から解放教育へ 八木晃介

部落解放運動の中で圧倒的比重をしめる解放教育の諸問題を、「同和」教育への批判を通して明らかにする必読の入門書。 予★2220円

福音館書店

東京都文京区本駒込6—6—3
☎〇三—三九四二—一二二六

10万人のお母さんの読む育児書・医学書

続・はじめてであう 小児科の本

山田真著／柳生弦一郎絵
定価2200円(税込)／416頁
大人向き

はじめてであう 小児科の本 改訂第二版

山田真著／柳生弦一郎絵
定価2500円(税込)／536頁
大人向き

医学の知識は日進月歩です！

〈主な内容〉
第一部　からだのしくみと病気
心臓の病気・肝臓の病気・小児がん・内分泌(ホルモン)の病気・外科的な病気・スポーツによって起こる病気・遺伝による病気・目の病気他
第二部　病気の周辺から
こどもの気になる行為・多動とは何か？病気の看護法・予防接種他

〈主な内容〉
第一部　からだのしくみと病気
感染する病気・血液の病気・耳の病気他
第二部　病気の症状とその処置
発熱・下痢・咳・血尿・うつる病気他
第三部　薬と医療をめぐって
予防接種・薬のはなし・薬害のはなし他
第四部　救急処置
やけどの処置・すり傷・切り傷の処置他

◉人間と教育を追求するあなたへ◉　ウイ書房からのメッセージ

見せかけの豊かさと裏腹に、人間がおとしめられているいま、生きる力を育むはずの教育が病んでいます。
みずみずしいいのちを自ら絶つ子どもたちに衝撃を受けるあなた、人間が生きるに値する世を、どうしたら創ることができるかと　ためいきをつくあなた、人間に値するくらしを創る力を　どうしたら育むことができるかと　思い惑うあなた
ウイ書房が心をこめて世に贈る次の本に、あなたはきっと手がかりを得るでしょう。

心理学は子どもの味方か？
—教育の解放へ—
小沢　牧子
くらしの中に次第に深く入り込んで来ている心理学の裏表を見定め、生活者の視座からとらえる。子どもと共に生き、開かれた教育をと願う、親、教師、学生に必読の書！
全国学校図書館協議会選定　一五〇〇円

「私塾霞国語教室風景」
武田　秀夫
もしかしたらちいさなじゅくはユートピアさまざまな種類のけものたちが、傷を負うたもののおとなしさで互いに争わず、じっと渦につかっている静寂—小さな塾は、もしかしたらさびしく悲しいユートピア
全国学校図書館協議会選定　一七五一円

子どもって不思議
—学ぶことは生きること—
長谷川　孝
一学び一の文化は土壌の文化
地球を支えてきた一つちー の文化
一つち一がこわされたとき
地表はささくれだって　緑も失われる
一三三九円

木犀の匂う朝に
半田たつ子
家庭科、性教育、くらし、女と男、生そして死…。仲間と共に雑誌一Me一を育てて来た著者は、ウイ書房の名付け親—夫の死に向合い一つの区切りとして、十年をまとめた
一八〇〇円

喪の作業
—夫の死の意味を求めて—
半田たつ子
夫のガンとの闘いを真正面から見つめ、その死を一社会化一する作業によって、著者は人生の最大のストレスから立ち直るきっかけを掴む
一二〇〇円

家庭科新時代
—Meからの提案—
半田　たつ子編
中・高校で男子も家庭科を学ぶ新時代。小・中・高、卓抜な実践三十一編。この一冊で、あなたの家庭科観が変わる。生活を大切にする。あなたの座右にぜひ
日本図書館協会選定　二〇六〇円
全国学校図書館協議会選定
送料…『家庭科新時代』は三六〇円
他はいずれも三一〇円

ご注文は最寄りの書店に（地方小扱）。直接お申込みの場合は送料をお添えの上、振替で

ウイ書房

東京都調布市西つつじヶ丘2の25の14
電話 3326—1380　振替 東京 6-59867

野本三吉の本

風になれ！子供たち

＊児童ケースワーカー・十年の記録から

いじめ、自殺、不登校、親による虐待。学校からも家庭からも見放された子供たちがやってくる児童相談所。ケースワーカーをつとめた著者と子供たちとのふれあいの記録。 1800円

風の自叙伝〔増補新版〕

＊日雇い労働者たちの人生史

横浜のドヤ街・寿町。そこに日本中から流れ着いた労働者たちの人生を克明にまとめあげた、民衆の生活史。少年たちによる「横浜〔浮浪者〕殺傷事件」への論考を増補。 2000円

ボディ・サイレント

＊病いと障害の人類学

ロバート・F・マーフィー著　辻信一訳／人類学者が不治の病気に冒された自らの身体と社会をフィールドワークした問題作。 2600円

オルタナティブ・メディスン

＊アメリカの非正統医療と宗教

ロバート・C・フラー著　池上良正ほか訳／十九世紀のホメオパシーから現代のチャネリングまでの「癒し」の歴史をたどる。 2600円

東京外国人アパート物語〔大増刷出来〕

＊汗と涙の「国際交流」記　相川俊英著　各紙誌で大絶賛好評。 1800円

新宿書房
Shinjuku Shobo
（定価は税込）

〒102 東京都千代田区九段南4－6－13
☎03・3263・2610 FAX03・3263・2735

★書店にない場合は、小社に電話でご注文ください。

野本三吉編著

21世紀の子どもと教育

谷川雁、斎藤茂男、吉岡忍、小沢正、本用和子、レオナルド熊、楠原彰、松崎運之助、奥地圭子、長洲一二、大藤ゆきと野本三吉が、子ども、学校、地域の現状と未来について徹底討論するユニークな教育書。★1300円

岡村達雄編「教育の現在――歴史・理論・運動」

❶戦後教育の歴史構造 2600円

❷現代の教育理論 3200円

❸教育運動の思想と課題 3500円

「脳死」を看続けた母と医師の記録

有紀ちゃんありがとう

山口研一郎・関藤泰子――1500円

そのとき有紀ちゃんは九歳だった。母親の運転する車に同乗していて事故にあい、「脳死」状態で三九日間を生き抜く――。重版出来！

わたしとあなた〔新装版〕

愛って性ってなんだろう

大井清吉監修――1200円

ウッラ・アンデション／ビルギッタ・エークルンド著　直井京子訳

社会評論社　東京都文京区本郷2-3-10 お茶の水ビル
☎03-3814-3861 FAX.03-3818-2808 振替・東京7-89969 ＊表示価格は税抜きのものです。

影書房

東京都中野区中野5-24-16-201
電話 03-3389-0533【価格は税込】

徐君兄弟を救う会編

徐君兄弟を救うために

【500部限定】

B5判上製2分冊ケース入り総一七六〇頁
定価三〇九〇〇円

冷戦と分断の論理に対決し、人間の尊厳をつらぬいた徐兄弟。20年間にわたって発行された救援運動の機関誌53号と関連資料をすべて収録した、現代史と現代思想の一断面を鮮明に呈示する第一級資料。

推薦＝日高六郎・隅谷三喜男・飯沼二郎・和田春樹・土井たか子【呈＝内容見本】

アブラハム・レビン／滝川義人訳

涙の杯（さかずき）

●ワルシャワ・ゲットーの日記

ナチのユダヤ民族絶滅作戦で死の収容所に送られ殺された教師の、全人類への遺言書。￥3605

新編 プラトン

『国家論』考

山本建郎　【政治理念と形而上学の交錯の一断面】古典ギリシア世界におけるプラトン哲学の全体像を追求した労作。￥3090

尹伊桑

わが祖国、わが音楽

伊藤成彦編

祖国の統一と民族愛、全人類の文化と平和の発展をめざす現代音楽の巨匠の芸術世界。￥4944

あなた

朝鮮の十字架よ

●歴史詩集・従軍慰安婦

張貞任著／金知栄訳　その痛哭の恨の声を詩で訴える。￥1751

井上光晴 詩集

長い溝

惜しまれつつ世を去った戦後文学の旗手の現実変革と自由を希求する未刊の詩16篇。　￥2060

いまは

輝かなくとも

朴ノヘ詩集｜康宗憲・福井祐二訳

謎とされていた韓国詩人の『労働の夜明け』を含む詩文集￥1854

広島の女・八月六日

村井志摩子作　名作『広島の女』三部作のほか『あの日、あの雨』等感動的な広島鎮魂曲。￥1751

二度わらべ

●老人看護奮戦記【好評重版】

天児直美　寝たきりの父の看病そして介護に献身する人びとの記録。版＝一番ヶ瀬康子￥2060

赤い風車劇場の人々

●新宿かげろう譚

望田市郎　ムーランルージュをモデルに戦争の激流を生きる庶民群像を描く連作10篇。￥2266

焼いたサカナも泳ぎだす

【好評重版】

●映画『阿賀に生きる』製作記録

映画制作スタッフ共著・村井勇編。　【記録社発行】￥1751

平和憲法を世界に

平和憲法（前文・第九条）を世界に拡げる会編　オーバービー、石田雄、土井たか子、伊藤成彦氏ら11氏の発言を収録。￥1030

世界初の写真集緊急出版

報道されなかった湾岸戦争

●イラク人カメラマンによるフォト・ドキュメント　写真60葉／板垣雄三他 B5 ￥1030

Vol. 1 No. 1 April 1993

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :
c/o N. Hayashi, B201, 61-3 Honjuku-Cho, Asahi-Ku,
Yokohama-Shi, Kanagawa-Pref. 241, JAPAN

CONTENTS

On the Publication of The Review
The Preparatory Committee, The Japan Shakai Rinsho Association (1)

***Shakai Rinsho* : In Guise of an Explanation** Yamashita, T. (2)
Introductory Remarks on Clinical Work in Daily Life Nomoto, S. (12)
A Critical Look at the Theory of Buraku Liberation from the Standpoint of *Shakai Rinsho* Yagi, K. (24)
An Anti-Pedagogy for "Our Ageing Society" Saito, H. (38)

A Critique of the National Licensing of Clinical Psychologists by the Welfare Ministry
The Preparatory Committee, The Japan Shakai Rinsho Association (49)
Rethinking a Society Dependent on Licensing and Qualification Sasaki, K. (59)

A Critique of Self-instruction Potential and School Counseling (1) Nakajima, H. (72)
Rethinking the Role of Psychotherapy in Psychiatric Treatment Miwa, S. (81)
"Where We're At"
Miura, T. (96) Nakajo, S. (97) Ito, T. (98) Watanabe, H. (100)
Segawa, M. (101) Nagayasu, M. (103) Akemine, T. (104) Tsuge, Y. (105)

The Program of the First Convention of the Japan Shakai Rinsho Association (0)
Guidelines for Contributors (108)
The Editor's Comment (109)

The Japanese term *shakai rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refrain from giving it a precise English equivalent at this time.